



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本統治下の台湾・朝鮮における植民地教育政策の比較史的研究
Author(s)	弘谷, 多喜夫; 広川, 淑子
Citation	北海道大學教育學部紀要, 22, 19-92
Issue Date	1973-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29085
Type	departmental bulletin paper
File Information	22_P19-92.pdf



日本統治下の台湾・朝鮮における植民地 教育政策の比較史的研究

弘谷多喜夫

広川淑子

A Comparative Study on the Policy of Colonial Education in Formosa and Korea under the Rule of Japan

Takio HIROTANI

Toshiko HIROKAWA

目 次

(第1編)	20
第1章 台湾統治の開始と教育政策	20
1. 軍事的制圧の第1段階と植民地教育政策の措定 (1895 (明治28) 年 から1903 (明治36) 年まで)	20
2. 軍事的制圧の第2段階と台湾人の社会的意識の変化 (1907 (明治40) 年 から1915 (大正4) 年まで)	23
3. 「内地化」の風潮の時期 (1915 (大正4) 年から1918 (大正7) 年) と 台湾教育令 (1919 (大正8) 年)	25
4. 日本人教育の開始と整備	27
第2章 朝鮮の植民地化と教育政策	28
1. 植民地化への第1段階と教育への介入 (1894 (明治27) 年から 1905 (明治38) 年まで)	28
2. 「併合」といわゆる「武断政治」の時期 (1910 (明治43) 年から 1918 (大正7) 年まで) と朝鮮教育令 (1911 (明治44) 年)	29
3. 日本人教育	34
第3章 植民地統治の「改革」と教育政策	34
1. 日本帝国主義の全般的危機の時期と教育政策 (1919 (大正8) 年から1930 (昭和5) 年まで)	34
2. 朝鮮教育令の改正 (1922 (大正11) 年) と教育政策	35
3. 台湾教育令の改正 (1922 (大正11) 年) と教育政策	45
第4章 中国侵略戦争と教育政策	54
1. 日本帝国主義の中国への武力侵略の開始と全面戦争への 突入の時期 (1931 (昭和6) 年から1940 (昭和15) 年まで)	54
2. 満州侵略 (1931 (昭和6) 年) と朝鮮・台湾における教育政策	56
3. 日中戦争 (1937 (昭和12) 年) と朝鮮・台湾における教育政策	65
第5章 日本帝国主義の崩壊と植民地教育政策の終熄	71
1. 大太平洋戦争への突入 (1941 (昭和16) 年) と民族支配の極限	71
2. 民族支配の究極としての「国民皆兵」政策と日本語普及	72
3. 朝鮮・台湾における教育政策の崩壊過程及び植民地教育政策の批判	74

(第2編)	80
第1章 台湾における教育費令	80
1. 「本島人」対象の教育費令	80
2. 在台湾日本人対象の教育費令	81
第2章 朝鮮における教育費令	82
1. 朝鮮人対象の教育費令	82
2. 在朝鮮日本人対象の教育費令	87
第3章 教育費よりみた両植民地教育の特徴	89
おわりに—本論文の分析の留意点	92

第1編

第1章 台湾統治の開始と教育政策

1. 軍事的制圧の第1段階と植民地教育政策の措定 (1895 (明治28) 年から1903 (明治36) 年まで)

1895 (明治28) 年5月、日清講和条約にもとづいて日本軍は台湾の接收を開始した。台湾にいた清国官僚や台湾住民の武力抵抗を打ち破りながら、6月台北を占領し始政式を行ない植民地統治を開始した。

台湾の人口は推定で約300万人、漢民族と少数の先住民族で構成されていた。推定学齢児童数は約60万人である。

台湾総督府の学務部は7月には、台北郊外の旧廟に移した事務所内に学堂を設け、10名内外の台湾人を集めて日本語の伝習を開始した。台湾の日常語は台湾住民の出身地によって福建語と一部広東語が話されていた。だから日本から連れてきて通訳(北京語)も、北京語(官話)のできる台湾人を中に立てなければ役にたたず、「百数十名の陸軍通訳ありと雖も、台北地方の土民を尋問するに訳を重ねて而して尚不通の語を聞くこと間々有之」(学務部「土語講習所設置に関する上申書」中)という状況であった。従って日本の統治政策の遂行に当って日本語のわかる台湾人(と通称しておく、以下同じ)と台湾語(と通称しておく、以下同じ)のわかる日本人が緊急に必要であった。各地方官庁から日本語学校の設立要求上申が行なわれ、又軍隊内で台湾語講習会が開設されているのはそのためである。こうして教育政策がいわば応急の「政務上の必要」に応じることを先ず目的としなければならなかったことは明らかであるが、しかし学堂設置の意味はそれだけではない。そこで日本語教授法の研究(ちなみに最初のうちは英語で教え、それを英語のできる台湾人に訳させていた)と教科書の編纂に着手した最初の植民地教育政策者達の仕事は台湾における教育政策措定の基礎を準備することであった。

翌1896年、総督府の直轄学校として台北に国語学校、全島各地に14個所の国語伝習所を開校した。国語伝習所は「今日、内地人にて土語を解するものは至って少く、土人中には日本語を解するもの殆んど絶無の有様なり。此の如き境遇にありて治民の術を施し、教化の途を開かんとするは、実に至難の事といはざるを得ず。故に今本所を設け日本語伝習の途を開き、以て施政上の便を謀り、進んで教化の基を立てんとす(傍点は引用者)」(学務部「意見書(明治28年10月22日)」中)とその設立目的に関して述べられている様に、政務遂行上の必要を満たすことが第一義的に考えられていた。しかし併せて公教育の準備作業であるという考えが明らかに看取できる。こうした国語伝習所の二様の性格とその主要な側面は、その編成に反映してい

る。国語伝習所の所長は各地方の行政に当る官吏であった。又生徒は甲・乙二科の生徒を募集して甲科では既に漢学を学んでいる台湾人に専ら日本語を教え、各行政機関や軍隊の通訳を養成した。乙科は初めて教育を受ける台湾人の児童に日本語の他に読書、作文、習字、算術の初等教育を行なうことになっていた。甲科生は成人が多いことから食費、手当を支給し6ヵ月で卒業させ就職させるものであったから生徒は集ったが、乙科生は給与はなく、修業年限は4年であったし日本式の教育が意図されたから台湾句読（漢文の台湾式読み方）、台湾尺牘（せきとく＝手紙文）は教えなかったので、生徒は学校に出ても日常の用務を果すこともできないことから、甚だしい募集難であった。各地の伝習所に配置された教員達（各伝習所とも教諭2名、書記1名）は、民家や旧廟を利用した校舎に警察や官吏の援助の下で地方の有力者を使っていかに生徒を集めるかが主要な課題であった。勿論、教育課程は規則通りには進まなかったし、児童は多く在来の書房（後述）に吸収された。1897年には乙科生に漢文を教えることにし書房教師を講師にしたりして生徒の吸収をはかっている。1897年6月末調査で、国語伝習所生徒数は1,581名、そのうち甲科を卒業したものは303名であった。

国語学校は、日本人と台湾人の通訳の養成（語学部）と国語伝習所の教員（日本人）を養成（師範部）するところであった。その性格は明らかに教員養成のみを目的とする学校ではない。

教育政策者達は、当然、国語学校及び国語伝習所を正規の教育機関として師範学校及び「一般ノ公学」（伊沢修二の乃木総督宛「具申書（明治30年4月28日）」中）に移行させることを望んだ。これは、時期早尚として全面的には受け入れられなかった。しかし国語伝習所は官立であり、初等普通教育を行なうことは国庫支弁を本体とすることからいって財政的にも不可能であったし、又不適当と考えられた。又国語伝習所の管理に当たった地方の官吏は、教育政策そのものについての定見は無かったが、より広範囲な日本語を中心とする教育の場の必要を感じていた（国語伝習所分教場の設置要求）。

かくて1898年、最初の植民地における初等普通教育を行なう学校として公学校が発足する。「此際普通教育施設に関する一定の方法を布き、以て地方当局の所向を定め、且つ人民の希望を満すこと、教育施政上今日の急務ならんと信ず。而其法は公学校令案に依り明瞭なりと雖も、之を要するに本島の現状に顧み、内地人教員の俸給に限り国庫費を以て之を支弁し其他学校の設備及学校に要する経費は総て学校設置区域内に負担せしめ、従来国語伝習所制度に要する費額に比して国庫の負担を減ずると同時に語学的普通教育を普及せしめんとす（傍点引用者）」（総督府「公学校令草案に関する地方長官宛諮問書（明治31年3月8日）」中）とある様に、日本語の普及が一義的に考えられていたことが明らかであり、又教育政策者達の主張によって教授用語も日本語であった。

修業年限は6年で、教科目は修身、国語・作文、読書、習字、算術、唱歌、体操であった。その実施に当たって「新教育を授くる時間は最初は半部以上に止め、半部は書房教師の句読を授くべし。要するに書院（清国時代の学校—引用者）を再興し、書房を利用しつつ国語の普及を図るを以て今日学政の方針とすべし」（総督府内調査係「公学校諮問案に対する答申書（明治31年2月24日）」中）という意見は退けられたが、国語・作文の時間中に台湾尺牘を、読書の時間に台湾句読、算術の時間に台湾数字を加えて書房への児童の吸収に対抗したり、又入学時期を2月1日として（書房は旧暦正月頃が入学期であった）生徒を吸収することに主要な努力が向けられた。財政的にいえば、先の公学校令草案に対する諮問書にもあるように「本島ニ於ケル国語

教育ハ性質上義務教育ノ一ニ属スルモノナルガ故ニ普通学ノ範囲タル国語教育ハ之ヲ地方税事業ニ移シ又ハ地方ニ於テ自然学事ヲ施行スル習慣ニ委シ」(「公学校規則發布に伴う内訓(明治31年8月16日)」中)となったが、授業料の徴収などは不可能であった。だから各地方では設置維持のため旧来の学租を接收して収入に当て、又協議費と称して戸数割による寄付によってこれに充てた。

こうして日本の植民地教育は開始された。そしてその仕事に当たった教育政策者達には、「吾々は軍隊ではない、教育をするのが任務である」「自分が台湾に来たのは、戦争をする為ではなく奸細(探偵のこと一引用者)をする為でもない。お前達を日本帝国の良民にしようと思って来たのである」(いずれも伊沢修二の台湾教育に関する演説)という認識はあっても、その戦争がなければ教育もなかったこと、つまり逆に教育が戦争そのものの意味を問おうとする認識は無かった。植民地の領有とそこでの植民地教育の開始は、近代日本の教育が戦争の意味を問うという目を完全に失なっていく性質を決定的にした。

統治が開始されても各地で台湾人の武力抵抗は続きこのいわゆる「土匪」の鎮圧なくしては、教育行政を含めて一般行政を進展させることは、困難であった。

この武力抵抗は、1898年からはじめられた巧妙ないわゆる「土匪招降策」によって残虐に粉砕されていき、1902年の中南部における抗日軍に対する「討伐」をもって第1段階を終える。台湾の接收がはじまってから7年間に約3万人に近い台湾人が殺戮されている。

こうした日本の植民地統治に反対する台湾人の武力抵抗の趨勢は、まず在来の民間教育機関であった書房、私立学校の消長にはっきりと反映された。

書房は、清国時代の教育機関が日本の領台とともに消滅した中で私立学校とともに残った民間の初等教育機関であった。1897年の調査によると1,129、生徒数17,066人を数えた。規程を設け、漸次改良させていく方針をとったが、しかし「改良」したものは皆無であった。そして、かえって増加していく傾向に有ったが、1902年を最後に、以後は急激に減少してしまうのである(表1)。

私立学校は、長老教神学校等宣教師のものの数校があった。これら外国人のものが、1906年から再び設立される様になるのは、日本人による武力制圧が進んだからである。一方、日本人の従軍布教師のものが領台とともに一時的にかなり設立(1897年22校)されたが、その後は少なく大体5校前後であった(表2)。

教員養成は、国語伝習所の設置とともに、講習員として日本で教員経験者を募集し国語学

表1 書房及び生徒

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	書房数	生徒数		書房数	生徒数		書房数	生徒数
1898(明31)	1,707	29,941	1905(明38)	1,055	19,255	1912(大元)	541	16,302
1899(32)	1,421	25,215	1906(39)	914	19,915	1913(2)	576	17,284
1900(33)	1,473	26,186	1907(40)	873	18,612	1914(3)	638	19,257
1901(34)	1,554	28,064	1908(41)	630	14,782	1915(4)	599	18,000
1902(35)	1,623	29,742	1909(42)	655	17,101	1916(5)	584	19,320
1903(36)	1,365	25,710	1910(43)	567	15,811	1917(6)	533	17,641
1904(37)	1,080	21,661	1911(44)	548	15,759			

(注) 生徒は全て台湾人 (資料) 台湾総督府学事各年報
但し1903年以前は各年台湾総督府統計書

表 2 私立学校及び生徒

年 度	項 目				年 度	項 目			
	学校数	学校中日 本人設立 のもの	生徒数	生徒中 日本人		学校数	学校中日 本人設立 のもの	生徒数	生徒中 日本人
1898 (明31)	4	4	423		1910 (明43)	12	4	742	362
1899 (32)	6	5	781		1911 (44)	12	4	785	386
1900 (33)	10	9	823		1912 (大元)	12	5	882	503
1901 (34)	7	6	1,288		1913 (2)	13	4	832	335
1902 (35)	7	6	1,117		1914 (3)	13	4	924	361
1903 (36)	8	7	1,188		1915 (4)	13	5	974	333
1904 (37)	6	5	338	271	1916 (5)	14	5	1,117	377
1905 (38)	6	5	294	208	1917 (6)	19	9	1,589	531
1906 (39)	13	7	508	281	1918 (7)	19	10	1,706	631
1907 (40)	12	5	543	320	1919 (8)	21	11	2,169	885
1908 (41)	11	4	632	361	1920 (9)	22	10	2,444	834
1909 (42)	11	4	735	417	1921 (10)	20	12	2,659	1,016

(注) 空欄は統計がないためである (資料) 台湾総督府学事各年報
但し 1903 年以前は各年台湾総督府統計書

校で講習を行なった上、各地へ配置した。公学校の設置にともない国語学校師範部にも生徒を日本で募集してやはり短期で速成した。一方、更に公学校の急速な普及を見込んで、台湾人の教員を養成するため 1899 年、台北、台中、台南に各々、師範学校を設立したが公学校が少ないため、入学生徒(公学校 3 年修了程度)を集めるのも容易でなく、又卒業生の需要は少なく結局、相次いで廃止してしまった。

講習員は 1901 年まで 7 回にわたって募集され(262 人)、そのうち一部は吏務についた。国語学校師範部は、1902 年から甲・乙に分け、乙科に廃止した師範学校生徒(台湾人)を引き継いだ。1905 年から乙科の修業年限を 1 年引き上げている。

2. 軍事的制圧の第 2 段階と台湾人の社会的意識の変化 (1907 (明治 40) 年から 1915 (大正 4) 年まで)

1903 (明治 36) 年は、台湾始政以来はじめて平穏な年といわれたが、同時にこの時までに総督府は軍事的な制圧と併行して経済的には土地調査事業を完成している。1904 年には大租権を消滅させて台湾の土地を日本資本の進出に供する準備を完了した。

又政治的には警察が「土匪」対策として復活組織させた「保甲」制度を利用して、あらゆる一般行政を援助するという独特の型をつくり上げた。

台湾人の武力抵抗は、引き続き大規模なものがくり返されたが、既に民有銃器は引き上げられており、それらは日本の警察・軍隊の圧倒的な軍事力で残虐に弾圧されていった。そして更に、日本の軍事的制圧はやがて、いわゆる「蕃人」と称した森林地帯に住む原住民に及んだ。1910 年から 5 カ年の年月と巨額の費用、人員を注ぎ込んだ「生蕃」討伐事業がこれである。そしてこの討伐は、先の土地調査に引き続いて 1910 年から 1914 年にかけて行なわれた林野調査事業と表裏一体をなしていた。

ところで社会的には、注目すべきはこの「理蕃」政策に台湾人を協力させたことである。保甲によって組織された台湾人が多数、警察の指揮の下で動員させられた。

総督府の手厚い保護の下に日本の糖業資本は嵐の如く進出していった。こうしてもはや一般に日本の支配は動かし難いものに見えてきつつあった。しかし時あたかも台湾人の祖国中国

では、辛亥革命によって清国は崩壊し、中華民国が建国され、近代中国の歩みがはじまろうとしていた。台湾人の意識に、これらの否定的事実と肯定的事実、複雑に絡み合いながら作用していった。

書房は、そうした台湾人の意識を反映していた。1908年(1903年の半数に減少した)からずっと横這いのまま変化を示さない。

私立学校は、生徒の民族別を見ると1910年頃までは半数以上は日本人であった。1912年以降、次第に台湾人生徒の比率は大きくなるが、それでも日本人を対象としたものは比較的多かった。このことは、教員の民族別において、一貫して(この期間、日本人、台湾人が半々あることを除けば)日本人教員が多いことと合わせてみれば、私立学校が台湾人の反日的な教育意識を組織する性格を持ち合わせていなかったことを意味する(表3)。既に指摘しておいた様に、領台時、宣教師の私立学校が数校に過ぎなかったことは、それだけ日本の植民地教育をやり易くさせた。台湾では、これらの各種学校を除けば私立学校は皆無であった。

表3 私立学校教員

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	教員数	教員中日本人		教員数	教員中日本人		教員数	教員中日本人
1904(明37)	62	51	1910(明43)	71	35	1916(大5)	106	46
1905(38)	69	60	1911(44)	84	42	1917(6)	188	114
1906(39)	63	43	1912(大元)	86	48	1918(7)	230	150
1907(40)	64	39	1913(2)	97	53	1919(8)	245	164
1908(41)	62	35	1914(3)	91	40	1920(9)	232	160
1909(42)	62	35	1915(4)	88	43	1921(10)	267	180

(資料) 台湾総督府学事各年報

公学校は、1903年後藤民政長官が「教育の任に当る諸君の会合も占領後8年後の今日に至りて漸く此の如き会を開いた」(学事諮問会での訓示)と感慨深げに述べている位だから普及に力を入れはじめるのはこの期である。

1904年、作文・読書・習字を纏めて「国語」とし、別にそれらの時間内で行なわれていた「漢文」を一科にした。卑しいものとされ、不評だった唱歌は随意科になった。1907年には修業年限を地方によって8年(都会)、4年(農村)、2部教授(農村)と可動的にし、特に4年制への短縮学校を強制的に指定して経費の削減と普及をはかった。又地方住民の経費負担を公法的なものとして義務づけた。

しかしなお就学率は1910年までは延びなやんだが、1912年からようやく顕著な最初の変化を示してきた。この年には、公学校の設備は地方住民の実情に合わせ、経費を節約し地方街庄の負担を軽くさせた。同時に国民性格の養成のため国語(話し方によってなるべく幼時に修身の素地をつくるため第1学年の時数を増加)と実用的能力の養生のため手工・農業・商業(手工は必修、農業・商業は地方の状況に合わせて一つを必修、いずれも実習を重視)を重視する規則改正を行ない、公学校の性格を鮮明に打ち出した。

次に少数とはいえ公学校教育を受けた台湾人の高等普通教育(いわゆる中等教育という考え方は未だ成立していなかった)は、早晚問題にならざるを得なかった。日本人の教育体系は後に述べるが、別であつたばかりでなく、小学校や中学校への台湾人の共学など、日本人に

とって考えられない台湾人の増長だと思われた。1906年、1人の台湾人生徒が台北の小学校に入学していたことが発覚して「教育の方針に背馳するは勿論、啻に学制所期の効果を収むる能はざるのみならず延いては本島施政の目的に永久の阻碍を来す虞れなしとせず」（同年7月10日内訓）として退学させられている。

そこで高等普通教育を望む一部の台湾人は、日本へ留学せねばならなかった。しかし島内における台湾人のための高等普通教育機関への要求はやがて表面化した。一部の有識階級とよばれる人々が、先の「理蕃」政策への台湾人の協力と引きかえに設立を求めたのである。この学校は、設置費用は全て台湾人の寄付によって出させながら私立ではなく、しかも4年という日本人中学校より短い変則の公立中学として、1915年に開校することになった。

台湾人に対する高等普通教育機関はこの様にやっと日本人のそれより一段低いものが出来たが、それ以外に例外的に台湾人の高等教育機関となっていたものがあった。医学校である。台湾接収の際の戦争での日本人の被害をみると、戦死者は164人しかいないのに、疾病による死者は4,642人（台湾の病院に収容された5千余、日本に送還された2万余人の疾病者中の病死者を除いて）もあった。風土病をはじめとして衛生状態を改善することは統治の急務であった。台湾衛生顧問の後藤新平の指示によって、台北医院で台湾人に医学講習をはじめ、1900年独立して医学校となった。専門学校ではなかったが、以後台湾人に許された唯一の公学校以上の教育機関となった。卒業生は医者となったばかりでなく、新しい知識階級となって、やがて台湾人の政治的指導層ともなったのである。

実業教育機関はなかったが、ただこの期から各試験場に農事講習生、工業講習生を入場させている。いずれも手当を支給されていた。

3. 「内地化」の風潮の時期（1915（大正4）年から1918（大正7）年）と

台湾教育令（1919（大正8）年）

1915（大正4）年は始政20周年にあたるが、この頃から総督府では「内地化」を盛んに宣伝するようになる。台湾人の中国式の風俗や迷信、封建的慣習を改めて日本式にしようというのである。一方、台湾人の側でも和服の着用や新曆の採用などが一部の上層階級（紳士とよばれた）や青年の間で流行する様になった。台湾人の風習の中には弁髪や纏足等の封建的な悪習もあったが、台湾人はそれらを自らの手で近代化する歴史を与えられず、そうした近代化もまた日本の統治下で、日本人によってその支配に必要な限りで「近代化」させられるという事態に直面しなければならなかった。だから弁髪や纏足をやめることにこれまで難色を示していた台湾人も、革命後の中国で改革される様になると急速に改める様になってきた。

最初の日本語普及熱が興ってきたのもこの時期である。1914年台中庁の庁長が、庁下に国語夜学会を、1915年桃園庁の庁長が国語練習会をつくって一般の台湾人に日本語を普及しようとしたのが、台湾における日本語普及事業の起りである。二庁ばかりでなく各庁でもそれぞれ夜学会や普及会が設けられた。こうして風俗改良と日本語の奨励のための気運が起ったのが1914年から1917年にかけてであった。

前節で述べた第二の軍事的制圧の完了する1915年頃までは、いわゆる「同化」という言葉も意味は曖昧であって一般の日本人は、「とんでもないことだ」と考えていた。それが特に明石総督（1918～19年）の頃には、しきりに「同化」を説くようになっていく。こうした事柄は、軍事的にも経済的にも一応日本人の支配が確立して以後、台湾人の中に買弁層をつくりあげて思想的にも協力者をつくり出すことを求めた総督府の要請と、一方台湾人における中国革命の

表4 公学校生徒及び就学率、日々出席率

年 度	項 目			年 度	項 目		
	就 学 者	就 学 率	日々出席率		就 学 者	就 学 率	日々出席率
1898 (明31)	6,136	—	—	1909 (明42)	40,037	5.54	78.99
1899 (32)	9,817	2.04	—	1910 (43)	43,197	5.76	83.55
1900 (33)	12,363	2.19	—	1911 (44)	47,104	6.06	84.80
1901 (34)	16,315	2.85	—	1912 (大元)	52,504	6.63	87.35
1902 (35)	18,845	3.21	—	1913 (2)	58,618	8.32	89.36
1903 (36)	21,406	3.70	59.64	1914 (3)	66,404	9.09	90.10
1904 (37)	23,178	3.82	60.66	1915 (4)	72,218	9.63	90.90
1905 (38)	27,464	4.66	61.82	1916 (5)	82,788	11.06	92.67
1906 (39)	31,823	5.31	65.52	1917 (6)	100,312	13.14	93.69
1907 (40)	34,382	4.50	69.45	1918 (7)	120,215	15.71	91.99
1908 (41)	35,991	4.93	75.96				

(注) 1. 就学者は公学校の教科を修むるもの及び公学校の教科を卒えたもの

2. 就学率は $\frac{\text{就 学 者}}{\text{学齡児童中既に就学の始期に達したるもの}} \times 100$

3. 学齡 (児童) は 1912 年以前は年齢満 7 歳 1 日以上満 20 歳まで (の人口), 1913 年~1918 年は 7 歳~18 歳 (の人口) である

4. 日々出席率は、日々出席欠席児童 100 人中出席のもの

(資料) 台湾總督府学事各年報、但し 1907 年以前は、台湾教育会「台湾教育沿革誌」昭和 14

思想的影響と日本の教育を受けた知識層の近代化への志向とが複雑にからみ合った現象として説明される。そして台湾人の上層階級の中には、日本の統治を是認して台湾人の「近代化」を考えるものとそうでない者の二様の流れが分解してきつつあり、二つの流れは次期において明確に対立物に転化する運命にあった。

こうした中で、公学校教育はその普及が統治上ますます急務と考えられたのは当然であった。1917 年校舎の設備に関しては一層質実簡易化して地方住民の負担を軽減し、1918 年には、修身時間数と、国語の時間数を増加し、かわりに漢文の時間を減少させた。こうして簡易化と日本化が進む中で、4 年制の公学校の急増で 1917・8 年には 1912 年からあらわれた変化は、最初のピークを示した。この現象は一方で台湾人の近代化への志向が教育的要求の高揚となったものであった (しかしながら、それは日本の支配下においては、日本の教育支配に包摂されざるを得なかった (表 4))。

1919 年、台湾教育令が出された。それは実業教育機関として既にふれた工業講習所を台北工業学校とし、又義嘉農林学校、台中商

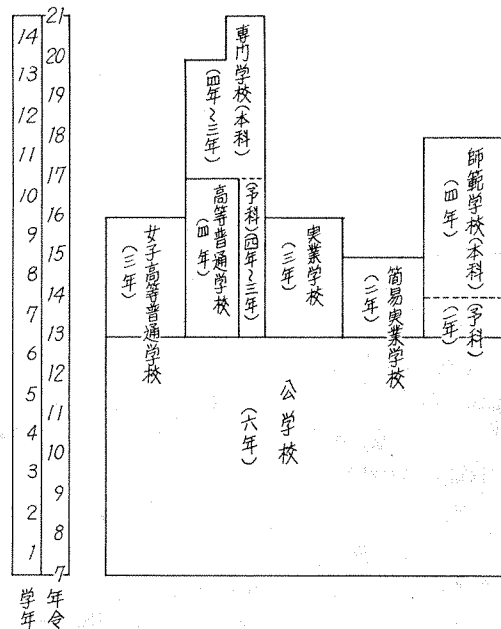


図1 台湾教育令による学校体系

業学校を新設した。又公学校の実業科を簡易実業学校として実業補習教育機関とした。専門教育機関として、先の医学校を医学専門学校とし、又農林専門学校、商業専門学校を新設した。教員養成機関として国語学校は台北師範学校となり、分校を台南師範学校とした。こうして初等教育から専門教育まで全ての教育機関が設置されることになった。しかしこれらは、いずれも日本人の当該教育機関より修業年限を下げた変則的なものであった(図1)。それまでの公立中学は、高等普通学校となって中学校とは称されなくなった。修業年限も引き上げられなかった。そればかりか、日本政府は公学校の修業年限を4年に引き下げることも要求していたのである(これは台湾総督府の主張が通って従来通り6年を原則とすることになった)。だから台湾人の教育は一応体系化されたが、日本人教育機関より全て低度の体系であった。これは次章で述べる1911年の朝鮮教育令の方式をそのまま台湾に当てはめることを日本政府が強く主張したからであるが、既に述べた台湾の社会状況からすれば、台湾総督府の日本人支配者にとっても、又当然にも台湾人にとっても、不満足なものであり「時勢及民度に適合」(台湾教育令3条)しなかった。とはいえ結果的には、1916年頃からうかがわれる台湾人の教育的高揚を一層促進させたし、同時にこのことが教育令の改正を必然化させたのでもあった。

4. 日本人教育の開始と整備

領台直後の占領戦争終了とともに渡台する日本人官民は増加した。日本人児童の教育は1897(明治30)年、国語学校に附属学校を設け、まず小学校教育を、1898年には同じく中学校を置き、中学校教育をはじめた。本島人(台湾人)には国語(日本語)を、本国人(日本人)には土語(台湾語)を、という始政初期の社会的必要を反映して小学校の補習科には「漢文」と「土語」の時間があった。この小学校は軍事的制圧の第一段階が終了したのち、1908年には、就学率は90%を越えており、ほぼ整備されたとみてよい(表5)。前年には中学部は独立して中学校となり、1909年には(中学校附属として置いた)高等女学校が独立して相ついで普通教育の体制が整った。中学校には1部、2部があり、2部は日本の中学校と同じであったが、1部は独特なもので、入学時期を1年下げ、それだけ教育期間を長くし、又全員学寮に収容して教育し、学科目には国民科を設け、又野外実習を行なうなど、そのねらいは海外に発展する「大国民」を養成することであった。前民政長官の後藤新平と佐久間総督が向う6カ年に亘って奨励金を出すことになっていた。日本人が台湾を南方発展への第1拠点と考え、又南方統治の第1線に

表5 小學校生徒及び就学率、日々出席率

年 度	項 目			年 度	項 目		
	生 徒 数	就 学 率	日々出席率		生 徒 数	就 学 率	日々出席率
1903 (明36)	*	57.34	*	1911 (明44)	7,482	91.32	94.00
1904 (37)	*	67.71	*	1912 (大元)	8,593	92.03	94.54
1905 (38)	*	72.91	*	1913 (2)	10,063	94.30	95.48
1906 (39)	*	68.61	*	1914 (3)	11,505	94.09	95.50
1907 (40)	*	85.76	*	1915 (4)	12,485	94.06	95.17
1908 (41)	4,606	90.65	93.99	1916 (5)	13,449	94.80	95.96
1909 (42)	5,256	90.86	93.21	1917 (6)	15,056	95.07	95.98
1910 (43)	6,492	93.20	95.40	1918 (7)	15,871	95.21	94.66

(注) 1. * 1907年以前は調査方法を異にするので掲げなかった

2. 学齢(児童)は年齢満6歳以上満14歳以下(の人口)

(資料) 台湾総督府学事各年報

立つ台湾の植民者達がそのような意気に燃えたのは当然であった。しかし、日本には台湾開発以上の積極的な南方発展のための資本蓄積はなかった。事実、台湾総督府は、台湾と南支間の貿易を台湾と日本とのそれに転倒させる努力をその時していた（それが実現したのが前年の1906年であった）。だから中学校1部の試みは発展せず、終に、1917年から生徒の募集を中止した。

その他の日本人教育機関は、台湾人の教育的高揚期に当る先の台湾教育令に先立つ1, 2年の間に相ついで新設された。専門教育では1918年医学校（台湾人）に医学専門部が、翌年には高等商業学校が新設された。実業教育は、1917年商業学校、翌年に工業学校と新設された。そしてこれらの学校は日本の法令によった。

小学校教員については、日本より教員を招いて需要に充てていたが、児童が増加してくるにつれて次第に供給が思うようにならなくなり、1910年から国語学校に小学師範部を新設して養成した。

第2章 朝鮮の植民地化と教育政策

1. 植民地化への第1段階と教育への介入（1894（明治27）年から1905（明治38）年まで）

日清戦争の結果、日本は台湾を獲得し、そこに植民地統治と植民地教育政策を開始した（前章）。その日清戦争は朝鮮問題を主要な要因として起ったものである。近代日本国家の形成以来、日本の支配者にとって朝鮮支配は対外的には条約改正とともに政治的・戦略的な主要課題であった。

日本は1876（明治9）年、他国に先がけて朝鮮をまず開国させることに成功した。李王朝と朝鮮政府の封建的支配者達は、あるいは宗主国と考えた清国の、あるいは新興の日本の圧力に左右され、党争をくり返すのみで、その上シベリアを南下したロシアとイギリスの朝鮮をめぐる角逐が加わってその政治は極度に紊乱した。

こうした中で、1883年から続いた農民蜂起は、1894年甲午農民戦争となって発展するが、日本はこれを好機として出兵し日清間の開戦にもちこむとともに、親日政府を打ち立て、その指導によって内政改革を行なわせた。これがいわゆる「甲午の改革」で、この時科挙は廃止され、李朝は教育の近代化に積極的な姿勢を示した。しかし、もともと朝鮮政府には既に政治的な力はなく、財政は極度に疲弊しており、ただ日本の力によって改革を推進しようとしたものだから他の一見急進的な改革案と同じく実効が伴わなかった。翌年の日清戦争後には、更に日本より顧問を入れて全く日本を模倣した教育制度をつくったが、小学校教育を義務教育とするなど、全く実情には合わず効果はなかった。

日清戦争は日本の軍国主義化、帝国主義化の要因となったが（それは、他方で中国を半植民地化させる要因ともなった）、しかし日本の朝鮮への支配は期待どおりには確立しなかった。三国干渉をバックとして朝鮮におけるロシアの勢力が台頭したからである。又もや朝鮮ではそれぞれ親露派・親日派がかつぎ出され暗殺と政略がくり返えされた。農民の義兵闘争は激化したが、朝鮮の支配者達は弾圧をくり返すだけだった。1904年、日本はイギリス帝国主義の力を背景として日露戦争を開始した。開戦と同時に日本軍は朝鮮に上陸し、軍事的圧力で軍事上必要とする地点を臨機収容することを認めさせるとともに、朝鮮政府の財務・外交部門に日本の推薦する顧問を入れさせた。学務部にも日本人の学校参与官を置いて顧問とさせた。戦勝に

よって、日本は朝鮮における支配的な地位を国際的に承認させることに成功し、以後は日本の独占的支配の確立・併合への道であった。

1905年、外交の一切を日本政府のもとに承握し、その代表者として1906年からの統監を朝鮮においた。1907年には皇帝を退位させ、軍隊を解散させ、内政も又統監府のもとに支配することを認めさせた。1909年には司法、監獄の事務を委託させ、翌10年には警察事務を委託させて日本の憲兵警察がこれにかわり、外交・内政・軍事・警察は全て日本が支配してしまった。

先の日露戦後、1906年日本は朝鮮政府への借款の中から臨時学事拡張費を出させ、学校の増設や設備費に充てさせ、教育制度を整備させた。普通学校（従来の小学校）、師範学校、高等学校（従来の中学校）、外国語学校を整備するとともに、各官公立学校に日本人教員を配置し、初等教育学校では教監、高等教育機関では学監として事実上学校を支配した。1908年には高等女学校、翌年には実業学校を設立し、又1908年には私立学校への監督指導に着手した。こうして朝鮮の教育についても日本の介入は進んだ。しかし財政規模は小さく、実質的には思うように進まなかった。

2. 「併合」といわゆる「武断政治」の時期（1910（明治43）年から

1918（大正7）年まで）と朝鮮教育令（1911（明治44）年）

1910（明治43）年8月、日韓併合条約によって朝鮮は、全く日本の植民地となった。朝鮮の人口は13,128,780（明治43年度末）であったから、学齢児童は約260万人と推算できる。台湾と同じ様に総督府をおき、植民地統治を開始した。総督は天皇に直隷し、朝鮮における統帥権とともに、法律にかわる命令（制令）を発することのできる包括的な支配権をもった。日本の軍部は朝鮮植民地化の政治過程を通じて、又一方で熾烈な民族闘争の弾圧を梃としながら独自の政治勢力化をなしていくが、そのことは、それだけ朝鮮の統治を必然的に軍事的色彩の強いものとした。軍隊の憲兵が警察の要職を兼ねて警察権を指揮し、憲兵は治安の主力となった。朝鮮人の結社、政治的集会はもとより、屋外における多数の集まりまで禁止し、朝鮮文字の新聞の刊行は許可しなかった。官吏や教員は制服・着剣し、こうして社会のあらゆる場面で専ら威圧によって統治した。近代日本の政治がもつ軍国主義的色彩は植民地朝鮮で露骨に発現され横行した。この期間を通じて、いわゆる「武断政治」といわれた理由である。

朝鮮教育令について述べる前に先ず、民間の教育機関である私立学校と書堂についてみよう。先の1908年の私立学校令は、日本の指導のもとにその整備が進められていた、いわゆる「模範的学校」が進展しなかったのに比して、1905・6年頃から各地に叢生した私立学校を規制するためのものであった。これらの私立学校は、同令によって許可を受けたものだけで2,200校、生徒数は約20万人にも上った。朝鮮人の設立したものもあったが、多くは外国人宣教師の経営するものであった。そして朝鮮の植民地化の危機に際して朝鮮人の民族的、反日的意識を鼓吹、奨励する場となっていた。日露戦後、日本の独占的支配が進む中で、それまで帝国主義諸国の角逐の中にあった朝鮮で、それら諸国の力を背後にもつ宣教師達の、猜疑と反日感情が朝鮮民族の危機意識と結びつくのは当然であった。特に、中国遼東半島と接する西北朝鮮は宣教師が多く、日本にとって不健全な私立学校の巢窟と見なされていた。それらの中には、大学や大学部と称する課程をもつものすら数校あった。

総督府の施政の開始とともに一層取締りを厳しくしたが、外国人宣教師の経営する私立学校に対する監督方法は「宜しく当事者の感情を害せざる様適當の取扱をなすを要す」（明治43

年第1回道長官會議における寺内総督訓示中)と、特に注意を喚起している。朝鮮での外国人の治外法権を撤去させてから日が浅く、総督府の施政は緒についたばかりであったからであるが、それから後も日本は教育のことに限らず朝鮮での宣教師を中心とする外国人の動向については細心の注意を払っている。それは、日露戦争の戦費の大半を外国(イギリス)からの借金で賄いながら、なおアジアに対して侵略と投資を強行するという日本帝国主義のあり方が格別に要請するものであった。

朝鮮教育令(後述)による諸学校を一通り発足させた上で、1915年私立各種学校の教科課程を、各官公立教育機関の課程に準拠させて宗教教育を禁止し、教員の資格についても定めた(既設の学校については、10年間の猶余期日を設けた。直ちに施行することは到底出来なかった)。

私立学校に対する規制は強くなったから、私立学校数、生徒数は、1918年にかけて減少し

表6 私立(各種)学校及び生徒

年 度	項 目				年 度	項 目			
	学校数	学 校 中 宗教学校	生徒数	生徒中 朝鮮人		学校数	学 校 中 宗教学校	生徒数	生徒中 朝鮮人
1912(大元)	1,323	494	55,726	55,313	1916(大5)	973	386	49,080	48,643
1913(2)	1,285	477	58,028	57,514	1917(6)	827	325	44,173	43,643
1914(3)	1,214	462	54,262	53,880	1918(7)	780	312	35,218	35,197
1915(4)	1,090	422	52,113	51,724					

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

表7 私立(各種)学校教員

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	教員数	教員中 朝鮮人		教員数	教員中 朝鮮人		教員数	教員中 朝鮮人
1912(大元)	2,953	2,725	1915(大4)	2,766	2,505	1918(大7)	2,001	1,571
1913(2)	3,061	2,815	1916(5)	2,437	2,175			
1914(3)	2,852	2,615	1917(6)	2,134	1,810			

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

ていった(表6)。しかし決してそのまま減少し続けていくことはなく、これについては後章で述べる。そして台湾とは異なり、その歴史的経過からもわかる様に、生徒はほとんど朝鮮人であり、教師も又同様であった(表7)。だからその無視できない絶対数の多さと合わせて、容易に日本にとって治安の対象となり得る性格をもつものだったのである。

書堂(又は書房(クルバン)ともよばれる)は、在来の民間教育機関として、特に教師が自家に塾を開いて児童に素読と習字を教えるものが広く普及していた。「併合」前、李王朝は書堂に対して何の保護も与えなかったにも拘わらず、どんな村落にも必ずあって、「併合」時にはその数1万を遙かに凌駕していた。日本の始政とともに「之を善用せば教育普及の一斑を補充するに足る。教育費饒かならず教育機関の普からざる今日に於ては可成這種在来の機関を不完全ながらも利用して其不足を補ふの途に出でざるべからず」(明治43年第1回道長官會議における寺内総督訓示中)として急激な廃止や改革は避けて漸次「改良」させる政策をとった。実際、私立学校に比べれば、その弊害は少ないと考えていたことは確かであったが、そうなると

表 8 書 堂 及 び 生 徒

年 度	項 目		年 度	項 目	
	書堂数	生徒数		書堂数	生徒数
1911 (明44)	16,540	141,604	1915 (大4)	23,441	229,550
1912 (大元)	18,238	169,077	1916 (5)	25,486	259,531
1913 (2)	20,268	195,689	1917 (6)	24,294	264,835
1914 (3)	21,358	204,161	1918 (7)	23,369	260,975

(注) 生徒は全て朝鮮人 (資料) 各年朝鮮総督府統計年報

書堂で教科に国語、算術等を加えたり、その教員で講習会に出席したりするものはほとんどなかった。そしてこの期間を通して学校教、生徒数とも衰えることなく増加しつづけて毎年 20 万人以上の朝鮮人児童が学んでいたのである (表 8)。1918 年から規制を強めた (しかし、急激な改革や廃合の強制は不可能であった)。書堂が朝鮮の歴史を書いた教科書等を用いることには総督府は当然神経を尖らせた。書堂の生徒数は、初等公教育機関 (普通学校) の生徒数より多かった (表 9)。

「併合」の翌年 1911 年、朝鮮教育令の制定と朝鮮への教育勅語の下付が行なわれた。朝鮮教育令は、寺内総督が自ら方針を示し、又自らも度々手を加えたものだが、その意図については、教育令の草案を示され、意見を求められた日本の穂積八束がよくつかんでいる。「此ノ学制ノ特ニ意ヲ修身及実用ノ諸科ニ留メ散漫ニ失スルノ流弊ヲ防キ穩健実着ナル風ヲ養ハントスルニ専ラナルカ如キハ小生ノ最稱賛スル所ナリ。蓋方今朝鮮ニ於ケル教育ハ先ツ我カ皇室ヲ崇敬スルノ精神ヲ扶植シ特ニ秩序ヲ重ンジ規律ニ服スルノ觀念を養ヒ而シテ日常生活ニ必須ナル智識技芸ヲ援ケ以テ一身一家ヲ治ムルコトヲ得シムレバ即チ足レリ。従前内地ニ於ケル教育行政ノ失策ハ之ヲ再ビスベカラザルナリ」(明治 44 年 4 月 29 日付穂積八束書簡中) と。それは、天皇制教育のあり方を日本での反省をふまえて、朝鮮でこそ完璧に貫徹させようということである。その意味で植民地教育には近代日本教育の本質が端的に示されている。天皇制への忠誠と日常生活に必要な知識技能、そのための修身と低度の諸学科、これが教育の全てであった。教育令が体系化した朝鮮人教育の諸学校は下図の通りであるが、確かに日本の教育制度より、学校系統も簡単に修業年限も短かくし、実用的なものであった。朝鮮人が日本人社会に入り込む余地は全くなかった。これでは一部の買弁的な知識人も形成されるはずはなかったが、そういう可能性のある階級の間からの不満にすら気を使う余裕はなかった (図 2)。

各教育機関をみると、「先ず普通教育の完備を期し、且重きを実用教育に置き之に加ふるに高等普通教育を以てし、進んでは専門教育を施し」(明治 44 年 7 月第 2 回道長官会議における寺内総督の訓示中) とあるように初等普通教育機関である普通学校に重点を置き、普及第一、軽費第一として負担を出来るだけ軽くして極力児童の就学を奨励した。そして実用第一、実

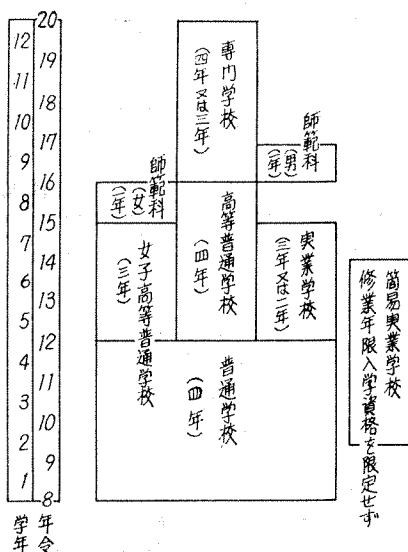


図 2 朝鮮教育令による学校体系

習訓練主義をかかげ、農業初歩、商業初歩を課し、特に農業初歩は全ての農村普通学校で実施されて、それらの学校では実習地をもっていた。

又これと平行に力を入れたのが簡易実業学校と農業（実業）学校である。そのために特に委員会を設けて教科書を編纂させ、又地方の勸業機関との関係をはかった。

こうした教育政策は、荒廃疲弊の極にあった朝鮮の農村を発展させることが一般的に必要なであったばかりでなく、農産物とくに食料（米）を日本へ移出する（日本からは、工業製品を移入する）朝鮮の経済社会を必要としたからであった。

そしてこの朝鮮経済社会の「発展」のために行なわれた第一の事業が、この全期間にわたって行なわれた土地調査事業である。土地調査によって土地の所有権を確定させ、土地の自由処分を可能にすることは、台湾と同じく朝鮮に日本資本が進出するための必須条件だった。土地調査事業によって、これまで宮院・官庁のもとで農民が耕していた土地は「国有地」となり、一族一村の共有地が有力者あるいは総督府の土地になり、総督府と一部の支配者が大土地の所有者となって多くの農民が土地を失い、莫大な貧民群を生み出した。しかし、日本の資本は朝鮮に工業を興す余裕はなかったし、その気も全くなかった。だから、実業教育といっても工業学校は必要としなかった。日本の資本による経済発展と、しかも日本経済の要求に見合う

表 9 普通学校生徒及び就学率

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	在学者	就学率 (推定)		在学者	就学率 (推定)		在学者	就学率 (推定)
1910 (明43)	20,194	1	1914 (大3)	53,019	2	1918 (大7)	80,113	3
1911 (44)	32,384	1	1915 (4)	60,690	2	1919 (8)	80,632	3
1912 (大元)	43,562	2	1916 (5)	67,628	3			
1913 (2)	47,451	2	1917 (6)	75,688	3			

(注) 1. 生徒は官・私立学校生徒を含み、且つ補習科、高等科の生徒（公立）を含む

2. 就学率は $\frac{\text{在学者}}{\text{学齢児童}} \times 100$ とした

3. 学齢児童は各年度朝鮮人口 $\times \frac{160}{1,000}$ とした

(大野謙一「朝鮮教育問題管見」昭和11年, p. 405を参照)

4. 推定就学率であるので小数以下は4捨5入した

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

表 10 簡易農業学校及び生徒

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	学校数	生徒数		学校数	生徒数		学校数	生徒数
1913 (大2)	31	967	1918 (大7)	49	1,211	1923 (大12)	7	434
1914 (3)	50	1,131	1919 (8)	49	805	1924 (13)	6	221
1915 (4)	53	1,275	1920 (9)	37	689	1925 (14)	6	279
1916 (5)	58	1,385	1921 (10)	15	626			
1917 (6)	58	1,490	1922 (11)	6	322			

(注) 1. 生徒は全て朝鮮人

2. 1922年より農業補習学校

3. 農蚕・農林補習学校を含む

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

ように発展させられるという植民地経済のもつ二重の歪みが、とりもおさず教育における実用主義に反映していた。

こうして普通教育、簡易学校、実業学校による農業教育に力をいれたが、普通教育は、生徒数・就学率とも10年間ののびは極く僅かであった(表9)。簡易農業学校、農業学校は受業料を徴収しなかったり、学用品の貸与をしたりして極力就学の奨励につとめたが、生徒の募集は極めて困難で生徒数は少なかった。

日本の朝鮮支配に対する民族的抵抗は強かったし、それは日本の教育についても同じであった。又、土地調査事業は、土地を商品化し、「近代적」な所有権を生み出したが、古い生産関係は近代化されず、奴婢的農民と官人的地主の間に成立していた関係は、依然として新しい小作関係に再生して、農民が教育を受ける条件は併合前と変らなかった。しかし、簡易学校数が1918年に最初のピークを示しているのは力を入れた証左である(表10)。

高等普通教育機関では、高等普通学校は、「併合」前から既に京城と平壤に官立学校があったが、1916年から少し生徒が多くなる位で、余力は入っていない。女子高等普通学校も「併合」前から平壤に官立学校があったが生徒は少なかった。しかしながら、朝鮮ではこれらの高等普通教育機関にも私立学校が存在し、1914年からかなりその生徒が存在していたことが特徴である。1918年以後、女子高等普通学校では、私立学校の生徒数は官立学校生徒数をはるかに凌駕していく。高等普通学校でも、1917・8年には、官立学校に匹敵する生徒数が存在しはじめている(この特徴は次期で一層鮮明になるので、そこで又触れる)。

専門教育機関は、教育令を制定した時は、直ちに本格的な専門学校をつくる気はなかった。その後1915年に「併合」前からあった官立の施設を引きつぎ、各々京城専修学校、医学専門学校とし、又前年の総督府工業伝習所特別科を工業専門学校とした。1918年には、前年に設立された官立農林学校専門科を水原農林専門学校とした。1915年規則を定めた際、専門学校の教科目を規定して、専門学校は絶対に宗教教育や儀式が出来なくなり、宣教師の私立専門学校を規制し、又相当の設備や教員を有するものでなければ私立を認めないことにした。私立専門学校を牽制したのである。

教員養成機関としては、師範学校は設置しなかった。普通教育の普及は未知数であったから、教員の需給関係の予測は困難であり、一年毎に短期で速成する方法がとられた。台湾と異なり、朝鮮では朝鮮人高等普通教育機関(うち官立)があったから、そこに高等普通学校卒業

表 11 小學校生徒及び就学率

年 度	項 目			年 度	項 目		
	就 学 者	就 学 率	日々出席率		就 学 者	就 学 率	日々出席率
1908 (明41)	10,646	86.08	—	1914 (大3)	29,061	96.17	—
1909 (42)	14,044	91.25	—	1915 (4)	28,296	95.95	—
1910 (43)	17,335	98.12	—	1916 (5)	31,155	96.64	—
1911 (44)	20,255	98.29	93.18	1917 (6)	35,403	97.79	—
1912 (大元)	21,562	95.43	—	1918 (7)	37,893	97.83	—
1913 (2)	26,185	97.18	—	1919 (8)	41,038	98.33	—

(注) 1. 就学率は $\frac{\text{就 学 者}}{\text{学齡児童中就学の始期に達している者}} \times 100$

2. 学齡(児童)は年月末(3月)に6歳1月より満14歳までの(人口)

(資料) 各年朝鮮總督府統計年報

者を入れる師範科を置いた。しかし、1914年までは普通学校卒業者をに入れて速成していた(教員速成科)し、別に各道では普通学校卒業者に6カ月から1年の教育をして教員の需要に当てていた(臨時教員養成所)から当然普通学校教員の質は悪かった。

3. 日本人教育

日本人の教育機関は既に併合前から各居留地の日本人居留民団によって設立されていた。1905年には、これらの小学校は在外指定学校として日本の公立小学校と同様の取扱いを受けるようになった。中学校は1909年京城居留民団により京城中学校が設立され、高等女学校は1906年釜山、1908年京城・仁川とそれぞれその地の居留民団によって設立されていた。「併合」後、これらの施設を引きつぎ、小学校は1910年、既に就学率98%、日々出席率93%に達していたのである(表11)。なお、小学校教員養成は、1911年京城中学校に附設臨時教員養成所(1年)を置いた。日本の師範2部と同じ方法である。

第3章 植民地統治の「改革」と教育政策

1. 日本帝国主義の全般的危機の時期と植民地政策

(1919(大正8)年から1930(昭和5)年まで)

日露戦後、日本資本主義は産業革命を経て独占段階に移行する。そして同時に日本は帝国主義国としての転化を成し遂げる。転化への重要な契機の一つは、朝鮮の植民地化であり、又台湾の植民地経営であった。日本が朝鮮・中国への侵略によって帝国主義国となりえたということは、同時にまた朝鮮・中国の動向が日本帝国主義の命運を軍事的にも、政治的にも、経済的にも左右する重大な要素となったということである。第一次世界大戦(1914~1918年)への参戦によって、日本帝国主義は一気に発展・上昇する。大戦によって生じた中国における帝国主義諸列強の空白を利用して、中国への割り込み策を一挙に解決することが参戦の主要な目的であった(1915年対華21カ条要求)。しかし大戦の終結とともに、日本帝国主義のもつ構造的矛盾は、朝鮮の三一運動、中国の五四運動に典型的にあらわれた、朝鮮・中国の民族運動との矛盾を基軸として、米英帝国主義国との矛盾、社会主義国との矛盾、そして米騒動に典型的にあらわれた日本国内の階級矛盾の相乗として爆発し、日本資本主義の構造的脆弱性は表面化した(全般的危機の形成)。

これに対応した日本の政治体制は、独占ブルジョアジーの権力への参加が絶対主義官僚との癒着として進行し、米騒動以来進められたその再編は、普選・治安維持法(1925年)体制によってひとまず完了する。そして他方、日本帝国主義は朝鮮・中国に対する新たな収奪と搾取の政策を追求することによって危機を回避しようとした。

それは1918~9年にはじまる帝国主義的全般的危機の深化の過程を通じて、日本資本主義が、寄生地主制的経済構造の修正をはかりながら、政治的には、天皇制を侵略と戦争の武器としての機能と、独占資本の収奪と抑圧のための装置としての役割の両面を合せもつものとして成立させたことを意味する。

1920年反動恐慌から、23年震災恐慌、27年金融恐慌と打ち続く慢性的恐慌の中で、独占資本は支配的地位を確立していくが、1929年日本資本主義が世界恐慌に巻き込まれた時、日本帝国主義は政治的には天皇制ファシズムへの傾斜を強めるとともに、中国・朝鮮への侵略の拡大へ突入していくのであった。

日本の植民地統治の「改革」は、第一次大戦後の全般的危機の醸成への対応として要請さ

れた。直接的には、朝鮮の三一運動、いわゆる万才事件（1919年）を契機にしてはじめられる。米騒動の中で、寺内軍閥内閣にかかわって登場した原敬政友会内閣は、大正期を通じてのブルジョアジーの権力への参加の第二段階（第一次護憲運動を第一段階とする）に位置するが、原によって開始された植民地統治の「改革」は、いわゆる内地延長主義、同化主義であった。それは、「改革」に当って出された詔書中に用いられた「一視同仁」の天皇制イデオロギーがブルジョアジーによって、精練された言葉で言い直され政策化されたものである。

内地延長主義は、1924・5年頃まで盛んにいわれた。それは日本帝国主義の矛盾が今や朝鮮・台湾を包摂して拡大し、植民地支配のあり方が、日本帝国主義の全政策の動向に規定されるようになったことを意味する。台湾・朝鮮における官制を改正して、文官総督でもよいことにし（朝鮮では実際はその後も全て武官であったが）又総督の植民地における統帥権を分離した。

朝鮮では警察制度を改めて、これまでの憲兵警察を普通警察にかえ、官吏・教員の制服帯剣をやめさせた。又一定の範囲内で朝鮮人の意見の発表を認めて、朝鮮文字の新聞の刊行を許可し、更に中央・地方の政治に一部の朝鮮人有力者を参加させた。そしてこれらの「改革」とともに重視されたのが教育改革であった。

三一運動は、朝鮮人の鬱積した反日エネルギーが、十月社会主義革命や民族自決主義の影響の中で爆発したものであった。それは凄惨な弾圧を受け、殺された朝鮮人は10万以上にのぼるという大きな犠牲を払った。しかし三一運動は、以後1920年代30年代の民族運動の起点となり、その質（武力闘争）を規定した。

またこの運動によって闘いとられた「自由」の上に1927～30年の反日運動は高揚し、「改革」いわゆる文化政治が、支配者にとって、諸刃の剣であったことを示した。

台湾では、文官総督を就任させ、朝鮮と同じように総督政治に一部の台湾人有力者を協力させることにし、又教育改革が行なわれた。しかし、台湾でも「改革」は諸刃の剣であった。1919～20年を境にして、台湾人の民族運動は激しく高揚し、1919～20年から1931年に到るおよそ10年間は、運動的には内地延長主義とは全く逆の様相を呈したのである。同化論など説いても、台湾人社会では相手にもされなかった。「本年は旧暦によるもの多く来年は更に旧暦に立ち返らんとするものが多からう（1922年）」「上海式の服装……台南市に大流行の兆しあり、漸次地方へ波及し役場員、保甲書記、専売局監視官補、公学校卒業生等の青年が競ふて之を着用する風潮がある（1925年）」「学校以外に於ける国語の研究は勿論習俗の改めたるもの殆んど見ず台湾は依然として旧套を脱せざる台湾である（1926年）」と日本人を嘆かせた。1927年には、台中州だけでも警察が正式に臨監した集会が200回以上に及んでいる。

こうして台湾や朝鮮支配の政策が日本帝国主義の全政策に規定されて、相互に結びつくようになってとともに、その対極における台湾や朝鮮の被支配民族の動向も又相互に影響し合うようになっていた。

2. 朝鮮教育令の改正（1922（大正11）年）と教育政策

三一運動後、朝鮮教育令改正のために調査をはじめるとともに、暫定的な教育制度の改革が行なわれた。1919年、高等普通学校の教科目に外国語を必修として加え、又実業及び法制経済の一科を実業と法制経済に分け、実業は随意科とする等、高等普通学校の程度を上げるとともに、実業科教育の重視をやめた。女子高等普通学校にも同様な主旨の改正を行なった。翌年には、高等普通学校は2年以内の補習科を置いて中学校（日本人）とほぼ同一の程度になった。更に普通学校も修了年限6年を主体とすることにして、学科目には日本歴史、地理を加え、か

つ理科や図画、体操を必修化し、小学校（日本人）とほぼ同一課程にした。農業初歩や商業初歩などは土地の事情によって増減を認めることにし、こうして普通学校の程度を引き上げるとともに、実業科教育の重視をやめた。普通学校の普及も、計画をくり上げて4カ年計画で3面1校の実現に着手した。

そして、こうした応急策に引き続き1922年、新朝鮮教育令が施行される。朝鮮人の普通教育機関としての普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校は、入学資格、修業年限、学科課程及び上級学校への入学資格等すべて日本人の普通教育機関と同一となった。実業教育、専門教育も入学資格、修業年限及び学科目を高めて、日本の制度と同一にし、又新しく大学教育及び師範教育が加わった。普通教育は、日本人は小学校・中学校・高等女学校があり、別学であったが、実業教育・専門教育及び大学教育は日本人の学校と制度的に同一になったから、朝鮮人は日本人と共学することになった。師範教育は日本の制度と同一ではなかったが、やはり共学であった。要するに初・中等（いわゆる中等教育という考えは、まだ成立していないが、高等学校・大学教育と区別するために用いる）普通教育以外は、日本人との「共学」を原則としたのである（図3）。

普通学校は、既にふれた3面1校計画（1919年より着手、1920年に計画期間を短縮）がはじまっており、1919年を境として1920年から1925年にかけて生徒数、就学率は最初の激増を示している（表12）。

高等普通学校も同じで、1920年から1925年にかけて公立の学校数は3倍に、又生徒数も急に増加している（表13）。

女子高等普通学校は、生徒数が増えてくるのは、高等普通学校より遅く1924年からである

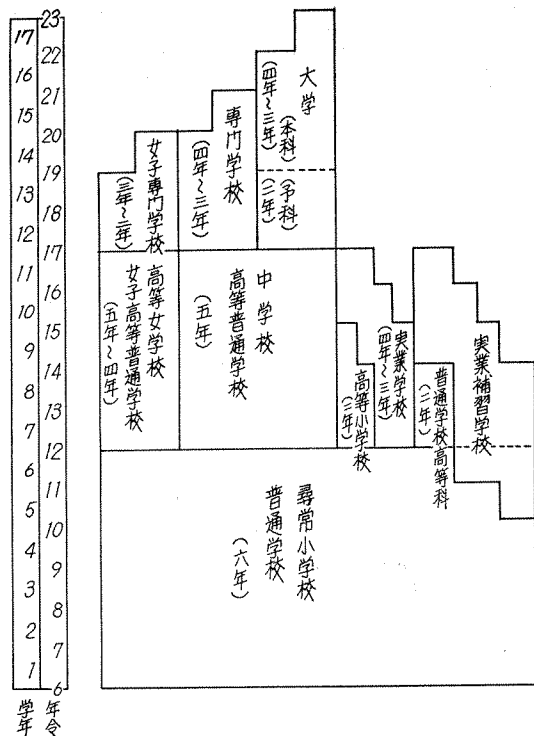


図3 新朝鮮教育令による学校体系（師範学校を除く）

表12 普通学校生徒及び就学率

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	在 学 者	就学率 (推定)		在 学 者	就学率 (推定)		在 学 者	就学率 (推定)
1920 (大9)	107,365	4	1925 (大14)	385,687	13	1930 (昭5)	460,585	16
1921 (10)	159,361	6	1926 (昭元)	408,928	14	1931 (6)	502,107	16
1922 (11)	238,058	9	1927 (2)	422,212	14	1932 (7)	517,091	16
1923 (12)	306,358	11	1928 (3)	432,224	14			
1924 (13)	346,048	12	1929 (4)	443,525	15			

(資料) 各年朝鮮總督府統計年報

表 13 高等普通学校及び生徒

年 度	項 目					年 度	項 目				
	学 校 数			生 徒 数			学 校 数			生 徒 数	
	官立	公立	私立	官・公立	私 立		官立	公立	私立	官・公立	私 立
1911 (明44)	2	—	1	395	—	1922 (大11)	11	1	8	2,966	3,546
1912 (大元)	2	—	1	456	—	1923 (12)	12	—	8	3,844	4,101
1913 (2)	2	—	2	567	—	1924 (13)	14	—	8	4,324	4,322
1914 (3)	2	—	2	663	200	1925 (14)	—	15	8	4,937	4,181
1915 (4)	2	—	2	882	278	1926 (昭元)	—	15	9	5,413	4,382
1916 (5)	3	—	4	1,038	677	1927 (2)	—	15	9	5,699	4,294
1917 (6)	3	—	6	1,195	1,105	1928 (3)	—	15	9	6,060	4,364
1918 (7)	4	—	6	1,485	1,244	1929 (4)	—	15	9	5,971	4,626
1919 (8)	5	—	7	1,247	893	1930 (5)	—	15	9	6,198	4,776
1920 (9)	5	—	9	1,346	1,672	1931 (6)	—	15	11	6,279	5,436
1921 (10)	7	—	10	1,953	2,975	1932 (7)	—	15	11	6,586	6,007

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

表 14 中学校及び生徒

年 度	項 目				年 度	項 目			
	学 校 数			生徒数		学 校 数			生徒数
	官立	公立	私立	官・公立		官立	公立	私立	官・公立
1920 (大9)	5	—	—	2,045	1927 (昭2)	—	11	—	5,136
1921 (10)	7	—	—	2,496	1928 (3)	—	11	—	5,579
1922 (11)	7	—	—	2,880	1929 (4)	—	11	—	5,725
1923 (12)	8	1	—	3,429	1930 (5)	—	11	—	5,792
1924 (13)	9	1	—	3,876	1931 (6)	—	11	—	5,785
1924 (14)	—	10	—	4,532	1932 (7)	—	11	—	5,926
1926 (昭元)	—	11	—	4,763					

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

表 15 高等女学校及び生徒

年 度	項 目					年 度	項 目				
	学 校 数			生 徒 数			学 校 数			生 徒 数	
	官立	公立	私立	公 立	私立		官立	公立	私立	公 立	私立
1920 (大 9)	—	12	—	2,276	—	1927 (昭 2)	—	22	—	6,380	—
1921 (10)	—	12	—	2,941	—	1928 (3)	—	23	—	6,611	—
1922 (11)	—	14	—	3,566	—	1929 (4)	—	24	1	6,950	140
1923 (12)	—	19	—	4,242	—	1930 (5)	—	24	1	7,546	162
1924 (13)	—	21	—	4,892	—	1931 (6)	—	24	1	7,834	180
1925 (14)	—	21	—	5,458	—	1932 (7)	—	24	1	8,106	206
1926 (昭元)	—	22	—	5,976	—						

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

が、これについては後にふれる。

なお中学校・高等女学校の日本人生徒数も、1920年から、同じ様に増加を示している(表

14, 15)。こうして1919年から1925年の期間は初等・中等普通教育の増加減少の著しい時期であった。

経済的には朝鮮産米増殖計画が1920年からはじまり、1925年に到って政策の手直しにより計画が変更されるまでの時期と一致する。第一次世界大戦後の日本資本主義の発展のもたらした労働者階級の増大をはじめとする都市人口の増大は、食糧需要を増大させたが、この需要の増大に地主制下の農業生産が充分応え得なかったため、1918・19年には食糧価格は暴騰し、ついに米騒動(1918年)を引き起した。日本資本主義はこれまでの様に、朝鮮でできた米を日本に運ぶだけでなく、日本に必要な米を朝鮮で作るという帝国主義的な農業政策を朝鮮で展開するようになった。

更に第一時大戦中は、連合国への補給品製造と南方市場への割り込みによって、朝鮮へ資本を投下する余裕をもち合せなかった日本資本も、戦後、有利な投資市場として朝鮮に注目し、土地調査事業の完了とともに、1920年、朝鮮会社令を撤廃させて(許可主義から届出主義)会社の設立を自由にさせ、関税法を改正して朝鮮にも日本と共通の関税法を施行させ、活発に朝鮮への進出をはじめた。朝鮮の経済は刺激され、生産額は激増する(特に1919年)ようになった。こうした経済的な上昇が、教育政策への財政的裏付けを与えて積極的な教育普及政策を支えたのである。

にもかかわらず、この朝鮮の経済的發展も朝鮮にとって本当の發展でなかった(1928年から行なわれる初・中等教育政策の手直しに言及する前に、引き続き、まずこのことについて述べておく)。朝鮮産米増殖計画の實行によって、朝鮮経済の全体が米中心の単作型経済に移行し朝鮮経済の自足性はもはや完全に解体してしまい、専ら日本経済に従属する植民地経済が成立した。進出した日本の資本は、土地や農業(米作)、あるいは米を中心とする流通部門、精米や酒造を中心とする食品工業へ主として投下された。だから大工業は興らなかった。

日本帝国主義が植民地経済に日本資本主義の半封建的経済構造のもつ矛盾を転化し、日本資本主義が植民地経済に従属させて形成される様になったことは、次に新しい矛盾をもたらした。朝鮮(台湾を含めて植民地)の米の流入は、日本の農業(米)をおびやかしかはじめ、1925年には朝鮮の産米増殖計画は手直しされるが、更に1927~30年の連続豊作に朝鮮米が移入されて農業恐慌(豊作飢饉)を深刻化させたため、産米増殖計画は終に打ち切られてしまった(1934年)。こうして、朝鮮経済は農業を介して次第に日本経済を直接反映するようになっていき、日本経済が慢性的な恐慌と不況を激化させつつあった時(1923・27・29年)、そのあおりで朝鮮経済は、1926年以降萎縮してしまう。

産米増殖の過程で農業の技術的側面は躍進した。しかし依然として古い小作関係はそのままで、小作関係に縛られた朝鮮農民の劣悪な生活状態は少しも良くなった訳ではなかった。朝鮮経済が日本経済の矛盾を諸にかぶってしまうようになった時、農村は、全く疲弊の極に達してしまった。

教育政策にも手直しがはじまった。1928年、臨時教育審議会を設置して、普通学校の普及は4年制のものを常例とすることになり、教育内容は職業科を必修として、再び勤労愛好と職業指導を強調するようになった。普通学校の生徒数、就学率は1926年から1932年にかけて全く緩慢になってしまった。又普通学校卒業生の思想状況は「悪化」していたから、1930年には学事視察充実のため、専任の道視学官が増員されている。高等普通学校も同一現象を示しており、生徒数は1926年から1932年にかけて緩慢になっている。これはむしろ激化した民族運動

表 16 女子高等普通学校及び生徒

年 度	項 目					年 度	項 目				
	学 校 数			生 徒 数			学 校 数			生 徒 数	
	官立	公立	私立	官・公立	私 立		官立	公立	私立	官・公立	私 立
1911 (明44)	1	—	1	111	—	1922 (大11)	2	—	5	479	621
1912 (大元)	1	—	2	116	—	1923 (12)	2	—	5	528	842
1913 (2)	1	—	2	147	—	1924 (13)	2	—	5	560	982
1914 (3)	2	—	2	175	140	1925 (14)	—	2	8	666	1,302
1915 (4)	2	—	2	250	128	1926 (昭元)	—	4	9	827	1,684
1916 (5)	2	—	2	289	121	1927 (2)	—	6	9	1,103	1,923
1917 (6)	2	—	2	290	108	1928 (3)	—	6	9	1,346	2,207
1918 (7)	2	—	4	319	330	1929 (4)	—	6	9	1,457	2,383
1919 (8)	2	—	4	220	257	1930 (5)	—	6	10	1,556	2,866
1920 (9)	2	—	5	268	441	1931 (6)	—	6	10	1,619	2,802
1921 (10)	2	—	5	393	669	1932 (7)	—	7	10	1,744	2,869

(注) 生徒は技芸科生徒を含む

(資料) 各年朝鮮總督府統計年報

表 17 専門学校及び生徒

年 度	項 目							
	学 校		生 徒 数					
	官 立	私 立	官 立			私 立		
			総 数	日本人	朝鮮人	総 数	日本人	朝鮮人
1912 (大元)	—	1	—	—	—	14	14	—
1913 (2)	—	1	—	—	—	30	30	—
1914 (3)	—	1	—	—	—	35	35	—
1915 (4)	—	1	—	—	—	14	14	—
1916 (5)	3	1	603	121	482	24	24	—
1917 (6)	4	3	749	199	550	163	18	145
1918 (7)	4	3	748	207	541	198	48	150
1919 (8)	4	3	711	234	477	193	82	111
1920 (9)	4	3	613	265	348	201	137	64
1921 (10)	4	3	768	292	476	458	284	174
1922 (11)	5	3	956	433	523	449	—	449
1923 (12)	5	3	1,061	581	480	445	—	445
1924 (13)	5	3	1,152	661	491	545	—	545
1925 (14)	5	4	1,115	676	439	621	7	614
1926 (昭元)	5	5	1,093	683	410	800	13	787
1927 (2)	5	5	1,091	709	382	786	3	783
1928 (3)	5	5	1,136	748	388	791	2	789
1929 (4)	5	6	1,178	806	372	1,092	175	917
1930 (5)	5	8	1,192	835	357	1,410	332	1,077

(資料) 朝鮮總督府「各年朝鮮諸学校一覧」

の影響を反映していたからで、1929～30年にはそのため中途退学者が続出し、上級学年に進むに従って生徒数は激減してしまう有様で、高等普通学校教育は一転して全く停滞してしまった。光州で起った朝鮮人学生(高等普通学校生)への日本人学生(中学校生)の暴行に抗議する

運動は全鮮に波及し、普通学校児童まで参加してデモや同盟休校が続出していた。女子高等普通学校生徒は、1924年から1930年にかけて増加しているが、それは、高等普通学校生徒ほどには民族運動が直接的に反映しなかったからである(表16)。

専門学校は、1922年から京城医学専門学校、京城法学専門学校、京城高等工業学校(改称)、水原高等農林学校(改称)及び日本人(東洋協会)の経営していた私立専門学校を官立に移管した京城高等商業学校の5校になったが、新設されたものはなかった。専門教育における新教育令の意味は、共学となったためにこの1922年を境にして、官立専門学校では日本人生徒数が増加していくのに対して、朝鮮人生徒数は一途に減少していき、日本人生徒数の半数にも満たなくなり、日本人の独占が形成されたということ、それとともに朝鮮人は専門教育を私立専門学校で受ける者が次第に多くなったという基本的なパターンが形成されたことである(表17)。

大学は、新教育令の翌年1923年、創設準備委員会を発足させ、1924年から予科を開設し、1926年第1回修了生をまわって同年京城帝国大学として設立された。帝国大学として設立されたのは、それが朝鮮植民地教育の権成の象徴と考えられたからであった。「東洋文化研究ノ権成トナルト云フコトガ本学ノ使命」だとされ「国家ト云フ字ハ諸子ノ常ニ念頭ニ存スベキモノ」として「苟クモ国家

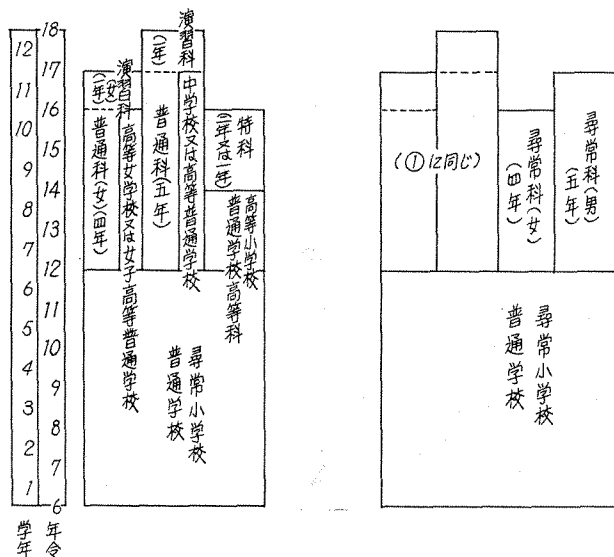
ノ基礎ヲ動揺セシメ国家ノ存在ヲ危殆ナラシムルガ如キ研究ハ許容サルベキ限リデハナイ」(いづれも初代総長服部宇之吉の開学式での訓辞中)と言明された。学部は、総合大学とはいえ法文学部と医学部で、理工学部はなかった。朝鮮には理工学部を必要とするような経済政策は行

表 18 京城帝国大学学部及び生徒

年 度	項 目					
	法 文 学 部		医 学 部		理 工 学 部	
	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人
1926 (昭元)	51	33	52	14	—	—
1927 (2)	107	57	119	32	—	—
1928 (3)	160	89	160	56	—	—
1929 (4)	170	85	216	81	—	—
1930 (5)	164	90	219	100	—	—
1931 (6)	148	84	204	98	—	—
1932 (7)	165	94	242	97	—	—
1933 (8)	150	102	257	98	—	—
1934 (9)	153	106	280	82	—	—
1935 (10)	156	115	309	97	—	—
1936 (11)	110	83	262	87	—	—
1937 (12)	91	83	264	72	—	—
1938 (13)	99	84	228	90	—	—
1939 (14)	137	101	213	107	—	—
1940 (15)	154	105	230	145	—	—
1941 (16)	156	127	227	165	23	16

(注) 大学院、専攻科、選科、聴講科を含む

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」



① 1922 (大正 11) 年教育令による師範学校

② 1929 (昭和 4) 年教育令改正による師範学校

図 4 朝鮮の師範学校

なわれていなかった。法文学部には朝鮮人は比較的多かったが、医学部では朝鮮人は日本人生徒の半数以下であり、日本人のための大学であった(表 18)。

大学についても私立大学設立の運動が行なわれたが、総督府は許可しなかった。朝鮮人青年の多くが中国や日本、アメリカへ留学した。しかし彼らが苦学の果てにたとえ無事に留学を終えても、朝鮮社会の支配的地位は日本人によって占められており、まともな職業につく道は全く閉ざされていた。

小学校教員の養成のため、1921 年官立京城師範学校が設立されていたが、普通学校教員を養成する独立の師範学校はなかった。官立京城師範学校が新教育令による師範学校になるとともに 1・2 部に分かれ、1 部は小学校教員、2 部は普通学校教員を養成することになった。共学であったが、1 部は日本人生徒のみで、2 部に日本人と朝鮮人生徒が共学した。修業年限は 6 年(図 4)で、演習科へ中学校(5 年)からの接続が可能となっている方法であり、日本の師範学校 2 部と同じ考え方であった。

しかし各道ではこれよりも教育年限が 1~2 年の短縮になる特科(図 4)のみの師範学校を設置することができた。この公立師範学校は主に朝鮮人生徒を収容し、生徒数は官立京城師範より多かった(表 19(2))。1929 年公立師範学校は全て廃止し、新たに大邱、平壤に官立を設置するとともに、従来の特科を廃止して尋常科を置く師範学校とした。尋常科(5 年)は、入学

表 19(1) 師範学校(官立)科別生徒及び卒業者

年 度	学校数	項 目								卒 業 者 数	
		生 徒				数					
		尋 常 科		普 通 科		演 習 科		講 習 科		日 本 人	朝 鮮 人
		日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人		
1921 (大10)	1	—	—	76	8	29	0	0	0	29	0
1922 (11)	1	—	—	93	13	138	1	0	0	129	1
1923 (12)	1	—	—	245	37	139	1	0	0	132	1
1924 (13)	1	—	—	325	51	137	3	0	0	139	3
1925 (14)	1	—	—	398	68	159	44	0	123	158	166
1926 (昭元)	1	—	—	411	80	215	60	22	6	531	66
1927 (2)	1	—	—	410	87	186	67	23	7	203	72
1928 (3)	1	—	—	394	94	175	76	16	4	181	76
1929 (4)	3	23	366	394	99	213	100	13	5	227	198
1930 (5)	3	35	425	394	101	178	93	5	64	181	256
1931 (6)	3	54	482	391	99	168	65	78	303	241	365
1932 (7)	3	70	579	393	106	170	105	75	228	314	356
1933 (8)	3	84	728	385	100	284	183	0	127	190	344
1934 (9)	3	91	732	380	102	294	274	30	197	360	534
1935 (10)										505	603
1936 (11)	5	188	997	360	112	380	218	264	653	646	865
1937 (12)	6	248	1,261	354	119	530	270	442	539	879	799
1938 (13)	8	365	1,651	350	131	627	285	835	714	1,017	922
1939 (14)	9	444	2,068	334	140	797	309	900	561	1,254	895
1940 (15)	10	559	2,618	325	157	817	304	580	1,331	1,089	1,555

(注) 1. 空欄は統計書の不揃いのため

2. 1933 年より調査日は 5 月末日

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報、各年朝鮮諸学校一覧(1933 年以降の科別生徒数)

表 19(2) 師範学校(公立)科別生徒及び卒業者

年 度	項 目					年 度	項 目				
	学校数	生 徒 数		卒 業 者			学校数	生 徒 数		卒 業 者	
		特 科		日 本 人	朝 鮮 人			特 科		日 本 人	朝 鮮 人
		日 本 人	朝 鮮 人					日 本 人	朝 鮮 人		
1922 (大11)	1	0	107	0	55	1926 (昭元)	13	75	1,566	27	444
1923 (12)	13	27	1,200	28	583	1927 (2)	13	86	1,645	31	567
1924 (13)	13	64	1,451	18	744	1928 (3)	13	81	1,589	14	574
1925 (14)	13	54	1,468	11	619	1929 (4)	11	41	795	0	415

(注) 1929年より廃止

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

資格を小学校(あるいは普通学校)からにし、生徒を得やすくするとともに、修業年限を延長して教育を行なうことになった。しかし教育期間は京城師範学校に比べて1年短いものであった(図4)。そして朝鮮の師範教育は、生徒数からいえばこの尋常科師範学校が主体となった。京城

表 20 農業学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人		学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人
1912 (大元)	15	941	941	1922 (大11)	20	2,557	2,444
1913 (2)	14	979	979	1923 (12)	20	2,883	2,662
1914 (3)	15	1,101	1,101	1924 (13)	21	3,029	2,731
1915 (4)	15	1,222	1,191	1925 (14)	22	3,411	3,033
1916 (5)	15	1,324	1,268	1926 (昭元)	22	3,625	3,173
1917 (6)	15	1,429	1,359	1927 (2)	23	4,033	3,557
1918 (7)	17	1,448	1,388	1928 (3)	23	4,446	3,960
1919 (8)	17	1,336	1,294	1929 (4)	24	4,852	4,366
1920 (9)	17	1,309	1,241	1930 (5)	25	5,025	4,505
1921 (10)	19	1,764	1,663				

(注) 農蚕学校, 農林学校を含む

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

表 21 商業学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人		学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人
1912 (大元)	3	485	485	1922 (大11)	16	2,929	1,496
1913 (2)	3	492	492	1923 (12)	19	3,713	1,821
1914 (3)	3	428	428	1924 (13)	19	4,114	1,903
1915 (4)	3	456	456	1925 (15)	19	4,373	2,031
1916 (5)	4	565	565	1926 (昭元)	20	5,034	2,417
1917 (6)	4	630	630	1927 (2)	20	5,484	2,774
1918 (7)	4	625	625	1928 (3)	20	5,751	2,996
1919 (8)	5	700	675	1929 (4)	20	6,136	3,258
1920 (9)	8	849	799	1930 (5)	21	6,579	3,647
1921 (10)	9	1,181	1,096				

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

師範学校では、日本人の小学校教員及び少数の日本人、朝鮮人の普通学校教員を養成し、他の尋常科師範学校で多数の朝鮮人普通学校教員を養成したのである。従って普通学校では、教員数は朝鮮人が多いにもかかわらず、日本人教員とは資格に格差があった。

1924年まで、従来の師範科（朝鮮人）に卒業生がいたから（公立師範学校（朝鮮人）の他に京城師範学校の朝鮮人生徒は特に少数にされていたし、1929年までは、京城師範学校は日本人のために小学校・普通学校の教員を養成していたようなものであった。1929年以降の朝鮮人生徒の増加は、主として尋常科のみを置く師範学校の増設によるものであった（表19(1)）。

実業教育では農業学校の生徒は大部分朝鮮人であったが、1922年から増加が顕著となり、1926年に入っても1930年に不況の影響がみられるまで一貫して増加していた（表20）。商業学校の生徒は、1922年から1927年まで一時日本人生徒が半数以上を占めて、日本人の経済進出の活発化を反映していた。（以後も生徒の約半分弱は日本人であった）。やはり1922年から増加が顕著になり、一貫して増加した（表21）。工業学校は1922年から1校設置されたが、生徒は大部分日本人であった。朝鮮の工業の状況を反映して、生徒数はほとんど増加しなかった。水産学校は1921年1校設置され、生徒は朝鮮人であったが、その後、生徒数はほとんど増加していない。職業学校は1926年に入ってから設立され、日本人が多かった。

実業教育では、農業学校は朝鮮人、商業学校は朝鮮人と日本人、工業学校は日本人という実業別の民族学校が形成され、又その発展の仕方は原料供給地として日本経済に従属して形成された朝鮮経済の構造を反映した。そして朝鮮における実業学校生徒総数、1922年日本人1,646人、朝鮮人4,035人（朝鮮人人口17,208,139人）、1930年日本人3,917人、朝鮮人8,757人（朝鮮人人口19,685,587人）を日本のそれ、1922年165,673人（人口59,459,952人）、1930年288,681人（人口66,892,183人）と比較してみると、朝鮮の実業学校生徒の絶対数がいかに少数であったかがわかる。

実業教育のうち、実業補習教育では従来の簡易学校は廃止し、日本と同じ様に実業補習学校とした。しかし農業補習学校は、1919年から急速に衰退しはじめ、1925年にかけて激減した。普通教育の改革に政策の重点が移っていたからであるが、他方では、実業補習学校が普通学校卒業生の補習教育機関となった（簡易学校は入学資格・年限は不定であった）からで、普通学校に就学していた生徒は、朝鮮人児童の中でも極く一部（1922年推定就学率は9%）であったから、彼らは普通学校を官吏になるための、あるいは、上級学校へ進むための手段と考えてい

表 22 商業補習学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校 数	生 徒 数	生徒中 朝鮮人		学 校 数	生 徒 数	生徒中 朝鮮人
1913 (大2)	9	275	216	1921 (大10)	10	770	461
1914 (3)	9	759	290	1922 (11)	8	568	394
1915 (4)	10	296	243	1923 (12)	8	596	415
1916 (5)	8	385	224	1924 (13)	7	587	395
1917 (6)	11	616	341	1925 (14)	7	557	374
1918 (7)	13	786	358	1926 (昭元)	7	640	483
1919 (8)	12	656	258	1927 (2)	7	647	498
1920 (9)	11	741	333				

（資料）朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

表 23 工業補習学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校 数	生 徒 数	生徒中 朝鮮人		学 校 数	生 徒 数	生徒中 朝鮮人
1913 (大2)	1	6	6	1921 (大10)	7	153	153
1914 (3)	3	80	80	1922 (11)	4	143	143
1915 (4)	4	117	117	1923 (12)	7	299	280
1916 (5)	7	168	168	1924 (13)	6	227	210
1917 (6)	9	232	232	1925 (14)	8	260	214
1918 (7)	9	204	204	1926 (昭元)	8	273	188
1919 (8)	10	144	144	1927 (2)	9	381	334
1920 (9)	10	111	111				

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

たので、実業補習教育を受ける気はなかった。1927年から再び学校数・生徒数が多くなっていくのは、農村の疲弊に対して生徒の職業指導を強調し、あわせて日本と同じく「公民」的教育の側面を重視するようになった実業補習教育政策の影響である。

商業補習学校は、1919以後、1927年までは減少気味でほとんど発達しなかった(表22)。工業実業補習学校も同様であった(表23)。水産、機械、その他の実業補習学校は、学校数も1,2校で、生徒も少なかった。実業補習学校の生徒総数は1922年日本人193人、朝鮮人959人1930年日本人483人、朝鮮人3,520人(朝鮮人人口は実業学校の項参照)と、実業学校生徒より更に少なかったのである。実業補習学校の生徒は、大部分が朝鮮人であったが、しかし、だからこそ普通学校の就学率が大きくその発達を規制したのであり、朝鮮ではまず実業補習教育(あ

表 24 私立(各種)学校及び生徒

年 度	項 目				年 度	項 目			
	学校	学 校 中 宗 教 学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人		学校	学 校 中 宗 教 学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人
1919 (大8)	698	260	36,399	34,975	1926 (昭元)	573	231	51,267	49,795
1920 (9)	661	275	52,313	51,008	1927 (2)	550	223	47,742	46,248
1921 (10)	625	270	58,584	57,074	1928 (3)	533	216	47,908	46,010
1922 (11)	653	276	72,687	71,157	1929 (4)	508	214	47,689	46,396
1923 (12)	637	270	70,051	68,443	1930 (5)	489	211	47,422	45,977
1924 (13)	628	264	70,345	68,520	1931 (6)	461	200	45,647	44,307
1925 (14)	583	245	57,120	55,622					

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

表 25 書 堂 及 び 生 徒

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	書 堂	生 徒		書 堂	生 徒		書 堂	生 徒
1919 (大8)	24,030	275,920	1923 (大12)	19,613	256,851	1927 (昭2)	15,069	189,260
1920 (9)	25,482	292,625	1924 (13)	18,510	231,754	1928 (3)	14,957	191,672
1921 (10)	24,193	298,067	1925 (14)	16,873	208,310	1929 (4)	11,469	162,247
1922 (11)	21,057	280,862	1926 (昭元)	16,087	196,838	1930 (5)	15,036	150,892

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

るいは実業教育)を発達させるための国民的な教育的基盤そのものが形成されていなかった。この矛盾は、のちに朝鮮経済が何らかの衝撃(戦争)によって急速な実業教育の発達を要請するようになった時露呈し、初等普通教育を基礎とする実業教育というノーマルな関係を無視した変則的な制度(国民簡易学校制度)への後退が行なわれる。

最後に私立学校、書堂についてみよう。教育令改正に先立つ一連の普通教育の改革とともに、私立学校についても1920年、教科目や教員資格の制限を緩和して、宗教教育を認めて外国人宣教師の伝道教育活動に便宜をはかったが、更に1922年には、教員資格の制限を撤廃した。こうした一連の政策は、三一運動に対して特に諸外国の反応には慎重な考慮を払って対処した政策と軌を一にするものであった。これ以後、外国人宣教師に対する懐柔策は強まった。1919年から1924年にかけて、宗教学校はややもち直しているし、生徒数も1919年から1922年に、約2倍となった。1925年から1931年にかけて、生徒数は又減少傾向を示しはじめた(表24)が、決して衰退したのではなかった(次章)。書堂は、書堂数・生徒数とも1919年から1921年に最大のピークを示した(表25)。1919年の三一運動を頂点とする民族エネルギーは、一方でこうした教育要求の高揚となって普通学校への就学率の上昇(1920~23年)に先じて示されていた。その後普通学校におかれて(1923年を境に普通学校生徒数は、書堂生徒数を凌駕する)、書堂は減少に向っていく(表25)が、その潜在的な力は決して衰退しなかった(次章)。

3. 台湾教育令の改正(1922(大正11)年)と教育政策

1919年の台湾教育令は、1911年の旧朝鮮教育令方式というべきものであったが、ちょうどその1919年には、既に朝鮮では、三一運動を機して当の旧朝鮮教育令による諸政策への再検討がはじまっていたのであった。その上台湾では、朝鮮よりも早く、1916年から台湾人の教育的高揚がはじまっていた。経済的には、第一次世界大戦はヨーロッパの甜菜糖を荒廃させ、世界の砂糖市場は供給不足となって価格が騰貴し、日本での価格も1914年から上昇しはじめており、1918~20年とうなぎ登りであった。このことは、勿論台湾の糖業経済を刺激し、経済的活況をもたらした。又大戦による日本商品の未曾有の南方方面への進出に刺激されて、台湾銀行を中心に、南方政策への期待が高まり、1921年がその頂点をなした。

だから台湾教育令制定の翌年には、早くも教育令の線からみれば特例的に、1部の台湾人に日本人との共学を認めた。こうして台湾教育令は、僅か3年で改正されることになり、それは、改正された朝鮮教育令と同時に出された(1922年)。朝鮮と異なるところは、中等普通教育も中学校・高等女学校一本にし

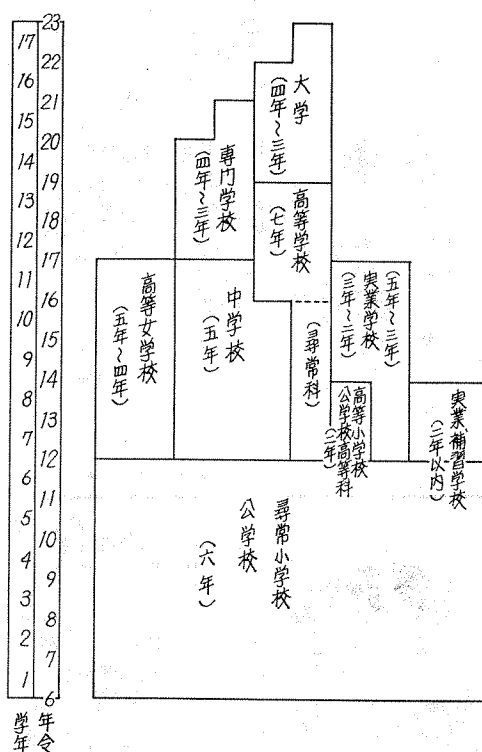


図5 新台湾教育令による学校体系
(師範学校を除く)

て、日本人と共学にしたこと、及び、大学への準備教育機関として予科のかわりに高等学校を設置したことで、他は全く同じであった(図5)。

普通教育では、公学校は小学校とほぼ同一程度、同一の性格となった。就学年齢は6歳、教科目には日本歴史を加え、漢文と実業科目は、随意科目となった。高等科(高等小学校に準じる)、補習科も設置された。

しかし、こういった、いわゆる教育における内地延長主義や同化政策によって、はじめて

表 26 公学校生徒及び就学率

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	就学者	就学率		就学者	就学率		就学者	就学率
1919 (大8)	131,826	20.69	1923 (大12)	184,237	28.60	1927 (昭2)	196,229	29.18
1920 (9)	152,776	25.11	1924 (13)	184,109	28.69	1928 (3)	204,795	29.79
1921 (10)	172,805	27.22	1925 (14)	190,337	29.00	1929 (9)	218,253	30.68
1922 (11)	187,332	28.82	1926 (昭元)	188,166	28.42			

(注) 学齢(児童)は1919~1921年は年齢満7歳以上満15歳以下、1922年以降は6~14歳(の人口)

(資料) 台湾総督府学事各年報

表 27(1) 中学校・高等普通学校及び生徒

年 度	項 目				年 度	項 目			
	中 学 校		高等普通学校			中 学 校		高等普通学校	
	学校数	生 徒	学校数	生 徒		学校数	生 徒	学校数	生 徒
1899 (明32)	(1)	26	—	—	1911 (明44)	1	542	—	—
1900 (33)	(1)	49	—	—	1912 (大元)	1	583	—	—
1901 (34)	(1)	74	—	—	1913 (2)	1	623	—	—
1902 (35)	(1)	101	—	—	1914 (3)	2	776	—	—
1903 (36)	(1)	126	—	—	1915 (4)	2	902	1	88
1904 (37)	(1)	138	—	—	1916 (5)	2	961	1	185
1905 (38)	(1)	159	—	—	1917 (6)	2	1,027	1	282
1906 (39)	1	213	—	—	1918 (7)	2	1,115	1	342
1907 (40)	1	270	—	—	1919 (8)	2	1,116	1	343
1908 (41)	1	347	—	—	1920 (9)	2	1,157	1	352
1909 (42)	1	421	—	—	1921) 10)	2	1,230	1	317
1910 (43)	1	497	—	—					

表 27(2) 中学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校 数	生 徒			学 校 数	生 徒	
		日 本 人	台 湾 人			日 本 人	台 湾 人
1922 (大11)	8	1,451	569	1927 (昭2)	10	2,455	1,786
1923 (12)	8	1,659	894	1928 (3)	10	2,629	1,840
1924 (13)	9	1,837	1,216	1929 (4)	10	2,716	1,873
1925 (14)	9	1,963	1,510	1930 (5)	10	2,917	1,908
1926 (昭元)	9	2,242	1,718				

(注) 共学(1922年)により元高等普通学校を含む

(資料) 台湾総督府学事各年報、但し1907年以前は台湾教育会「台湾教育沿革誌」昭和14年

公学校が発展したのではなかった。公学校は、既に改正前1920年から1922年にかけて最も急激に増加してピークを示しており、教育令の改正以後は1929年にかけてむしろ、伸びは緩慢になった(表26)。

先の第一次世界大戦による台湾経済の活況以後の台湾経済の変化をみると、戦後、各国は高率の関税障壁を設けたため、これまでの砂糖の輸出は販路を失ない、価格は一転して暴落し、たちまち台湾の糖業に影響を与えはじめた。1920年から1929年にかけては、糖業資本の集積と同時に集中・独占が進み、これによって、糖業資本は不況を切り抜けようとしていた。ところが同時に他方で台湾経済には、新しい事態が生れていた。大戦中から戦後にかけて、台湾は朝鮮と同じく、日本の米の需要に応じることが必要とされるようになり、1920年以降に新たに米の日本への大量供給が任務に加わるようになったことである。1922年には内地種米、いわゆる蓬来米が出現し、日本米、朝鮮米との収穫期のズレや在来米より収益が大きいこと、又甘蔗作に対する有利性などによって、栽培が刺激され、日本への移出用米として、多量の生産が行なわれるようになる。1923年からは15カ年計画をもって、水利施設整備事業がはじめられた。

こうしたことは、やがて日本の資本にとっては、いわゆる「糖米相剋」問題を引き起すようになり、又農民が、雑穀(イモ)を消費して米を販売するようになっただけで、依然として古い小作関係の下にあることに変りはなかったが、ただ、結果的には、台湾経済は朝鮮のように米の単作経済の矛盾の露呈による徹底的な農村の疲弊と破壊、経済の委縮から一時的にせよ救われていた。このことが、朝鮮のように早い時期(1928年臨時教育審議会設置から)に教育

表 28(1) 高等女学校・女子高等普通学校及び生徒

年 度	項 目				年 度	項 目			
	高等女学校		女子高等普通学校			高等女学校		女子高等普通学校	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数		学校数	生徒数	学校数	生徒数
1904 (明37)	(1)	33	—	—	1913 (大2)	1	341	(1)	113
1905 (38)	(1)	99	—	—	1914 (3)	1	410	(1)	116
1906 (39)	(1)	149	(1)	—	1915 (4)	1	455	(1)	130
1907 (40)	(1)	186	(1)	—	1916 (5)	1	479	(1)	126
1908 (41)	(1)	228	(1)	—	1917 (6)	2	610	(1)	163
1909 (42)	1	243	(1)	—	1918 (7)	2	728	(1)	206
1910 (43)	1	266	(1)	86	1919 (8)	2	791	2	322
1911 (44)	1	277	(1)	93	1920 (9)	4	1,122	2	438
1912 (大元)	1	318	(1)	106	1921 (10)	4	1,227	3	516

表 28(2) 高等女学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校 数	生 徒			学 校 数	生 徒	
		日 本 人	台 湾 人			日 本 人	台 湾 人
1922 (大11)	8	1,454	731	1927 (昭2)	12	3,335	1,266
1923 (12)	8	1,790	865	1928 (3)	12	3,363	1,303
1924 (13)	11	2,278	1,016	1929 (4)	12	3,548	1,370
1925 (14)	11	2,675	1,148	1930 (5)	12	3,664	1,394
1926 (昭元)	11	2,976	1,213				

(注) 共学(1922年)により、元女子高等普通学校を含む

(資料) 台湾総督府学事各年報、但し1907年以前は台湾教育会「台湾教育沿革誌」昭和14年

表 29 高等学校生徒

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	生	徒		生	徒		生	徒
	日本人	台湾人		日本人	台湾人		日本人	台湾人
1922 (大11)	79	2	1929 (昭4)	485	113	1936 (昭11)	434	144
1923 (12)	118	4	1930 (5)	482	120	1937 (12)	432	131
1924 (13)	154	6	1931 (6)	474	127	1938 (13)	445	114
1925 (14)	253	15	1932 (7)	458	137	1939 (14)	481	102
1926 (昭元)	368	43	1933 (8)	453	130	1940 (15)	489	112
1927 (2)	467	75	1934 (9)	454	126	1941 (16)	506	121
1928 (3)	493	104	1935 (10)	439	137			

(資料) 台湾総督府学事各年報, 但し 1937 年以降は各年台湾総督府統計書

政策の手直しが、特に表面化しなかった理由だが、しかし 1926 年には不況の影響で生徒数は減少している。

中等普通教育は、従来の台湾人のための機関であった高等普通学校(台中高等普通学校)は中学校(台中第一中学校)として共学となった。しかし元中学校(台北第一中学校, 台南第一中学校)で共学できた台湾人は少なく, 他方台中第一中学校では, 日本人は少数であり, その後新設された中学校もいづれかの生徒が圧倒的に多いのが普通であった(ただ台湾人の優勢な学校数は3校に限られていたが)。こうして, 共学といっても各学校をみれば, 現実には民族別学校であった。もともと高等普通学校が収容した台湾人の生徒数は, 日本人の中学校生徒数に比して 1921 年までおよそ 1/4 過ぎなかったが(表 27(1)), こうしたことは, 今や共学によってそのまま合理化されることになった。1922 年から 1930 年にかけて, 校数, 生徒数とも増加し, 台湾人生徒数も 4 倍弱の著しい増加を示しているにもかかわらず, やはり日本人生徒が優勢であった(表 27(2))。30 万の日本人に対する台湾人 550 万(いずれも 1930 年)の人口比を考えれば, 中等普通教育における民族的, 差別的性格は明らかで, この本質はやはり不変であった。

高等女学校についても, 1922 年から校数, 生徒数は増加したが, 台湾人生徒は日本人生徒の半分以下の少数であった(表 28(1), (2))。

高等学校は, 大学への予備教育機関として新設された。1922 年尋常科に学生を募集し, 1925 年高等科へ入学させた。生徒数に時期的な変動はなく一定していた。学生数は台湾人は日本人のおよそ 1/4 であった(表 29)。卒業生ではもっとその比率は小さくなる。

同様に, 新設されることになった大学は, 1926 年から 6 カ年継続事業として予算

表 30 台北帝国大学学部及び生徒

年 度	項 目					
	文政学部		理農学部		医 学 部	
	生徒	生徒中日本人	生徒	生徒中日本人	生徒	生徒中日本人
1928 (昭3)	19	16	36	33	—	—
1929 (4)	59	53	54	49	—	—
1930 (5)	92	80	88	80	—	—
1931 (6)	96	83	91	82	—	—
1932 (7)	81	67	95	87	—	—
1933 (8)	70	57	88	76	—	—
1934 (9)	65	49	63	53	—	—
1935 (10)	61	48	53	41	—	—
1936 (11)	53	39	43	32	40	24
1937 (12)	58	49	50	37	79	42
1938 (13)	65	54	48	36	115	67
1939 (14)	69	63	59	50	154	78
1940 (15)	86	81	91	85	145	69
1941 (16)	71	68	99	95	88	33

(注) 大学院学生を含む

(資料) 台湾総督府学事各年報

但し 1937 年以降は各年台湾総督府統計書

表 31(1) 医学専門学校(同附属医学専門部) 生徒

年 度	項 目				年 度	項 目			
	生 徒		卒 業 者			生 徒		卒 業 者	
	台灣人	日本人	台灣人	日本人		台灣人	日本人	台灣人	日本人
1914 (大 3)	214	—	48	—	1918 (大 7)	231	19	44	—
1915 (4)	205	—	32	—	1919 (8)	284	42	54	—
1916 (5)	221	—	41	—	1920 (9)	309	70	51	—
1917 (6)	223	—	41	—	1921 (10)	366	95	54	—

(注) 日本人は附属医学専門部 (資料) 台湾総督府学事各年報

表 31(2) 医学専門学校生徒

年 度	項 目				年 度	項 目			
	生 徒		卒 業 者			生 徒		卒 業 者	
	台灣人	日本人	台灣人	日本人		台灣人	日本人	台灣人	日本人
1922 (大11)	292	108	40	10	1932 (昭 7)	178	155	30	42
1923 (12)	262	122	34	18	1933 (8)	203	152	43	34
1924 (13)	50 (旧)175	124	1 (旧)33	23	1934 (9)	204	154	44	30
1925 (14)	116 (旧)106	124	1 (旧)59	24	1935 (10)	233	170	42	24
1926 (昭元)	153 (旧)11	117	50 (旧)4	34	1936 (11)	136	129	35	39
1927 (2)	169 (旧)7	134	43 (旧)4	28	1937 (12)	120	105	37	35
1928 (3)	159	158	128	45	1938 (13)	103	90	38	33
1929 (4)	177	169	118	19	1939 (14)	82	79	24	18
1930 (5)	269	179	166	46	1940 (15)	87	110	19	17
1931 (6)	150	163	21	44	1941 (16)	79	117	17	18

(注) (旧)は従前の規定によるもの (資料) 各年台湾総督府統計書

表 32(2) 高等農林学校生徒

年 度	項 目		年 度	項 目	
	生 徒			生 徒	
	台湾人	日本人		台湾人	日本人
1922 (大11)	94	17	1932 (昭 7)	6	129
1923 (12)	92	35	1933 (8)	7	123
1924 (13)	(旧)77	70	1934 (9)	9	121
1925 (14)	5 (旧)63	90	1935 (10)	11	121
1926 (昭元)	7 (旧)35	111	1936 (11)	11	129
1927 (2)	8	113	1937 (12)	7	138
1928 (3)	5	94	1938 (13)	8	148
1929 (4)	4	93	1939 (14)	5	178
1930 (5)	4	94	1940 (15)	4	204
1931 (6)	4	113	1941 (16)	1	160

表 32(1) 農林専門学校生徒

年 度	項 目
	生 徒
1919 (大8)	22
1920 (9)	50
1921 (10)	113

(注) 生徒は全て台湾人
(資料) 台湾総督府学事
各年報

(資料) 台湾総督府学事各年報

但し 1937 年以降は各年台湾総督府統計書

表 33 商業専門学校生徒

年 度	項 目	年 度	項 目
	徒 徒		生 徒
1919 (大8)	56	1923 (大12)	132
1920 (9)	106	1924 (13)	116
1921 (10)	186	1925 (14)	78
1922 (11)	139	1926 (昭元)	29

(注) 生徒は全て台湾人

(資料) 各年台湾総督府統計書

の計上とともに設立に着手し、高等学校高等科の卒業生をまわって1928年台北帝国大学として開校した。学部は文政学部と理農学部であったが、朝鮮と同じく、帝国大学令に依る大学であった(表30)。

こうして1922年から、中学校、高等女学校の生徒数の増加、高等学校、更に大学の創設という中・高等普通教育の拡大は、そのまま共学の名のもとに日本人が独占するところとなって、結果的

には前期に引き続き台湾人の高等普通教育への途は著しく狭かった。

専門教育機関は、すでに旧台湾教育令によって、台湾人のために、1919年から医学専門学校(改称)、農林専門学校、商業専門学校があった。1922年からは、新教育令によっていずれも

表 34 高等商業学校生徒

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	生 徒			生 徒			生 徒	
	日本人	台灣人		日本人	台灣人		日本人	台灣人
1919 (大 8)	39	0	1927 (昭 2)	297	64	1935 (昭10)	218	14
1920 (9)	79	1	1928 (3)	338	70	1936 (11)	226	30
1921 (10)	132	1	1929 (4)	301	36	1937 (12)	229	23
1922 (11)	157	1	1930 (5)	255	27	1938 (13)	227	26
1923 (12)	168	0	1931 (6)	193	20	1939 (14)	238	26
1924 (13)	194	3	1932 (7)	201	21	1940 (15)	288	31
1925 (14)	204	9	1933 (8)	208	18	1941 (16)	284	73
1926 (昭元)	243	47	1934 (9)	221	15			

(注) 1. 専修科生徒を含む

2. 1926年~1928年は台南高等商業学校を含む

(資料) 台湾総督府学事各年報、但し1937年以降は各年台湾総督府統計書

日本の専門学校と同一になり共学となった。医学専門学校には、1918年より、日本の専門学校令による医学専門部に日本人が収容されていたが、共学になって、更に日本人学生は多くなった。しかし医学校以来の伝統によって、ここだけは台湾人学生は、日本人より若干多かった(表31(1), (2))。

農林専門学校は、新たに高等農林学校と改称したが、ここではあざやかに一転して、全く日本人学生が独占してしまっ、台湾人学生はこれ以後は10人にも満たない数になった(表32(1), (2))。商業専門学校は、生徒の募集を中止した(表33)。それは、すでに1919年から日本人のために、日本の専門学校令による高等商業学校があったので、共学によって、これ一校でよいというものがあった。台湾人は強く従来の商業専門学校の存続を要求

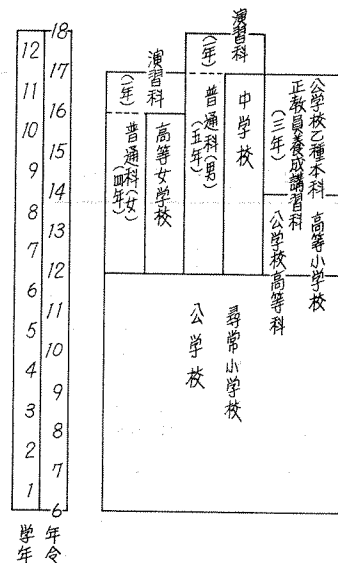


図 6 台湾の師範学校

し、1926年台南に高等商業学校が新設されて学生を一時収容したが、間もなく廃止されてしまった(1930年)。だから、商業専門教育への途は従来より台湾人にとって狭いものになった。1926年から1928年に生徒数がピークを示しているのは、台湾の経済が朝鮮ほど極端に萎縮しなかったことを示すものである。しかし、それ以後はやはり1931年にかけて減少している(表34)。こうして、全体として、専門教育も又、1922年から日本人が独占してしまった。

師範教育は、すでに1919年の旧教育令によって、台湾人教員を養成する師範学校があった。しかし、附設機関として、日本人のために小学師範部と公学師範部があってその公学師範部では、師範学校の本科卒業生(台湾人)より資格の高い教員を養成していた。だから、公学

表 35(1) 旧令による師範学校及び科別卒業生

年 度	項 目						
	学校数	本 科	公学校教員講習科	附設小学師範部	附設公学師範部	合 計	
		台湾人	台湾人	日本人	日本人	日本人	台湾人
1919 (大 8)	2	154	36	0	77	77	190
1920 (9)	2	141	39	8	37	45	180
1921 (10)	2	221	198	13	72	85	419

(注) 講習科は修了生 (資料) 台湾総督府学事各年報

表 35(2) 新令による師範学校及び科別卒業生

年 度	学校数	項 目						各科卒業生合計			
		小学師範部演習科	公学師範部演習科		公学校乙種本科正教員養成講習科		研 究 科		旧制本科		
		日本人	日本人	台湾人	日本人	台湾人	日本人	台湾人	台湾人	日本人	台湾人
1922 (大11)	2	23	61	0	0	147	0	0	192	89	339
1923 (12)	3	27	61	0	0	0	15	0	196	103	196
1924 (13)	3	26	67	0	0	0	5	0	183	98	183
1925 (14)	3	19	52	0	22	43	9	0	321	102	364
1926 (昭元)	3	17	69	0	27	95	8	0	—	121	95
1927 (2)	4	73	0	238	30	88	8	0	—	103	326
1928 (3)	4	44	84	196	21	78	8	0	—	157	267
1929 (4)	4	27	127	88	27	65	7	0	—	188	153
1930 (5)	4	40	99	75	21	51	3	1	—	163	127
1931 (6)	4	33	154	76	28	44	12	0	—	227	120
1932 (7)	4	37	206	76	24	51	0	0	—	267	127
1933 (8)	4	31	30	52	30	50	0	0	—	91	102
1934 (9)	4	26	167	35	46	82	0	0	—	239	117
1935 (10)	4	31	180	34	42	64	0	0	—	253	98
1936 (11)	4	36	208	49	32	31	0	0	—	276	80
1937 (12)	4	35	183	46	45	50	0	0	—	263	96
1938 (13)	4	0	162	1	84	66	0	0	—	246	67
1939 (14)	4	32	330	39	88	50	0	0	—	450	89
1940 (15)	6	23	333	46	147	102	0	0	—	553	148

(注) 1. 研究科は一科目又は数科目を専修

2. 講習科, 研究科は修了生

(資料) 台湾総督府学事各年報, 各年台湾総督府統計年報(1937~40年)

校では、台湾人教員が多いにもかかわらず、日本人教員とは資格に格差があった。

1922年、新教育令によって改編された師範学校は、小学師範部と公学師範部に分かれて、小学師範部で小学教員を、公学校師範部で公学校教員を養成することになった。小学校師範部には台湾人は皆無で、公学師範部に日本人、台湾人生徒が共学した。つまり、旧師範学校の附設機関を本体にして、台湾人のいた本科を廃止してしまったようなものであった。更に、旧師範学校からあった講習科が、公学校乙種本科正教員養成講習科として引き継がれ、公学師範部の少数の日本人及びさらに少数の台湾人より資格の低い、はるかに多くの台湾人教員の養成に充てられた(図6)。公学師範部は、日本人が多く、一方公学校の生徒数、就学率の上昇は、教育令以後むしろ緩慢であったから、台湾人生徒は減少して、1926年には日本人の方が多くなった。台湾では、師範学校でも日本人の独占が進み、それ以後の基本的特徴を形成した(表35(1),(2))。なお1925年、日本における陸軍現役将校配属令によって、1926年から教練がはじま

表 36 農林学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	校 數	生 徒			校 數	生 徒	
		日 本 人	台 灣 人			日 本 人	台 灣 人
1922 (大11)	1	—	198	1927 (昭2)	2	74	355
1923 (12)	1	—	231	1928 (3)	2	107	403
1924 (13)	1	3	224	1929 (4)	2	131	539
1925 (14)	1	7	221	1930 (5)	2	159	679
1926 (昭元)	2	48	274				

(資料) 各年台湾総督府統計書

表 37 商業学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	校 数	生 徒			校 数	生 徒	
		日 本 人	台 湾 人			日 本 人	台 湾 人
1922 (大11)	2	382	196	1927 (昭2)	2	510	282
1923 (12)	2	415	200	1928 (3)	2	598	311
1924 (13)	2	436	186	1929 (4)	2	663	328
1925 (14)	2	448	185	1930 (5)	2	700	353
1926 (昭元)	2	497	219				

(資料) 各年台湾総督府統計書

表 38 工業学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	校 數	生 徒			校 數	生 徒	
		日 本 人	台 灣 人			日 本 人	台 灣 人
1922 (大11)	2	245	202	1927 (昭2)	1	432	208
1923 (12)	1	286	185	1928 (3)	1	434	182
1924 (13)	1	427	298	1929 (4)	1	419	221
1925 (14)	1	432	163	1930 (5)	1	436	210
1926 (昭元)	1	451	196				

(資料) 各年台湾総督府統計書

り、学科目の改正で撃剣及び柔道が全面的にとり入れられている。

実業教育では、1919年の旧教育令によって、すでに農林・商業・工業の各実業学校があったが、教育令の改正によって、日本の実業学校と同一になり共学になった。農林学校は、それまで日本人の実業学校がなかったから、共学後も日本人生徒は少数であった。1926年に1校新設されてから日本人も多くなったが、やはり台湾人が多かった。1922年から1930年までは、生徒数は急速に増加しつづけている(表36)。1928年には農業学校が新設され、生徒は台湾人が多かったが、生徒の絶対数は少数であった。商業学校はそれまで日本人の商業学校もあったから、合わせて2校になった。共学になってからも日本人生徒は多く、台湾人は、およそその半分位であった。生徒に余り急な増加はみられない(表37)。工業学校は、それまであった日本人の工業学校に、台湾人の工業学校は併合されてしまった。台湾人生徒は、1925年からおよそ日本人の半分以下になった。生徒数は、以後余り変化していない(表38)。実業教育における農林・農業学校は台湾人、商業学校は日本人と台湾人、工業学校は日本人という実業別民族学校のパターンは朝鮮とはほぼ同じであった。そして、実業学校生徒総数は1922年、日本人627人、台湾人596(台湾人人口3,614,207人)、1930年、日本人1,348人、台湾人1,437人(台湾人人口

表 39 農業補習学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	校 数	生 徒	生徒中 台湾人		校 数	生 徒	生徒中 台湾人
1922 (大11)	2	69	69	1927 (昭2)	20	658	537
1923 (12)	2	88	88	1928 (3)	22	771	656
1924 (13)	4	209	205	1929 (4)	24	852	731
1925 (14)	11	404	394	1930 (5)	23	929	805
1926 (昭元)	17	585	485				

(資料) 各年台湾総督府統計書

表 40 商業補習学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	校 数	生 徒	生徒中 台湾人		校 数	生 徒	生徒中 台湾人
1922 (大11)	2	128	115	1927 (昭2)	4	195	148
1923 (12)	2	96	80	1928 (3)	4	195	160
1924 (13)	2	161	129	1929 (4)	4	176	144
1925 (14)	2	164	131	1930 (5)	4	231	159
1926 (昭元)	4	217	163				

(資料) 各年台湾総督府統計書

4,313,922人)で、台湾と朝鮮の人口比を考慮しても(朝鮮の人口は第3章2節実業学校の項参照)。朝鮮よりも更に少ないものであった。実業教育の基礎となる初等普通教育の就学率は、台湾の方が高かったのだから、台湾では、およそ実業教育を必要とするような段階の経済構造ではなかったのである。又、実業教育ですら台湾人が圧倒的多数を占めることは決してなかった。

実業教育では、更に旧教育令による農業と商業の簡易実業学校が実業補習学校となり、商工補習学校、水産補習学校も新設された。生徒はいつでも大部分台湾人であった。農業補習学

校は、校数、生徒数とも激減したが、1926年には大体もとにもどり増加しはじめた(表39)。商業補習学校も激減し、その後もほとんど増加しなかった(表40)。商工補習学校は1927年から2校になったが、生徒数も多くなかった。水産補習学校も2校で生徒は少ない。実業補習教育だけは台湾人が多かったが、しかし日本の実業補習学校生徒が1922年、1,007,561人、1930年、1,277,338人であるとき、台湾では1922年、日本人14人、台湾人341人、1930年、日本人245人、台湾人1,273人であり日本と台湾の人口比を考慮しても(日本の人口は第3章2節実業学校の項参照)全く問題にならない程少数であった。

最後に、書房と私立学校についてみよう。書房は1918年より1922年にかけて激減してしまい、公学校が急速に増加する中で、対抗して生徒を吸収する力を失なっていた。しかし1923年から1930年にかけて、公学校が伸びを緩慢にしているときに、再び増加を示していることは(たとえ絶対数からみれば、もはや公学校の大勢を左右することのない数であっても)、書房のもつ性格を反映していた(表41)。私立学校は、1919年から1930年まで、のびは極めて緩慢であった。日本人生徒が半分近くいることも変化していない。

表41 書房及び生徒

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	書房数	生徒数		書房数	生徒数		書房数	生徒数
1918 (大7)	385	13,314	1923 (大12)	122	5,283	1928 (昭3)	139	5,597
1919 (8)	302	10,936	1924 (13)	126	5,165	1929 (4)	160	5,700
1920 (9)	225	7,639	1925 (14)	129	5,137	1930 (5)	164	5,968
1921 (10)	197	6,962	1926 (昭元)	136	5,486			
1922 (11)	94	3,664	1927 (2)	137	5,312			

(資料) 台湾総督府学事各年報

第4章 中国侵略戦争と教育政策

1. 日本帝国主義の中国への武力侵略の開始と全面戦争への突入の時期

(1931 (昭和6)年から1940 (昭和15)年まで)

近代日本国家が明治以来、一貫して推し進めてきた朝鮮・中国に対する侵略・植民地化政策は、一方でそれらの国々の民族の不断の抗日抵抗運動を生みだしてきた。そして、1920年代の後半に入ってその波はいよいよ高まってきつつあった。

国民政府軍の北伐に対する二度にわたる日本軍の(「在留邦人の生命・財産」の保護を理由にした)山東出兵(1927・8年)と済南占領は、出兵の圧力によって国民政府軍の北上をさまたげ、北方軍閥を存命させ、東北三省を中国から切り離し、支配しようとする日本の中国内政に対する武力干渉であった。しかし、そのつど中国民族の日貨ボイコット・反日運動は、ますます激しく燃え上り、1928年日貨ボイコットは国民政府、国民党の統制と民族ブルジョアジーの積極的な支持の下にかかってない規模と持続性をもって中国全土を覆い、日本の対中国輸出は激減していた。そして、済南を迂回した国民政府軍は北京に入城し、奉天軍閥の忠誠によって北伐は終了し、東北三省を含む中国の全国的統一化は急速に進んでいった。

一方日本では、労働運動の発展と労働者・農民の政治的成長のなかで「北支非干渉」を要求する闘争と世論がもり上っていた。

更に中国東北三省と国境を接するソヴェートの発展(1929年から第一次5カ年計画)と、その被圧迫民族の解放運動に対する支持は、日本帝国主義にとって敵対的な矛盾となったばかりでなく、中国に対する露骨な野心は米英を中心とする帝国主義諸国(＝国際資本)との矛盾をますます強めていった(既に日貨排斥の間隙をぬって米英商品は中国市場になだれ込んでいたし、又主要国は日本を除いて国民政府・中国関税自主権を承認していた)。

こうして、日本帝国主義はその侵略と植民地化政策が必然的に生み出さずにはおかなかった諸矛盾の中で喘いだ。

1929年、アメリカに起った世界恐慌は、慢性的恐慌のうちにあった日本資本主義を大恐慌の中にまき込んだ。恐慌はたちまち植民地に及び、朝鮮・台湾の米、満州の粟の価格は暴落し、又、中国への日本資本の帝国主義的侵略の最尖端となっていた満鉄経営は、中国民族資本の攻勢と相俟って、1930～31年と創業以来の不振に落ち込んだ。

日本帝国主義が求めた解決と延命の途は、中国の東北三省に対して「日本の生命線だ」という自分勝手なデマゴギーで排外熱をあおりながら、日本における階級闘争と、台湾・朝鮮の民族運動に対する徹底的な暴力的弾圧を行なうことによって、新たに「満蒙」(中国東北三省を満州と呼んだ)植民地化への武力侵略を開始することであった。

1931年9月18日、満州に駐屯する日本軍は、柳条溝で、満鉄線路爆破の謀略を起し、たちまち全満州のほとんどと内蒙古の熱河省まで占領してしまった。

しかし、満州への武力侵略は日本の国際的孤立化を深めた。国際連盟の派遣したリットン調査団は、日本の軍事行動が自衛手段ではないこと、「満州国」は民族の独立運動とは認められないことを明らかにし、日本軍の撤退を勧告した。しかし日本帝国主義はこれを受け入れず、国際連盟を脱退し、更にこうした事態を、一層の排外熱をあおる加熱材料として利用した。

中国では、1931年、中国共産党が独自に中華ソビエト共和国を樹立し、日本に宣戦した。国民党政府は、中国共産党との内戦を優先させ、抗日戦線は紆余曲折をまぬがれなかった。しかし中国民族の抗日の要求は、何人といえどもおしとどめることの出来ない民族の基本的な要求として拡大していった。

一方、満州ブームのもたらした経済的繁栄は極めて淡いもので、たちまちその頭打ちが明らかになった。それ故に、満州を含めた拡大された規模での危機よりの延命は、次の中国侵略戦争の準備に対して商品需要を見い出そうとする国家資本の衝動を一層強める結果となった。

1936年、内戦の停止をかたくなに拒む蔣介石を、張学良が逮捕、監禁した「西安事変」はもはや押えることの出来ない抗日の要求と運動の高まりを背景とするが、蔣介石を釈放した中国共産党のコミンテルン第7回大会の反ファシズム統一戦線方針にそった運動によって、この事件を契機に抗日の統一戦線は大きく前進した。そこで、日本では、抗日体制の整わないうちに先制の打撃を与えようという動きが強まるとともに、今度は「日満支」経済ブロックの確立が、日本資本主義のスローガンとなった。これに合わせて、国内的には、軍部独裁とファシズム化の動きは極度に高まり、その中で1937年7月7日北京郊外の蘆溝橋で、中国軍との衝突を挑発した日本軍は、中国との全面的な戦争に突入していった。日本は短期間の電撃作戦によって国民党政府を降伏させることが出来ると考えていた。しかし期待は外れ、首都南京を占領(日本軍の南京虐殺事件はこの時起った)しても、抗日の勢いをくじくことはできなかった。そして、中国民族の抗戦に対する作戦地域の拡大は、日本の戦略的主導権をますます困難にしていた。1938年10月、日本軍は武漢まで占領したが、もはやそれ以上すすむことはできな

った。軍事的にも政治的にも降伏させられないとすれば、広大な中国大陆で日本軍が獲得したのは、点と線に過ぎないことが明らかになった。この時、日本では政治的にはファシズム体制と経済的には国家独占資本主義の戦時統制の幕が切って落とされた。それは日本帝国主義の最後の段階であった。

2. 満州侵略(1931(昭和6)年)と朝鮮・台湾における教育政策

満鉄線爆破事件にはじまる関東軍の軍事行動の開始にともない、朝鮮軍は独断越境し作戦行動に加わった。日本は翌1932年「満州国」建国を宣言した。このいわゆる満州事変によって、朝鮮の大陸前進基地としての役割は決定的になった。

満州の武力経営と軍事基地化は、朝鮮における軍需資源の開発のための工業化を要請した。日本の資本は1929年の大恐慌による苦境打開のために、新たな高利潤をもたらす投資市場の開拓を求めているから、朝鮮に疲弊した農村を供給源とする安価な労働力があり、更に北部地帯に巨大な水力発電が可能になると競って進出をはじめ、かくて朝鮮の軍需のための工業化が一気に進められていった。涸渇窮乏した朝鮮経済は1931~32年と、好況に向っていった。

政治的にも、朝鮮支配の強化が要請され、1928~30年における活発な反日闘争の展開と、社会的な反日の空気を一掃した。「満州国」建国という「国威の発揚」は、これを機に朝鮮人に「文字・言句や教育の力のみにては到底企及し難き鞏固たる自覚を喚起」させるものとして利用された。

又朝鮮は世界的恐慌の波に巻き込まれ、米の単一栽培地と化した農村は、ひどい不況におそれ、農民の惨状は目を覆うばかりであったが、これに対し農村振興、自力更生運動を躍起になって展開することになった。だが、農村の疲弊と農民の貧困を解決するためには、日本が植民地で、かつて一度も手を染めたことのない半封建的地主的土地所有の改革と、及び朝鮮経済の自主的發展なしには不可能であった。だから結局、鳴物入りのこの運動を通じて、もっぱら精神主義による社会支配を強化したのであった。

表 42 普通学校生徒及び就学率

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	在 学 者	就学率 (推定)		在 学 者	就学率 (推定)		在 学 者	就学率 (推定)
1933(昭8)	564,901	17	1936(昭11)	802,976	23	1939(昭14)	1,215,340	34
1934(9)	640,140	20	1937(12)	901,182	26	1940(15)	1,385,944	38
1935(10)	720,757	21	1938(13)	1,050,371	30			

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報

朝鮮人初等普通教育は、普通学校における職業科教育と卒業生指導が、上の農村振興・自力更生運動と一体として押し進められた。農村の普通学校では、農業実習として一般農事から養蚕・畜産・農業手工・窯業等を行ない、沿海地方では水産加工、山村地方では薬草による製薬まで実習した。その指導のためには、学校長をはじめとする教員の犠牲的精神が強要された。卒業生指導は、在学中の職業実習を引き続き実生活に応用させるとともに、農民精神を訓練して、彼らを「更生」運動の模範青年とするためであった。

こうして、普通学校の生徒数と就学率は、満州侵略による経済的好況(工業化)、政治的支配の強化、「更生」運動と一体となった政策によって、1933年から飛躍的に伸張を示しはじめ、1938

年には生徒数で1931年の約50万人から約100万人と2倍に、就学率も16%から30%になった。

そればかりでなく、更に「初等教育」の普及をはかるため、新しく農村簡易学校制度を創設した。それは「普通学校に附設された普通学校に類する学校」(朝鮮総督府「簡易学校の教師に望む」昭和9年)と称され、10歳程度を入学資格として、わずか2年間の完成教育で、朝鮮人児童が「(1) 一人前の日本国民となる、(2) 国語を読み話す事の出来る様になる、(3) 職業に対し理解と能力を有する人となる」(同上書)ことを目的とした。2学年1学級の単級学校、1校1教員で教員は部落に定住した。

6・4年制普通学校のための普及は、経済的な負担を大きくするものであったし、何よりも日本の普通学校普及政策に応じる就学要求は農村にはなかった。そこで貧困生活からの向上を「更生」運動によってはかりながら、簡易学校で特に職業教育に力を入れて(実際、2年でそれ以

表 43 簡 易 学 校

年 度	項 目					生 徒 数
	学校数	学級数	教 員 数			
			総 数	日本人	朝鮮人	
1934 (昭 9)	384	387	393	88	305	17,669
1935 (10)	579	584	623	109	514	35,696
1936 (11)	746	746	794	119	655	48,204
1937 (12)	927	940	946	132	814	60,077
1938 (13)	1,145	1,177	1,239	163	1,076	76,077
1939 (14)	1,327	1,363	1,373	169	1,204	86,979
1940 (15)	1,488	1,521	1,508	171	1,337	99,108
1941 (16)	1,618	1,648	1,782	169	1,613	110,869

(注) 生徒は全て朝鮮人

(資料) 各年朝鮮総督府統計年報、但し教員数の項は朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

表 44 高等普通学校及び生徒

年 度	項 目					年 度	項 目				
	学 校 数			生 徒 数			学 校 数			生 徒 数	
	官立	公立	私立	官・公立	私 立		官立	公立	私立	官・公立	私 立
1933 (昭8)	—	15	11	7,357	6,170	1936 (昭11)	—	16	11	8,368	6,463
1934 (9)	—	15	11	7,664	6,245	1937 (12)	—	16	11	8,747	6,707
1935 (10)	—	15	11	7,992	6,372						

(注) 調査日は5月末 (資料) 各年朝鮮総督府統計年報

表 45 女子高等普通学校及び生徒

年 度	項 目					年 度	項 目				
	学 校 数			生 徒 数			学 校 数			生 徒 数	
	官立	公立	私立	官・公立	私 立		官立	公立	私立	官・公立	私 立
1933 (昭 8)	—	7	10	1,943	3,236	1936 (昭11)	—	10	10	2,542	3,972
1934 (9)	—	7	10	2,057	3,446	1937 (12)	—	11	10	2,947	4,200
1935 (10)	—	9	10	2,286	3,761						

(注) 調査日は5月末 (資料) 各年朝鮮総督府統計年報

上の初等「国民」教育は不可能であった)生活に即した「初等教育」の普及をはかったのである。

しかし「更生」運動がそうであったように、簡易学校は結局「半島の随所に小ペスタロッ

表 46 農業学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人		学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人
1931 (昭 6)	25	5,082	4,529	1937 (昭12)	34	7,520	6,676
1932 (7)	25	5,296	4,427	1938 (13)	37	8,407	7,529
1933 (8)	27	5,609	4,968	1939 (14)	38	9,405	8,500
1934 (9)	28	5,965	5,250	1940 (15)	40	10,500	9,554
1935 (10)	30	6,404	5,644	1941 (16)	43	11,781	10,814
1936 (11)	31	6,828	6,044				

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

表 47 商業学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人		学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人
1931 (昭 6)	21	6,807	3,763	1937 (昭12)	25	10,184	6,380
1932 (7)	21	7,147	4,017	1938 (13)	26	10,857	6,867
1933 (8)	20	7,729	4,263	1939 (14)	27	12,072	7,847
1934 (9)	21	8,326	4,898	1940 (15)	28	12,938	8,482
1935 (10)	23	8,905	5,345	1941 (16)	31	14,477	9,676
1936 (11)	24	9,613	5,978				

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

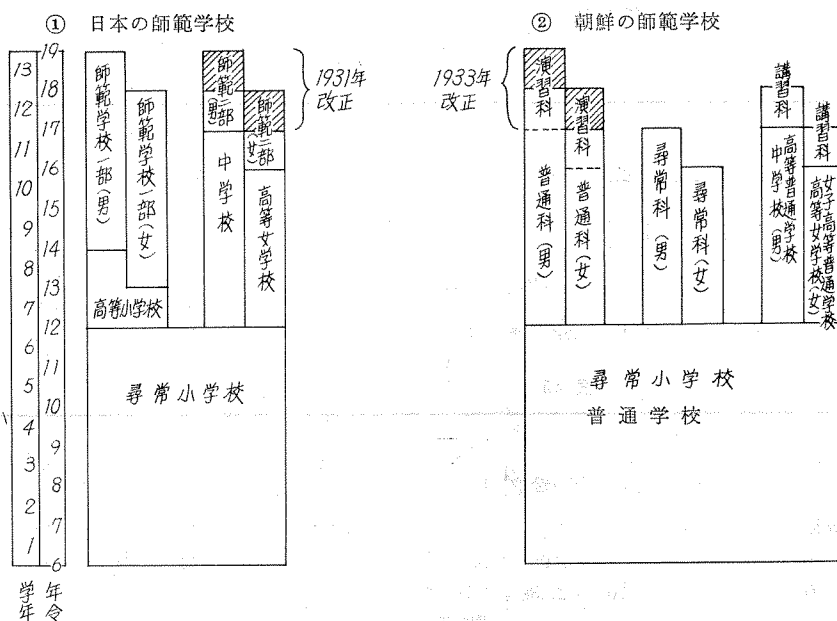


図 7

チが再現し、やがて同教会や附属の鶏欄、牛舎の間から今金次郎も出かねまじき」ことを期待するものであった。

教員の構成をみると、朝鮮人が多く、日本人教員に対する植民地教育者としての犠牲と献身の要求にはもはや限界がきていた(表43)。

高等普通学校・女子高等普通学校の生徒も1933年から増加を示すようになった(表44,表45)。しかし、これら中等教育で政策的に力を入れ、増設をはかったのは実業学校、特に農業学校であった。1931年から6校を新設して、いわゆる甲種・乙種を合わせて31校になった(絶対数は少数であったが)。実習を重視し、園場即教場主義を強調した。こうして実業学校は、農業学校、商業学校とも1935年より急激な増加をはじめた(表46,表47)。

師範教育は、日本での1931年の師範学校2部の年限延長に対応して1933年演習科を2年とした(図7)。しかし普通科(および演習科)を置くのは、京城師範学校のみで、他の師範学校は全て尋常科をおくものだったから、小学校教員と少数の普通学校教員の資格を高めたが、多くの朝鮮人普通学校教員の資格を向上させるものではなかった。

初等普通教育で、職業教育が強調されたため、師範学校も実習農場をもち、実習教育を重視した。職業科教育や卒業生指導に成績の良い普通学校で生徒は実習をした。1934年からは、教員需要に応じて、養成方法を効率的にするため、日本の農業学校の卒業生を入学させる学級を設置している。

なお実業教育機関である農業学校の教員養成は、1927年から水原高等農林学校に実業学校教員養成所を附置して、現職初等学校教員を入学させていたが、1935年より日本の高等農林学校、農科大学卒業生を入学させるようになった。もっとも、実業学校以上の学校には朝鮮人教員はほとんどいなかったから、はじめから朝鮮人は教員養成の対象外であった。

表 48 普通学校・小学校における1学校当り
1職員当り児童

年 度	項 目			
	普 通 学 校		小 学 校	
	1 学 校 当り児童	1 職 員 当り児童	1 学 校 当り児童	1 職 員 当り児童
1925 (大14)	330.46	54.49	124.74	32.48
1926 (昭元)	334.09	54.39	125.51	32.06
1927 (2)	322.72	53.31	128.74	31.27
1928 (3)	309.96	52.72	133.59	32.93
1929 (4)	299.62	52.56	139.29	33.41
1930 (5)	285.12	52.86	145.70	34.25
1931 (6)	268.60	52.20	153.27	35.76
1932 (7)	259.38	52.29	159.42	36.08
1933 (8)	266.12	55.13	165.17	36.80
1934 (9)	285.79	59.54	167.57	35.69
1935 (10)	302.14	63.68	171.40	36.73
1936 (11)	317.43	66.24	172.72	36.00
1937 (12)	343.16	68.58	177.31	36.02
1938 (13)	388.07	70.84	180.74	36.36
1939 (14)	425.27	71.77	184.72	35.37
1940 (15)	464.32	73.53	186.87	35.33

(注) 公立学校 (資料) 各年朝鮮總督府統計年報

表 49 私立学校及び生徒

年 度	項 目			
	学 校	学 校 中 宗 教 学 校	生 徒	生徒中 朝鮮人
1932 (昭7)	446	194	47,380	46,122
1933 (8)	457	180	58,714	57,274
1934 (9)	430	171	64,417	62,927
1935 (10)	412	166	72,024	70,128
1936 (11)	394	161	77,021	75,027
1937 (12)	393	163	82,531	80,352
1938 (13)	357	144	79,991	77,722
1939 (14)	335	131	78,390	75,989
1940 (15)	300	120	72,439	69,981

(注) 1933年より調査日は5月末

(資料) 各年朝鮮總督府統計年報

表 50 書 堂 及 び 生 徒

年 度	項 目		年 度	項 目	
	書 堂	生 徒		書 堂	生 徒
1931 (昭6)	9,208	146,901	1936 (昭11)	5,944	169,999
1932 (7)	8,630	142,668	1937 (12)	5,681	172,786
1933 (8)	7,529	148,105	1938 (13)	5,293	172,456
1934 (9)	6,843	153,684	1939 (14)	4,686	164,507
1935 (10)	6,209	161,774	1940 (15)	4,105	158,320

(資料) 各年朝鮮總督府統計年報

以上見てきたように、「満州事変」以後、「更生」政策と結びついて「勤労」教育を特徴とする普通学校、簡易学校の普及、あるいは実業学校は伸張した。しかし、一学級当り平均収容児童数は著しく増加し(表 48)、この面からも教員の犠牲と献身の上におこなわれた(1937年「初等教員ノ疾病療治料給与ニ関スル件」がそうしたことを示している)。

そして最も重要なことは、侵略戦争の開始が、教育に朝鮮人の精神的支配の機能を一段と大規模に果すことを期待したことであった(普及の意味はそこにある)。1935年には、「半島同胞に対する健全なる国民的性格の陶冶上適切周到を欠く」(1935年臨時歴史教科用図書調査委員会第一回委員会での宇垣総督の挨拶中)として歴史教科書の書き換えがはじまった。1932年には、高等普通学校・女子高等普通学校に公民的資質の一層の陶冶を課することになった(「公民科」の新設)。

教育政策の高揚に刺激されて、私立各種学校の生徒は、1932年より再び増加をはじめ、1937年にはピークに達した(表 49)。

書堂も同様に生徒数は、1933年より再び上昇をはじめ、1938年にピークを示した(表 50)。こうしたことは、私立学校・書堂が依然として社会的に決して衰えていないことの証左であった。

「満州事変」は、台湾統治にも、又政治的・経済的变化をもたらした。「(台湾の民族運動に対して一引用者)昭和になってから、取締はだんだん厳重にはなりましたが満州事変がなかったらまだいつまで続いたかわからぬ……満州事変後の島民の考えが、すっかり転換ったことは、はっきりわかり……」と日本人にいわせている様に、政治的支配強化の槌に侵略戦争は最大の効果をもつものであったことは朝鮮の場合と同じである。

台湾駐屯部隊の出動とともに、台湾人を軍夫として徴発し、何の権力も発言権もない台湾人にまで戦争の影響は直接的なものとなった。このことは、台湾人に大きな衝撃を与えたが、総督府はそうした衝撃を日本人出動部隊の歓送や台湾人軍夫の「美談」集等のキャンペーンを通して、かえって台湾の政治的支配の強化に転化・利用した。

1933年、公学校、中学校及び高等女学校、師範学校の各規則を改正した。

公学校は国語教育の徹底、実業教育の徹底として4年制公学校の国語時間の増加と実業科目の必須化を行なって、その充実をはかり、6年制公学校では「日本歴史」は「国史」に、「実科」は「実業」に、「手工」は「工業」と改めて小学校に準じた。

中学校・高等女学校は、生徒教養の要旨を明示して国民道德教育を強調するとともに、学科課程では基本科目と増課科目に分け、増課科目では土地の情況や生徒の能力適性にあった選択を行なうようにした。学科目では、修身科に作法に加え、法制及び経済を公民科とし、博物・

物理及び化学を理科とした。その他作業科(園芸・工作その他の作業)の新設、実業科の必修、体操科における剣道又は柔道の必修化が主なものであった。こうして中学校は上級学校入学のための準備教育機関としての性格をやめ、人格の修養と實際生活に結びついた完成教育を行なうところとされるようになった。高等女学校も同様である。

師範教育にも生徒教養の要旨を示し、学校課程を基本科目・増課科目に分けたこと、公民科、理科の設置、工業の新設などは、中学校と同じで精神主義の強調と實際生活に有用な実用知識の修得をねらいとしたものであった。又同年から、朝鮮と同様に演習科の修業年限を1年延長し、普通科5年(女子4年)、演習科2年として修業年限は7年(女子6年)になった。このことは、師範学校の小学師範部の全部と公学師範部の大部分を占めていた日本人教員の資格を上げることになったが、むしろ講習科に生徒の多かった台湾人教員養成のレベルの向上には余り役立たず、かえって結果的には公学校における日本人教員と台湾人教員の格差を大きくしたことは、朝鮮の場合と同様であった。なお、講習科は新しく中学校若しくは修業年限4年の高等女学校卒業者を入学資格者に加えて(従来は小学校准教員若しくは公学校乙種准教員の免許状取得者か修業年限2年の高等小学校卒業者又は同等以上の者)その修業年限を一年とした。以後も台湾人の教員はこの講習科修了者の方が多かった。

更に、1935年には実業学校・実業補習学校の各規則にも改正を加えた。各種の実業学校における生徒教養の要旨の明示、公民科の設置、体操科における武道の導入、実践教育の重視、選択科目制などは、先に述べた諸学校と同一の主旨であった。特に商業学校では、高等小学校卒業程度を入学資格とし、修業年限2年(従来は3年のみ)の簡易で實際的な商業教育の普及をはかった。又中学校或いは高等女学校の卒業者で、商業に従事する者のために、修業年限一年の2部も設けた。

実業補習学校でも生徒教養の要旨を明示し、「国民道徳ノ養成」「国語教育の徹底」「剛健」な心身の育成等に力を入れることにした。学科目では、修身を修身公民科とし新たに国史を加えた。又教員は「学科、学科目、教授時数、学級数等ニ応ジ相当員数ノ教員ヲ置クベシ」とのみ規定して必らずしも1学級につき、教諭又は助教諭を置かなくても良いことにし、学科の種類その他の事情によっては、一般人を教員に任用できるようにした。更に従来は小学校・公学校・実業学校のみにも併置していたが、各種の学校又は試験場にも併置できるようにした。朝鮮では、初等教育の低い就学率のために、簡易学校という変則的な「職業教育」機関を発足させたが、台湾では或る程度の初等教育の就学率があったので低度の職業教育を行なう場としての、実業補習学校の普及策であった。もちろん簡易学校(朝鮮のみ)や実業補習学校が単に低度の職業教育機関としてのみ考えられたものではなく、公民的国民教育の場としての側面をもつものとして、その面からも普及が要請されたものであったことは言うまでもない。こうして各学校について教育令以来の全般的な教育課程、教科目の改正を行なった。

満州侵略は台湾に経済的にも大きな変化を要請した。台湾の砂糖は、なお1929~31年までは増産を続けるが、1933年から減産と横這いが続くようになった。日本の国内需要は限界に達していたにもかかわらず、輸出は生産原価が高かったから国際競争に打ち勝てず望みはなかった。おまけに、台湾で優良品種の改良を怠ったため、品種が次第に悪くなってきていた。更に日本の工業製品の南印・フィリッピンへの輸出の増大にともない、見返り品として、それらの国々から砂糖を買わなければならなくなっていたから、台湾の砂糖をもはや高率関税で保護し発展させる必要は減少してきつつあった。

一方、米は、1930年以降、日本の米価の暴落と農村窮乏の激化によって国内の米穀統制が強まるにつれ、台湾米の移出や生産は制限されるようになり、1933年からは、米作増殖施設の中止等によって米の作付面積を増加させない方針がとられはじめていた。そして、生憎1933・4年に日本で米が減収となると、またまた1934年からは増産に切り変えることにする等、台湾の経済政策は日本の経済政策に従属して自立性を失ない、不安定さで行詰りを露呈しはじめてきた。

表 51 公学校生徒及び就学率

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	就 学 者	就学率		就 学 者	就学率		就 学 者	就学率
1930 (昭5)	236,262	32.64	1934 (昭9)	319,978	38.94	1938 (昭13)	496,514	49.8
1931 (6)	252,045	33.76	1935 (10)	350,880	41.10	1939 (14)	552,948	53.2
1932 (7)	270,728	35.44	1936 (11)	387,340	43.44	1940 (15)	629,392	57.6
1933 (8)	295,061	37.02	1937 (12)	440,499	46.7			

(資料) 台湾総督府学事各年報、但し1937年以降は各年台湾総督府統計書

表 52 農林・農業学校及び生徒

年 度	項 目					
	農 林 学 校			農 業 学 校		
	校 数	生 徒		校 数	生 徒	
		日本人	台湾人		日本人	台湾人
1931 (昭6)	2	157	709	1	69	245
1932 (7)	2	162	716	1	82	302
1933 (8)	2	167	723	1	85	302
1934 (9)	2	184	690	1	92	282
1935 (10)	2	187	668	1	86	290
1936 (11)	2	189	693	1	90	304
1937 (12)	2	219	689	2	154	353
1938 (13)	2	228	676	3	244	480
1939 (14)	2	213	696	4	344	713
1940 (15)	2	196	758	4	444	909
1941 (16)	3	205	804	4	470	1,050

(資料) 各年台湾総督府統計書

表 53 工業学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	校 数	生 徒			校 数	生 徒	
		日 本 人	台 湾 人			日 本 人	台 湾 人
1931 (昭6)	1	470	197	1937 (昭12)	1	700	228
1932 (7)	1	492	171	1938 (13)	2	828	321
1933 (8)	1	509	179	1939 (14)	3	959	530
1934 (9)	1	556	163	1940 (15)	4	1,167	732
1935 (10)	1	584	198	1941 (16)	5	1,208	998
1936 (11)	1	616	213				

(資料) 各年台湾総督府統計書

表 54 商業学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	校 數	生 徒			校 數	生 徒	
		日 本 人	台 灣 人			日 本 人	台 灣 人
1931 (昭 6)	2	730	351	1937 (昭12)	4	1,263	359
1932 (7)	2	778	337	1938 (13)	5	1,517	493
1933 (8)	2	798	323	1939 (14)	7	1,751	807
1934 (9)	2	823	323	1940 (15)	8	1,943	1,281
1935 (10)	2	890	300	1941 (16)	8	1,808	1,675
1936 (11)	3	1,049	322				

(資料) 各年台湾総督府統計書

表 55 農業補習学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	校 数	生 徒	生徒中 台湾人		校 数	生 徒	生徒中 台湾人
1931 (昭 6)	24	1,061	904	1937 (昭12)	34	1,775	1,737
1932 (7)	25	1,180	1,158	1938 (13)	35	2,276	2,236
1933 (8)	25	1,200	1,183	1939 (14)	35	2,585	2,556
1934 (9)	25	1,151	1,127	1940 (15)	36	2,712	2,695
1935 (10)	27	1,160	1,138	1941 (16)	39	3,377	3,370
1936 (11)	29	1,395	1,376				

(資料) 各年台湾総督府統計書

表 56 商業補習学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	校 数	生 徒	生徒中 台湾人		校 数	生 徒	生徒中 台湾人
1931 (昭 6)	3	267	159	1937 (昭12)	6	799	657
1932 (7)	3	362	195	1938 (13)	6	801	689
1933 (8)	3	295	213	1939 (14)	6	1,009	959
1934 (9)	4	442	336	1940 (15)	7	1,382	1,329
1935 (10)	3	265	192	1941 (16)	7	1,510	1,478
1936 (11)	4	405	306				

(資料) 各年台湾総督府統計書

表 57 高等工業学校生徒

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	生 徒			生 徒			生 徒	
	日本人	台灣人		日本人	台灣人		日本人	台灣人
1931 (昭6)	36	36	1935 (昭10)	168	41	1939 (昭14)	196	27
1932 (7)	90	64	1936 (11)	167	35	1940 (15)	305	49
1933 (8)	142	79	1937 (12)	178	29	1941 (16)	319	51
1934 (9)	160	60	1938 (13)	181	29			

(資料) 各年台湾総督府学事各年報

一方、「満州事変」を期に、日本では重化学工業の発展が著しくなったが、戦争政策の遂行は台湾にも工業化を要請する様になった（かつて第一次世界大戦中の1917年頃、一時台湾の南進と工業化が呼ばれたことがあったが、今またそれが取り上げられることになる）。1919年以来中止されていた濁水溪の上流日月潭にダムをつくり、10万キロの発電を起す計画が再興され（1929年）、1934年に完成した。台湾の水力資源の開発を基礎に、島内、南支・南洋の諸原料を利用して工業化を進めることになり、こうして1935～37年と合金鉄、アルミニウムなどの電気化学工業を中心とする工業化が序々に行なわれはじめてきた。1935年で工産総額の60%は依然として製糖業が占めていたが、軽工業なしで一気に高度の熟練労働を必要とする工業化が進みつつあった。

「満州事変」を梃として、日本帝国主義が植民地に要請した政治的・経済的变化との対応に

表 58 書 房 及 び 生 徒

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	書房数	生徒数		書房数	生徒数		書房数	生徒数
1931 (昭6)	157	5,378	1934 (昭9)	110	3,524	1937 (昭12)	28	1,407
1932 (7)	142	4,700	1935 (10)	89	3,099	1938 (13)	19	1,011
1933 (8)	129	4,494	1936 (11)	62	2,411	1939 (14)	17	931

(資料) 各年台湾総督府統計書

表 59(1) 国語講習所及び簡易国語講習所

年 度	項 目			
	国 語 講 習 所		簡易国語講習所	
	所 数	修了者	開設数	修了者
1933 (昭8)	361	23,680	827	28,375
1934 (9)	960	63,024	882	35,634
1935 (10)	1,629	105,770	754	31,378
1936 (11)	2,197	131,799	1,735	64,451

(注) 1. 国語講習所は、年齢がおおよそ12～25歳の者に対して1年100日以上日本語を中心とする教育を行なう。主として、公学校教員が指導に当る。

2. 簡易国語講習所は3～6カ月を会期として日本語を教えるもので、指導は公学校教員、街庄吏員、警察官が当り、時期は概して農閑期の夜間である。

(資料) 台湾総督府学事各年報

表 59(2) 台湾人の日本語の普及

年 度	項 目		年 度	項 目	
	実 数	台湾人人口中%		実 数	台湾人人口中%
1932 (昭7)	1,022,371	22.70	1937 (昭12)	1,934,000	37.80
1933 (8)	1,127,509	24.50	1938 (13)	2,204,281	41.90
1934 (9)	1,287,174	27.00	1939 (14)	2,458,460	45.59
1935 (10)	1,251,340	29.00	1940 (15)	2,817,903	51.00
1936 (11)	1,641,003	32.30	1941 (16)	3,239,962	57.02

(資料) 台湾総督府「台湾の社会教育」1941年版

よる教育現象の変化は、台湾では1935年から認められる(朝鮮では1933年から)。この年を起点として、公学校生徒数は急激に増加するようになった(表51)。中学校・高等女学校についても同様で、この1935年から生徒数は膨張しはじめた。

実業教育では、農業学校が1937年、工業学校が1935年、商業学校は1936年より著しく増加を示しはじめた(表52~54)。農業補習学校は1936年から、商業補習学校は1937年から著しく増加しはじめ、いずれも顕著な変化を示していった(表55, 56)。

専門学校では、1931年、台南高等工業学校が創設され、台湾工業化の気運に対応した。生徒は日本人が大部分であった(表57)。

1934年、台北大学に医学部が、台北医学専門学校と台北医院を基礎として創設された(36年より授業開始)。領台以来はじめて医学研究機関が設置されることになった。しかし、台湾の医療状況は、医学専門教育を廃止する時期には達していなかったから、医学専門学校は医学専門部として附設することになった。最後に、書房は朝鮮の書堂の様に増加することもなく、1931年から減少していき、10年間で姿を消していった(表58)。

これまでみてきたように、各学校教育で国語教育の徹底が重視されるようになって、再び展開され始めたのが、日本語普及政策である。だいたい1927年に台北州同風会という団体が、日本語普及率の調査をしたものによると、台北州下で公学校3年修了程度に話せるものが100人中平均して12人余、台北市でも20人足らず、郡部では5人余であった。台北州でもこの位であったから、全島ではもっと少なくなる。「満州事変」までは、普及はおよその程度であった。しかし1930年には、台北州で国語講習所要項及び簡易国語講習所要項を決めて普及に力を入れはじめ、各地方庁でもこれをもとに施設の設立を行なうようになった。中川総督は、全島国語大会に出席し、日本語の普及を奨励するとともに、その為に国語講習所に補助費を出すことにし、総督府はこれらの講習所施設を基礎として1933年から国語普及10カ年計画を立て、日本語を解する者を50%にする目標で力を入れはじめた。だから国語講習所、簡易国語講習所が飛躍的に多くなるのは1933・4年からである(表59(1), (2))。同年頃までは、内地化を論ずる人も居なかったという社会状況は、侵略戦争を樞とした政策の展開によって急速に変化しつつあった。日本語を使用しなければならない状況を、政策は人為的に作り出していった。台湾で朝鮮よりも早く、組織的に社会的な日本語普及政策が展開されたのは、初等教育の就学率が朝鮮よりも高かったからで、社会的教化政策は一面で必ず初等国民教育の量・質によって規定されざるを得ないものだからである(他面はいうまでもなく政治・経済のあり方によって規定される)。

3. 日中戦争(1937(昭和12))年と朝鮮・台湾における教育政策

日中戦争開始の初年度、日本は中国大陸に50万の陸軍を送りこみ、海・空軍を投入し、日清戦争以来はじめて、大本営(戦時最高の統帥機関)を設置した。華北の日本軍は綏遠・山西・河南・河北の各方面に向っていっせいに進撃をはじめ、天津・北京、ついで上海・杭州・太原、更に首都南京を占領(12月)した。しかし国民政府は抗戦を続け、中国民族は一切の対日妥協を拒否した。中国民族を相手にした泥沼のような戦争の発端であった。

日本では、戦争の圧力で「挙国一致」体制が実現し、9月(1937年)には、国民精神総動員運動が起された。一方、軍需生産力の拡充と並行してこの大戦争をすすめることは、日本の経済力では容易ではなく、経済統制は強化された。そして1938年4月には国家総動員法を制定して、戦争遂行のために人的・物的資源を統制運用する立法権限を政府に与えたのをはじめ、本格的な戦時体制の整備がすすんでいった。

朝鮮は全く日本の戦時体制に即応させられ、朝鮮の特殊な立場は許されなくなった。重要産業の統制は朝鮮にも施行され、朝鮮工業の計画は日本の企画院が立案するようになった。国家総動員法は朝鮮を包含して発動された。このような戦時動員態勢は、朝鮮の政治・社会・文化などの日本への全面的な動員を随伴した。それが日本における挙国一致・堅忍持久・尽忠報国の他に朝鮮で皇国臣民化（いわゆる「皇民化」）、内鮮一体化としてすすめられた運動である。

今や朝鮮は、完全な日本帝国主義の一部として「支那事変勃発シ東亜ニ一大転機ノ至ルヲ感知サルルヤ興国一致外患ニ当ルノ風潮ハ半島ニ於テモ都鄙ニ洽ク施政ノ最大方針ヲ示セル内鮮一体ノ標語下ニ於テ民衆ハ靡然トシテ帝国国民タルノ忠誠ヲ発露シ銃後報国ノ諸運動ハ各種ノ形態ヲ以テ展開セラレ真ニ始政以来未曾有ノ現象トシテ三十年施政ノ結実ヲ見ルノ感アラシム」（朝鮮総督「同施政年報昭和15年度」）とされた。それは、日本帝国主義の朝鮮支配の最後の段階であった。

表 60 中学校及び生徒

年 度	項 目				
	学 校 数		生 徒 数		
	公 立	私 立	公 立	私 立	私 立
			日 本 人	朝 鮮 人	朝 鮮 人
1938 (昭13)	37	13	7,954	10,317	7,551
1939 (14)	40	13	8,522	11,234	8,109
1940 (15)	44	13	8,873	12,981	8,489
1941 (16)	48	16	10,230	13,568	9,315

（資料） 各年朝鮮総督府統計年報

表 61 高等女学校及び生徒

年 度	項 目				
	学 校 数		生 徒 数		
	公 立	私 立	公 立	私 立	私 立
			日 本 人	朝 鮮 人	朝 鮮 人
1938 (昭13)	43	11	11,367	4,308	4,352
1939 (14)	47	10	11,995	5,244	4,291
1940 (15)	51	13	12,443	6,248	5,035
1941 (16)	55	13	13,244	7,411	5,435

（資料） 各年朝鮮総督府統計年報

表 62 農業補習学校

年 度	項 目		年 度	項 目		年 度	項 目	
	学校数	生徒数		学校数	生徒数		学校数	生徒数
1926 (昭元)	12	576	1932 (昭7)	66	2,197	1938 (昭13)	100	3,649
1927 (2)	26	1,404	1933 (8)	67	2,214	1939 (14)	106	3,844
1928 (3)	41	1,731	1934 (9)	63	2,596	1940 (15)	102	3,799
1929 (4)	44	1,800	1935 (10)	66	2,444	1941 (16)	102	4,104
1930 (5)	56	2,191	1936 (11)	82	3,024			
1931 (6)	59	2,088	1937 (12)	92	3,243			

（資料） 朝鮮総督府「各年報朝鮮諸学校一覧」

はやくも 1938 年には、特別志願兵制度によって、朝鮮人青年を日本軍に志願させることにした。各道で志願者を厳選した上で訓練所に入れ、所定の課程を修めさせ、更に銓衡を経て現役、第一補充兵として出動させた。このことは、日本軍の戦力としてより、兵役は日本人としての至上の名誉というデマゴギーによって皇民化政策の砦になるとともに、朝鮮人を中国の戦

表 63 商業補習学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校 数	生 徒 数	生徒中 朝鮮人		学 校 数	生 徒 数	生徒中 朝鮮人
1928 (昭 3)	8	900	771	1935 (昭10)	14	1,099	907
1929 (4)	9	898	741	1936 (11)	15	1,613	1,378
1930 (5)	8	835	605	1937 (12)	14	1,598	1,363
1931 (6)	8	838	678	1938 (13)	15	1,780	1,542
1932 (7)	10	899	754	1939 (14)	16	1,902	1,695
1933 (8)	10	1,043	916	1940 (15)	19	2,906	2,719
1934 (9)	10	1,012	884	1941 (16)	20	3,423	3,264

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

表 64 工業補習校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校 数	生 徒 数	生徒中 朝鮮人		学 校 数	生 徒 数	生徒中 朝鮮人
1928 (昭 3)	10	568	521	1935 (昭10)	10	544	439
1929 (4)	10	555	504	1936 (11)	9	599	536
1930 (5)	12	671	606	1937 (12)	9	711	645
1931 (6)	12	592	521	1938 (13)	9	1,014	923
1932 (7)	12	574	511	1939 (14)	9	1,184	1,085
1933 (8)	12	650	568	1940 (15)	7	1,203	1,132
1934 (9)	11	547	507	1941 (16)	8	1,079	1,049

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

表 65 専門学校及び生徒

年 度	項 目											
	学 校			生 徒								
	官立	公立	私立	官 立			公 立			私 立		
				総 数	日本人	朝鮮人	総数	日本人	朝鮮人	総 数	日本人	朝鮮人
1931 (昭 6)	5	—	8	1,202	836	366	—	—	—	1,596	419	1,177
1932 (7)	5	—	8	1,191	833	358	—	—	—	1,896	499	1,397
1933 (8)	5	2	8	1,188	837	351	456	233	222	2,073	577	1,495
1934 (9)	5	2	8	1,187	832	355	555	352	203	2,240	593	1,647
1935 (10)	5	2	8	1,213	839	373	567	368	199	2,711	569	2,140
1936 (11)	5	2	8	1,240	828	409	570	374	196	2,440	537	1,897
1987 (12)	5	2	8	1,292	850	437	570	372	198	2,390	496	1,886
1938 (13)	5	2	8	1,388	908	472	577	365	212	2,408	466	1,937
1939 (14)	6	2	10	1,541	1,004	528	593	369	224	2,781	497	2,279
1940 (15)	6	2	10	1,769	1,131	629	590	390	200	2,871	513	2,354
1941 (16)	7	2	10	1,944	1,327	617	580	364	216	3,446	632	2,806

(資料) 朝鮮総督府「各年朝鮮諸学校一覧」

線に参加させ、その兵士の餓死、銃後奉公を機会に朝鮮人に軍国主義と中国に対する憎悪を植えつける効果をもつものであった。多くの朝鮮人青年が志願に応じられていった。

又同年、朝鮮教育令が改正され、普通教育は朝鮮人も小学校令、中学校令、又高等女学校令に依ることになった。これによって普通学校は小学校、高等普通学校は中学校、女子高等普通学校は高等女学校と改められた。普通学校規程は廃止され、改正された小学校規程によることになった。

元普通学校の小学校では「皇国臣民の誓詞」によって「私共ハ大日本帝国ノ臣民デアリマス」と毎日朝会で斉唱させ、教授用語は勿論のこと、学校での朝鮮語の使用は禁止した。教科書は修身、書方、図画、唱歌は第1学年から、国語、算術、国史は第4学年から日本人の教科書と共用となった。皇国臣民体操によって日本精神を養い、愛国日を設定して神社参拝・国旗掲揚を行なう等々ひたすらに皇国臣民が育成されることになった。そして、そのためにこそ1935年には、第2次の初等教育普及についての立案がはじまっており、1937年から10カ年計画で公立普通学校は毎年約7万人を就学させ、簡易学校は毎年1万5千人を就学させることにしている。このため、1937年からの就学生徒数、就学率は更に急ピッチで上昇していった。

中学校（元高等普通学校の）生徒も、特に1938年から多くなっていく。高等女学校も同様である（表60, 61）。

実業補習学校生徒は、農業補習学校が1936年から、商業補習学校が1938年から、工業補習学校が1938年から急昇しはじめる（表62～64）。専門学校生徒も1938年から変化、上昇しはじめ、同私立の生徒も急速に増加しはじめる（表65）。

こうして1938年を境にして1933年以來の諸学校の生徒増加に、更に実業補習学校、専門学校が加わって、全体として上昇のピッチは一層速められた。実業補習学校と専門学校が増加しはじめたのは、まぎれもなく朝鮮経済の戦時動員態勢に即応したものであった。

しかし、この年を境に減少を余儀なくされたものがあった。私立学校と書堂でこのことは日中戦争が教育政策に与えた質的な変化を示すものである。

表 66 日本語を解する朝鮮人

年 度	項 数			目		
	実		普通会話に差支えなき者 (c)	朝鮮人人口中 %		
	総 数 (a)	稍解し得る者 (b)		(a)	(b)	(c)
1932 (昭7)	1,542,443	825,506	716,937	7.70	4.12	3.58
1933 (8)	1,578,121	817,984	760,137	7.81	4.05	3.76
1934 (9)	1,690,880	857,268	833,612	8.24	4.18	4.06
1935 (10)	1,878,704	962,982	915,722	8.84	4.53	4.31
1936 (11)	2,103,962	1,052,903	1,051,059	9.84	4.93	4.92
1937 (12)	2,397,396	1,201,046	1,196,350	11.06	5.54	5.52
1938 (13)	2,717,807	1,326,269	1,391,538	12.38	6.04	6.34
1939 (14)	3,069,032	1,491,120	1,577,912	13.89	6.75	7.14
1940 (15)	3,573,365	1,730,785	1,842,580	15.57	7.54	8.03
1941 (16)	3,972,094	—	—	16.61	—	—
1942 (17)	5,089,214	—	—	19.9	—	—
1943 (18)	5,722,448	2,570,603	3,15,1845	22.2	9.9	12.3

(資料) 朝鮮総督府各年施政年報、但し、1941年以降は朝鮮総督府財務局「第85回帝国議会説明資料」

皇民化政策による学校、わけても初等教育機関の普及によって学校を中心にした（日本語）普及政策が展開されるようになった。1938 年以來、小学校（元普通学校）、簡易学校を中心に、毎年約 10 万人に国語教本を無償で配付して講習会を開催した。1938～40 年で 885,000 余人が講習会を終了している。だから、いわゆる日本語普及率は 1936 年から急激に増加しはじめ、1937 年からは「国語ヲ解スル者」のうち「稍解シ得ル者」より「普通会話ニ差支ナキ者」の方が多くなっており、社会的に日本語を使用しなければならない状況が政策的につくり出されつつあったことを示している（表 66）。

そして更に 1940 年には朝鮮人の日本人式「氏」（姓名）への改名まで行なったのであった。

「満州事変」以来、いわれはじめた南進と台湾「工業化」への要請は、日中の全面戦争への突入によって決定的なものとなった。すでに 1936 年、総督を武官（海軍）にかえ（従来は文官）て、日本の南進は、はっきり「東亜共栄圏の確立」という形をとって現われ、そのための台湾の基地・前哨地としての軍事的意義は重要になった。これによって、戦時における軍需品の現地調達を確保するための工業化が進み、又豊かな南洋の諸資源を開発・利用して工業化を進めるために、水力資源の開発、港湾の整備が進んだ。日本人技術者と労働者の工業移民が期待された。

政治的には、台湾人と同一民族に対する侵略戦争であったから、台湾人が「帝国臣民らしい気持にならなければ台湾の守りは不可能」という支配者意識は一層強くなった。いわゆる皇民化運動が「日本の国体の精髓を知って万世一系の天皇の皇謨を扶翼し奉る、もっとくだけて言えば、天皇陛下の為に身命さえなげうってもよいというような気分を起させること」として、侵略戦争への民族的動員を目標に据えて展開されはじめるのは 1937 年からである。

社会的にみれば、「皇民的」信仰を植えつけるために、神社の建立と参拝の強要、「天照皇大神宮」の神符の配給と神棚の新設、当然一方での在来の寺廟の整理や祭祀の改廃、家屋の改修等を行ない、日常生活のレベルでも、衣・食・住に亘る日本式生活の実行が奨励され、当然一方での在来の風俗習慣の廃止が進められた。文化的にも、文学・劇・音楽等に皇民化の使命をになわせるための政策を行なった。

表 67, 68 中学校・高等女学校及び生徒

年 度	中 学 校			高 等 女 学 校		
	学 校	生 徒		学 校	生 徒	
		日本人	台湾人		日本人	台湾人
1931 (昭 6)	10	3,037	1,993	12	3,710	1,456
1932 (7)	10	3,079	2,051	13	3,794	1,466
1933 (8)	10	3,141	2,110	13	3,902	1,526
1934 (9)	10	3,234	2,190	13	4,063	1,586
1935 (10)	10	3,404	2,355	13	4,278	1,613
1936 (11)	11	3,645	2,608	13	4,459	1,722
1937 (12)	12	4,065	2,794	13	4,756	1,912
1938 (13)	14	4,615	3,233	15	5,072	2,225
1939 (14)	17	5,196	4,818	16	5,242	2,812
1940 (15)	17	5,186	5,832	18	5,637	3,187
1941 (16)	19	5,988	5,895	19	6,150	3,554

(資料) 各年台湾総督府統計書

一方、戦争への直接的動員は、上海（杭州湾）に上陸し、南京を占領した日本軍に野菜を供給するため、1938年5月、上海に1,000名の台湾人「農業義勇団」を送った。又広東・武漢作戦（10月広東・武漢占領）に当っては、広東語のわかる台湾人が、軍通訳として徴用されていた。

こうして台湾における戦時即応体制は強まったが、皇民化運動の一手段として、又それらの基礎として重要視されたのが教育、わけでも、初等普通教育の改革・普及と日本語の普及であった。台湾人が、日本の公教育によって日本の歴史をはじめ、日本国民としての最低限度の資質を身につけること、日本語によって、日本文化を吸収し新聞やラジオを聞けるようになることは、「国民皆兵」という皇民化運動の最後の目的からすれば当然であった。

公学校では、これまで随意科目として残っていた漢文を全廃し、又1939年からは小学校と同様に公学校の高学年の男子に武道を課して、台湾人児童の特性は認められなくなった。それとともに、公学校はこれまでのどの時期にもまして著しい就学の伸びを示していった。中学校・高等女学校も同様であった（表67, 68）。

実業教育も、特に工業学校は1938年から著しく生徒が増加するが、戦時下の台湾工業化の気運に対応したものである。しかし、それは主として日本人によって充足されており、台湾人は日本人の半数以下であった。台湾の工業化に必要な熟練労働者は日本人でよかったからである（工業移民の期待もそのひとつである）。

表 69 私立学校及び生徒

年 度	項 目			年 度	項 目		
	学 校 数	生 徒 数	生徒中日本人		学 校 数	生 徒 数	生徒中日本人
1922 (大11)	17	2,489	1,014	1932 (昭7)	20	3,238	1,100
1923 (12)	17	2,443	1,000	1933 (8)	19	3,423	1,117
1924 (13)	18	2,407	926	1934 (9)	19	3,481	1,102
1925 (14)	20	2,489	926	1935 (10)	21	4,175	1,353
1926 (昭元)	17	2,485	951	1936 (11)	22	4,835	1,566
1927 (2)	17	2,488	933	1937 (12)	21	4,965	1,151
1928 (3)	18	2,545	947	1938 (13)	20	5,101	1,106
1929 (4)	18	2,846	1,051	1939 (14)	14	3,184	693
1930 (5)	20	2,872	1,020	1940 (15)	12	3,296	779
1931 (6)	16	3,057	1,115	1941 (16)	11	2,814	588

（資料）各年台湾総督府統計書

又他の諸学校も各々生徒数は増加しており、全体としても学校教育はどの時期よりも著しく拡大していった。しかし、私立学校のみは1938年を境にして急激に減少していった。朝鮮と全く同じ現象であり、戦争による教育政策（普及）の意味を示すものであった（表69）。

なお朝鮮のところで言及しなかったのでふれると、いわゆる社会教育といわれる学校教育を卒えた青少年に対する組織化も、戦時下の国民教化の一環としてはじめて重視されるようになった。満州侵略以後、社会的に教化統制の必要とともに、各州に新しく教化団体が設立されるようになったが、1934年には台湾社会教化要項を制定し、全島の教化団体統制機関として、台湾教化団体連合会を設立した。青年団・青年教習所・青年訓練所（1935年より青年学校）といった、直接青少年を対象とした社会教育もその一環として普及をはかり、1940年には1万余の青年を集めて、全島青年団大会を開催している。

日本語の普及は、1937年から新聞の漢文欄を廃止し、公的には一切の文字が日本語のみになった。漢文欄廃止に当って、小林総督が「皇国精神を体得するには何と言っても皇国固有の言語文章に依ること、皇国精神の体得は、実に同化の根本」と言っているように、台湾人の民族性を抹殺しようとする政策の要請度合が強まるに従って、日本語の強制も強められた。官公庁、銀行、会社では、全て日本語を使用させ、許可を受けなければならない営業や客に朝夕接する営業者、女給、車夫等も日本語不解者は不許可とした。学校では、台湾人相互の談話は勿論、日常一切の用語は総て日本語として、特に中等学校以上は他の模範となるよう、日本語の使用奨励に力を入れた。街庄協議会でも、台湾語を使用しない申し合わせをさせるようになった。国語常用家庭を認定し、彼らに対しては、(1) 小学校での共学を許可する、(2) 子供が中等学校に入学する時の優先的取扱い、(3) 官公署吏員への採用、(4) 各種営業其他の許可・認可に利便を与え、勸業補助も与える、(5) 内地視察其の他色々の利便を与える等々の優偶処置をしたが、逆に言えば、そうした特権が全て日本人に独占されていたということであった。1940年には、日本姓への改称を「許可」した。

なお日本が1940年、「高度国防国家」体制へ移行し、国民精神総動員運動も、大政翼賛運動として昇華すると、朝鮮・台湾における国民精神総動員運動も、朝鮮では国民総力運動、台湾では、皇民奉公運動として改変されていった。

第5章 日本帝国主義の崩壊と植民地教育の終端

1. 太平洋戦争への突入(1941(昭和16)年)と民族支配の極限

日中戦争緒戦の進撃によって、日本軍は、1938年10月武漢を占領し、中国の開港都市をすべて占領下においた。しかし中国軍主力を撃滅することはできず、まして中国民族の抗日の意志をくじくことはできなかった。漢口占領以後日本軍は進攻作戦を停止せざるを得ず、日中両軍は対峙状態に移行し、戦線は膠着した。そこで日本は国民党政府・軍隊を抗日戦線から脱落させるためのあらゆる策術を弄した。

重慶から脱出した汪精衛は、1940年3月南京に傀儡政府を樹立し、又1941年1月安徽省南部における中国人民軍に対する国民党軍隊による虐殺事件(皖南事件)にみられるように、反共による抗日戦線の切り崩しは激しくなった。そして日本軍は1940年から在華兵力の64%、傀儡軍の95%を共産党の指導する抗日根拠地圧殺にふり向けて、いわゆる三光作戦によって狂気のように中国の国土と民族を蹂躪した。しかし日本帝国主義は、中国を降伏させることはできなかった。こうして日本は軍事的な勝利も政治的妥協の糸口も得られないまま、結局より大きな戦争にかけることによって「解決」の糸口を求めることになる。

1939年、ドイツ軍のポーランド侵入によって第二次世界大戦がはじまり、そのナチスドイツのヨーロッパでの一時的な軍事的勝利に幻惑された日本は、日独伊三国軍事同盟によって、世界ファシズムの一翼を形成するとともに「高度国防国家」の体制を固め、やがて1941年12月、戦線を東南アジア、西南太平洋地域に拡大する一方、太平洋でアメリカに対する戦争の火蓋を切った。それはまぎれもなく中国をはじめとするアジアへの侵略戦争の軍事的、経済的延長であった。それ故日本は、この戦争をいみじくも「大東亜戦争」とよんだ。中国大陆には、日本陸軍の最大の兵力が釘付けにされたままであり、全てが仮定と独断の上に立った、全く見込みのない戦争への突入であった。

中国では、一時壊滅的打撃を蒙った中国人民軍と、その抗日根拠地も中国共産党の指導に

よって1943年から再び拡大の方向へ向い、中国人民軍は日本の敗戦直前には91万の正規軍と220万の民兵をもつまでに発展し、解放区は東北、華中、華北、華南の19省にまたがり、1億の人口を擁するまでになっていた。一方、太平洋戦争の戦局は1942年も終る頃には(1943年1月ガダルカナル撤退)はやくも戦略的守勢の段階に移行し、敗勢の色は日に日に濃くなった。

国内の政治、経済、文化は全てこの「聖戦」遂行に向けられた。しかし1941年をピークとして工業総生産高は戦時消耗に打ち克つことができず、加速度的に縮小生産の過程を辿っていたのであり、まず戦時経済そのものが崩壊に向いつつあった。そのため根こそぎ動員はすすみ、旧来の地縁的結合である農村の隣保制度をモデルに、市町村部落会・町内会隣組という近隣組織を制度化し、支配の末端までへの浸透を図った。しかし戦局の悪化につれ、行政機構の下部機関化したこの制度は、国民にとって全く桎梏と負担となり、堪え難いものとなっていった。

太平洋戦争以後、朝鮮・台湾は、大陸前進あるいは南進の文字通り基地として今や民族の独自性のひとかけらをものこすまいとする植民地支配は極限に達した。

ますます狂暴化した皇民化政策とは、そこにおける民族支配の集約的表現であった。近代日本のもつ半封建的な、そして、アジアに対する侵略とヨーロッパに対する従属という経済構造と、その政治構造における諸矛盾が、終に極限に達しつつあった時、アジアに対する「大東亜建設」とヨーロッパに対する「駆逐米英」が登場した。そこにおけるアジアに対する「侵略」を「建設」とする虚構がつくり出したイデオロギーと政策が、植民地支配における皇民化政策に他ならない。「民族の抹殺」を「皇民化」と呼ぶ虚偽は、日本と植民地の民族に差別を差別と感じさせない優越感と劣等感を植えつける退廃のイデオロギーであった。それは、近代日本国家が持たざるを得なかった特殊な民族イデオロギーであるには違いないが、まぎれもなくその本質は、ファシズムの主要なイデオロギーである民族排外主義イデオロギー以外の何ものでもないし、その最も凶悪な形態に他ならなかった。だから日本における朝鮮人・中国人に対する虐待と蔑視は暴力的に強化されこそすれ決して弱まりはしなかったし、「満州国」のように、多民族を含む植民地では、一等は日本人、二等は朝鮮人、三等は漢・満人と差別し、各民族間の不和・対立を助長する政策をとった。朝鮮においては、朝鮮人を中国人に敵対させる政策をとり、華北への侵略の最前線に朝鮮人を利用し、中国人の財産をうばったり、中国人を殺せたりした。朝鮮人農民と中国人農民の衝突も起った(1931年7月万宝山事件)。台湾では、中国民族からの台湾人の遮断政策をあらゆる面で遂行した。だから「中国では、さかんな排日のあおりで台湾人も快よく思はれていなかった。」戦線では、朝鮮人は捕虜の監視をさせられ、台湾人も日本人とともに中国民族に敵対する行為をさせられている。

2. 民族支配の究極としての「国民皆兵」政策と日本語普及

日本の「満州侵略」がはじまるまでの「同化」が、日本人となることを意味したとすれば、「皇民化」は「良き日本人となる」ことであり、そして日本がそれらの「良き日本人」に期待したのは「日本人として生きる」ことではなく「日本人として死ぬ」ことであった。植民地民族に対する徴兵令は、その意味で皇民化政策の最後の政策であるといえる。朝鮮では既に1938年に、台湾では1942年から陸軍特別志願兵制度が実施され、更に1943年から、両地で同時に海軍特別志願兵制度が実施されたが、次いで朝鮮では1944年より、台湾では1945年より徴兵制度を実施することにして、各々徴集が行なわれた。特別志願兵制度が朝鮮で台湾より早く実施されたのは、それだけ朝鮮の戦略的基地としての役割が重要であり、又そのための支配の強化

が強く要請されたからであった。志願兵制度、徴兵制度は朝鮮や台湾での「皇民化」の程度（いわゆる「民度」）を目安に行なわれたものではなく、もっぱら政策上の必要から強権的に施行されたものである。

朝鮮では、徴兵制施行が発表されてから、戸籍の整備、寄留制度の創設等とともに日本語の普及向上、学校教練・壮丁訓練、青年・婦人層の啓蒙が強力に進行した。官・公・私立の中等以上の学校には、全て現役将校が配属された。初等学校卒業生には、2,207カ所（1944年）の青年訓練所が軍事訓練の場となった（約12万人。青訓に進まないもの約2万人に対しては、その別科で訓練した）。徴兵適令予定者のうち約半数（11万人）の初等教育も受けていないものに対しては「これは何としても言葉（日本語一引用者）だけは判るようにし、兼ねてある程度のしつけ訓練」を行なうことにし、青年特別練成所（2,699カ所、初等学校を利用）で夜間に1年600時間を標準とし、400時間は国語、あとの200時間は訓練をした。こうして青年を徴兵にそなえて軍事訓練し、更に検査を終えて徴兵が予定される壮丁（甲種合格者）に対しては、軍務予備訓練所（3カ所）で2カ月、再度「仕上げ」の訓練を行なった。

台湾の陸軍志願兵制度は朝鮮より遅かったが、初年度1942年で、入所者1,000名に対し425,961名の志願者が示すように、社会的に動員支配の体制は急激に強まっていた。これに引き続き、徴兵制度の施行を決定し、1945年の徴集をメドにして、朝鮮と同様な準備が進められた。初等学校の修了者には、青年学校を訓練の場として拡充した。初等学校を修了していないものに対しては、従来の国語講習所を皇民練成所と改めてその教育に充て、青年に対する軍事教育は進んだ。

そして更に、青年特別練成所を18個所（1944年）に設けて、年齢19歳の全青年約36,000人を対象にして3カ月間「皇軍要員タルニ須要ナル資質ノ錬成」を行ない、徴兵検査と召集にそなえさせた。朝鮮に比べて、支配対象人口が少なく、初等学校の就学率が高かったことに規定されて、形式的には朝鮮ほど複雑ではなかった。しかし台湾では、そうした形式的な整備にもかかわらず、かえって台湾人の自発性（およそそれが強権とデマゴギーのつくり出したものであっても）のなさが嘆かれていた。

日本語普及政策は、上に述べた徴兵制度の実施と朝鮮や台湾が戦場となる事態にそなえて急がれた。こうした言語政策は、そもそも「大東亜建設」という目的が虚構であったから、一層の強権とデマゴギーによってのみ

成り立つものであった。朝鮮と台湾では、日本語普及率の統計のとり方が違うので、台湾方式で比べてみたのが（表70）である。

一般的に言うと、教字の上では台湾の方がはるかに高いこと、又朝鮮の上昇率は極めて大きいことを示している。しかしこの数字はむしろ教育体制の整備を示していると言った方がよく、日本語普及の実態は朝鮮の場合の統計（表66）の方が近い。

1943年で22%の普及率だが、

表 70 台湾と朝鮮の日本語普及の比較

年 度	項 目			
	台 湾		朝 鮮	
	実 数	%	実 数	%
1940 (昭15)	2,885,373	51.0	3,653,195	15.9
1941 (16)	3,239,962	57.0	4,209,446	17.6
1943 (17)	資 料 ナ シ		7,836,345	30.7

(注) 1. 実数値は、台湾は公学校卒業生及び同在学者、国語講習会修了者等の累計、朝鮮は国民学校と簡易学校の卒業生及び同在学者、国語講習会修了者の累計

2. 割合は、各台湾人、朝鮮人人口に対する比率

(資料) 朝鮮総督府「第85回帝国講演会説明資料」昭和19年8月

普通会話まで可能な者は12% 足らずで、決して思うようには普及が進まなかったことを示している。

又、統計でいう「普及率」というのが常用を意味しないことは、特に台湾の場合「国語普及50% というのは、公学校以上の学校を卒業した者、又は国語講習所等で公学校3年程度の国語をかつて習ったことのある者という意味で、国語で朝夕の用事を済ませているという程度、即ち国語常用というのはその何十分の一或は何百分の一にも出ないかもしれません」(傍点引用者)と言われていたことから明らかである。

だから台湾方式になおした数字によっても、なお台湾の方がはるかに普及率が高くても日本からきた旅行者の感想では、朝鮮ではどんな田舎でも日本語が通じるが、台湾ではさっぱり通じないと一般にいられていた。

しかしながら、日本語普及政策が民族文字の禁圧によって文盲を累積させ、又民衆の日常語の混乱をもたらしたこと、文学者やインテリは日本語による意思表示(活動)を余儀なくされたこと等、その影響は決して過少評価することはできない。

又言葉の混乱がはしなくも在朝・在台の日本人児童に及んでいったことは、台湾の例からも察することができる。

3. 朝鮮・台湾における教育政策の崩壊過程、及び植民地教育政策の批判

日本の教育政策は完全に戦争に規定され、その推移に即応した即時的なものになった。植民地における教育政策も又、日本が戦争遂行のために植民地に要求した政策の例外ではなかった。日本と植民地は政策レベルでは、教育政策を含めて完全な一元化が要求された。

1941年、日本における小学校の国民学校への改組にもない、植民地の初等教育機関も国民学校へと改組された。その他の教育政策も日本での変化に対応した。国民学校とは、名称そのままに、教育が、或いは教育こそ戦争に対する国民的同意と動員の究極の場であったことを崩壊に向いつつある日本帝国主義が示したものに他ならなかった。

朝鮮では、朝鮮人の初等教育機関は、小学校から更に国民学校へと改組されることになった。台湾では、台湾人の初等教育機関は公学校から、国民学校に改組された。

朝鮮では、普通学校が小学校と改称された時(1938年)に朝鮮語が随意科目になって(実質的には廃止)ほぼ日本人の小学校と同一課程になっていたし、台湾では、公学校の漢文が廃止された時(1937年)から、ほぼ、日本人の小学校と同一課程になっていたので、国民学校への改組までの現実の政策の進行は、朝鮮でも台湾でも同一であった。

しかし名称からすれば、朝鮮では、小学校と称されていたが、台湾では公学校であった。それは、朝鮮の方が政策的に日中戦争の開始にともなう政治的支配の強化をより強く要請されていたにもかかわらず、教育による日本人化がより困難なものであったということの反映に他ならない。何故なら、実際の初等教育機関への就学率は、朝鮮の方がはるかに低かったからである(朝鮮26%、台湾47%、いずれも1937年)。

政策にとっては、現実とは政策の期待現実の裏返しであるが、その政策が現実を科学的に反映することができない場合、政策に対応する現実には、政策を実現化する科学的(或いは現実的)な契機がほとんど存在しないことが多い。だからこそ、そのような政策遂行のためには、無理矢理な強権とイデオロギーの役割が決定的になるのであり、そして又、それが支配の不安定性を示すものに他ならないのである。

国民学校への改組によって、朝鮮・台湾の初等教育も日本と同じく学科目は国民科、理数

科、体練科、芸能科、職業科に統合された。しかし朝鮮では「朝鮮語ヲ設ケルコトヲ得、……随意科目ト為スコトヲ得」とあり、同時に「醇正ナル国語ヲ習得センメ」「授業用語ハ国語ヲ用フベシ」と明記されていた。台湾にはいずれの件も省かれていた。勿論現実には、朝鮮でも台湾でも社会的にも教育的にも民族語抹殺の狂暴化という同一の政策が進行しており、だから「朝鮮語ヲ設ケルコトヲ得」は空語である。しかし朝鮮の方が支配人口の莫大さからいって、民族語抹殺の困難性はより大きかった。そのことがはからずも「朝鮮語」と加えながらかえって「醇正ナル国語」を格別に強調するという矛盾した政策意識の中に示されている。

朝鮮では、国民学校は、経済的に各府(日本の「市」にあたる地方行政組織)の第一部特別経済及び府以外の地域における学校組立設立のものと、各府の第2部特別経済及び府以外の地域における学校費設立のものと分れていた。それぞれの学校数、生徒数は、(表71)の通りである。前者の国民学校は日本人の学校であり、後者の国民学校は朝鮮人の学校であったことがわかる。台湾では、国語生活をする家庭の児童に対する課程は第1号表、国語生活をしない家庭の児童に対する課程は第2号表、修業年限6年の国民学校の課程は第3号表と分かれていた。各々の学校数、生徒数は(表72)の通りである。最初のものが日本人を対象にした国民学校であり、後者の2つが台湾人を対象にした国民学校であったことがわかる。

こうしてみると、朝鮮でも台湾でも国民学校という名称には関係なく、依然として民族別学校が成立していた。このことはもっと正確にいうなら、日本の植民地教育政策がどんなに初等学校からの共学を原則にしても、初等教育機関だからこそ(中等教育機関以上の民族別学校の成立については、すでにふれた)民族別学校が成立せざるを得ないのである。

何故なら、たとえ前表において日本人と同数の朝鮮人或いは台湾人が共学したとしても、他方では依然として残りの朝鮮人或いは台湾人のみの国民学校が成立するのであり、朝鮮人或いは台湾人の初等教育機関が普及すればする程、対日本人就学生徒数との比率は、人口比に近づくから、それだけ朝鮮人或いは台湾人生徒数と日本人生徒数の差は大きくなり、共学という現象は成立しなくなるからである。だから、中等教育機関以上の学校を含めて、被支配民族への教育普及政策と共学政策とは両立しない政策に他ならない。日本の植民地教育政策も、又植民地における民族学校の成立という本質を変えるものではなかった。

表 71 国民学校及び生徒

		学校数	生 徒 数	
公 立 国民学校	1	524	日 本 人 朝 鮮 人	93,419 5,285
	2	2,973	日 本 人 朝 鮮 人	905 1,502,906

- (注) 1. 1は府第1部特別経済及び学校組合設立学校
2は府第2部特別経済及び学校費設立学校
2. 1941年5月末現在
(資料) 朝鮮総督府「昭和16年朝鮮諸学校一覧」

表 72 国民学校及び生徒

		学校数	生 徒 数	
国民学校	1	151	日 本 人 台 湾 人	45,779 4,135
	2	760	日 本 人 台 湾 人	8 637,276
	3	92	日 本 人 台 湾 人	4 38,305

- (注) 1. 1, 2, 3は各々課程第1, 2, 3号表による国民学校
2. 1941年(学校数は年度末現在, 生徒は3月1日現在)
(資料) 昭和16年台湾総督府第45統計書(昭和18年刊行)

共学とは、上に示唆しておいたように、両民族が同数であることを前提として成り立つものであるが、現実には両民族には大きな数量の差があり、日本人は圧倒的に少数であった。ということは、日本人にとって不利な非共学現象、つまり1学校・1学級の日本人の比率が少ない非共学現象が普遍的に成立する可能性があるということである。だから「共学を原則」としたことによって、現実に取りうるこの様な非共学現象を食い止めるために、1学級における日本人と共学する朝鮮人或いは台湾人の比率を定めたり、何よりも教育の場でも支配民族としての日本人の「優等性」をかえって強調せざるを得なくなっていたのである。

そして、そのような好ましくない事態の可能性について、被支配民族人口の莫大な、従って日本人生徒に対する被支配民族生徒数の多い朝鮮でより警戒されていたことは、日本人と「共学」(本来の共学ではないという意味で「」に入れる)する朝鮮人の比(対日本人)が6%と、台湾の場合の9%よりかえって少ないことに如実に現われている。

ところで、一方、朝鮮人或いは台湾人と「共学」する日本人は、いずれもほとんど皆無に等しい。このことは、朝鮮・台湾に共通な日本人の現実の共学観を示している。それは上に述べたような「優越感」に帰着するものである。

そしてこの「優越感」こそ、他方で教育政策における「皇民化」の現実の姿なのであった。つまり共学政策は、他方で、両民族が質的に違うことを前提にして成り立つものであり、たとえば朝鮮人、台湾人が日本民族と同一になれば、共学ということ自体意味のない概念になる。「皇民化」を前提にした共学とは、もともと形容矛盾であり、又共学による

表 73 大太平洋戦争下の初等教育統計

〈朝鮮〉

1941年

	学校数	生徒	
		朝鮮人	日本人
国民学校	3,510	1,512,831	94,957
認定学校	145	63,528	20
簡易学校	1,648	145,938	—
各種学校(初等程度)	236	57,428	—

(資料) 朝鮮総督府「昭和16年朝鮮諸学校一覧」

1943年

	学校数	生徒
国民学校	4,271	2,089,000

(資料) 内務省「朝鮮及び台湾ノ現況」昭和19年7月

〈台湾〉

1941年

	学校数	生徒	
		台湾人	日本人
国民学校	1,033	679,714	45,751

(資料) 昭和16年台湾総督府第45統計書

1944年

	学校数	生徒
国民学校	1,158	739,856

(資料) 内務省「朝鮮及び台湾ノ現況」昭和19年7月

- (注) 1. 朝鮮の認定学校は従来の私立小学校(元私立普通学校)である
 2. 内務省の資料では生徒の民族別はわからない
 3. なお、朝鮮と台湾における人口構成は次の通りである(1942年末現在)

〈朝鮮〉

総数	26,361,401人
朝鮮人	25,525,409人
日本人	752,823人
その他	83,169人

〈台湾〉

総数	6,427,932人
台湾人 (内高山族)	5,989,888人 (159,594人)
日本人	384,847人
その他	53,197人

(資料) 内務省「朝鮮及び台湾ノ現況」昭和19年7月

「皇民化」ということも現実には朝鮮人化、或いは台湾人化の可能性の方が大きいのである。こうして、いずれにせよ、教育における皇民化政策と共学政策は両立しない政策に他ならない。それ故に現実の「皇民化」も又日本人の「優越感」という姿に帰着せざるを得ないのである。

こうして日本の植民地教育政策における共学制度も、又現実には民族学校としてしか成立し得なかったものであり、更に支配民族の優越感という排外主義としてしか現われないものであった。

ところで、実際の「共学」者についていえば日本人と「共学」することのできた人間とそうでない大多数の人間とでは、植民地教育が植民地の民族に与えた影響にも自らその形質に差異があった。

この期間における国民学校数とその生徒数の増加については、同一の統計書によるものを見ることができないが、表に掲げた二つの統計によってその趨勢は知ることが出来る(表 73)。これによれば朝鮮では、1941 年から 1943 年の 2 年間に、朝鮮人のみの生徒数で、およそ 48 万人の増加が推定される。しかし認定学校(私立小学校)、簡易学校、各種学校(初等程度)の国民学校への改組を推測すれば、実質的な増加はおよそ 10~20 万人であった。これは 1937 年から 1941 年までの 4 年間の増加数がおおよそ 60 万人なので、その 2 年間分の増加数を 30 万人とすると、むしろ減少していることになる。台湾では 1941 年から 1944 年の 3 年間、台湾人生徒のみでおよそ 10,600 人が増加している。しかしこれは、1938 年から 1941 年までの 3 年間の増加数がおおよそ 184,000 だから、その増加数は著しく減少している。

こうしてみると、朝鮮・台湾とも国民学校発足後は、朝鮮では 1933 年、台湾では 1935 年からはじまる戦時経済の膨張と、皇民化政策による爆発的な(特に朝鮮での)朝鮮人・台湾人の初等教育の拡大は、もはや限界を示しつつあったことがわかる。

日本の戦時経済が、すでに崩壊に向いつつあったということは、日本資本主義の植民地に対する矛盾の転化という経済構造からいって、植民地の経済も崩壊しつつあったということであり、新しい政策の展開を押し進める力は、植民地でもすでに失なわれつつあった。戦争が教育に対して行なった最大の政策的要求は、結局、変則的にしか、しかも他の諸政策と同じくひたすら強権による強制によってしか進行しえないものであった。

そして国民学校は、朝鮮では 1946 年、台湾では 1943 年からそれぞれ義務制にすることが計画されていた。「義務」とは国家(日本)に対する国民(朝鮮人或は台湾人)の義務、即ち、就学の強権による強制の究極の表現であった。

中等学校では、実業教育が重点になった。特に 1943 年、日本における教育戦時非常措置方策に対応し、朝鮮・台湾で実業学校の新設と、不急実業学校の転用が進んだ。朝鮮では、同年農業・工業等の実業学校 12 校を新設した。

専門学校は、朝鮮では、文科専門学校 6 校の生徒募集を停止し(うち 3 校を新設の文科系として転用)、一方理工系 4 校の新設と 9 校の拡充を行なった。台湾でも文科系の改組と理工系の拡充を行なったが、1940 年、高等商業学校に 2 部として支那科を置いたことは、第一次大戦中、南進論を背景に中学校を 1・2 部に分け、第一部で「大国民」を養成しようとしたことを想起させる。

大学については、朝鮮では理工学部予科を定員の 5 割増する一方、法文学部では定員を 80 名から 60 名としている。台湾では 1940 年、理学部と農学部を独立させ、41 年には工学部を新設し、各々生徒数は増加していった。

その他、理科系の実業教員養成所や各研究所（朝鮮の大陸資源科学研究所、台湾の南方人文研究所・南方資源科学研究所など）の設置と、日本と同じく中等学校令による中学校・高等女学校・実業学校の制度上の統合、師範学校令による師範学校の高等専門学校への昇格が行なわれた。

しかし「大東亜戦争」への突入が要求したのは、上述してきた学校の改組や、重点政策のみではなかった。崩壊に向いつつある経済と軍事に規定されて、学校教育そのものの存立が崩壊に向いつつあった。1941年、国民学校の発足と同時に、まず繰上げ卒業がはじまっていた。朝鮮では1941年から大学学部・専門学校・実業専門学校が3カ月、実業学校、私立専門学校も3カ月の修業年限短縮を実施することになった（翌年には更に前者に大学予科を加えて、短縮期間も6カ月となった）。台湾でも同じで、1941年大学学部、専門学校が3カ月、実業学校も3カ月の短縮となった（翌年には更に前者に高等学校の高等科を加え、期間も6カ月となった）。こうして繰上げ卒業の実施によって、より早く生徒を戦時下の生産現場に送った。

次いで1943年、日本で大学・専門学校生徒の徴兵猶余が停止され、文科系学生の一斉入営（10月）と第1回目の学徒兵入隊によって（12月）いわゆる、「学徒出陣」がはじまった。これに応じて、朝鮮では11月、陸軍特別志願兵臨時採用として、大学・専門学校の朝鮮人学生に兵役を志願させ、1,000名の適格者中959名、日本の学校に在学中で帰郷中の適格者1,529名中1,431名、日本に在留しているものの過半数719名が志願をしたと報告されている。なおこの処置は、在学生ばかりでなく、9月に繰上げ卒業したものにも実施し、朝鮮及び日本の学校卒業者のうち、朝鮮在住適格者1,574名中941名が志願したが、うち335名は就職者で「其ノ職域ニ於テ奉行スルヲ適当トスル趣旨ニ依リ臨ミタルニモ拘ラズ進ンデ勇躍ケツ起セル者」であった。しかし、実はこうした成果は、まさに志願そのものが、「スルヲ適当トスル趣旨ニ依リ臨ミタル」（前引用文中の文句）ものに他ならなかったからであった。

こうして、朝鮮人学生も他の朝鮮人志願兵とともに戦争に狩り出されていった。更に1944年から徴兵制が実施されるが、このことによる朝鮮人の戦場への動員については、資料的に明らかではない。

台湾でも、志願兵として大学や専門学校の学生も応じていったと思われるが、明らかではない。又、1945年からは徴兵制の実施による召集が開始されることになっていたが、これについても資料的に明らかでない。

このように植民地の民族まで動員して日本の軍隊は、満州侵略直後約35万、日中戦争の末期には63万、太平洋戦争の段階に入ると一挙に240万となっていた。それがさらに、1944年の2月末には398万という数になり、これは男子人口に対しては10%、男子労働人口に対しては17%となった。しかもなお、これ以後徴兵年齢を19歳に引き下げ、一方兵役義務の最高限を45歳に引き上げ、動員は急上昇して、同年末には536万人、1945年8月には719万人になっていた。こうした大量の軍事動員は、熟練労働者の不足をもたらし、生産に障害を与えずにはおかなかったし、農村の低賃金労働力の供給源を枯渇させる事態を引き起した。そこではじめられたのが、1939年から立てられた労務動員計画で、その際朝鮮から大量の朝鮮人労働者の「供出」を要求したのである。1943年までで約40万の朝鮮人労働者を日本へ送らせた。更にこれとは別に、いわゆる陸海軍要員として、朝鮮人労働者を1943年までに約5万人斡旋送出させている。

後者の軍要員の動員は、1941年から徴用令も適用した（1942年からは、横須賀などへの海

軍施設への労働者も徴用によって送った)。

しかし、こうしたことによっても「労働力不足」は増々深刻になるばかりであった。それは、この「労働力不足」が、戦時下における一般性ととともに、元来、日本資本主義に固有の「労働力濫費」の側面をもつものであったからであるが、それはともかく、1944年には、いよいよ労働力の枯渇は極限に達し、就学中の学徒動員が、労働力供給源の第1位となる有様で、動員年齢も11歳まで引き下げられた。かくて日本では、1944年から1945年にかけて、全面的な学生・生徒の「勤労働員」が展開する。

一方、朝鮮が日本帝国主義によって大量の労働者を供出させられたことは、朝鮮でも戦略物資の増産と、それにとまなう運輸の急速な増加による労働力需要が増大していたから、当然朝鮮の労働力を不足させはじめた。朝鮮での国民動員計画では、毎年約30万の新規需要数(うち減耗補充要員を除いても約15~18万人)が算出されていたが、他方で1944年度分として(8月末日まで)実に40万の「供出」を、日本から要求されていた。必然的に労働動員対策は一層強制的になり、徴用制を全面的に実施して、工場だけでなく鉱山に対しても現員徴用をはじめ(2月)、又日本への供出者も広範囲な一般徴用に依って動員していった(9月)。

こうして、朝鮮にも又必然的に学徒勤労働員が実施される。大学・専門学校中、鉱工関係の最高学年学生を卒業後の就職に合わせて、まず6月から次々に配置し、その他では、第2学年の学生は7月1日から工場・事業場へ通年動員し、第1学年学生は臨時緊急のところに随時動員した。師範学校では、最高学年生徒は欠員又は応召教員の補充に、他の学年生徒は、臨時緊急の場合に動員した。中・初等学校生徒児童は、その地方の状況に応じて軍需物資や食糧の増産、国防施設の建設等に動員した。1945年に入って、こうした事態は更に強化されたと思われるが、実態はこれ以上明らかではない。

台湾では、朝鮮の様な日本への労働者の「供出」は問題とならなかったが、軍関係特殊労働者供出総数は1943年までに15万人に達しており、こうした島内外への軍関係労働者の供給の龐大化と、生産増強の要請から台湾でも国民動員計画が立てられ、毎年数万人(減耗補充要員を除いて)の新規労働力需要は、朝鮮程ではなかったにしろ、徴用令の発動と又学生の勤労働員によって供給された。しかしこれについてもこれ以上は明らかではない。

〈註〉

1) 比較的まとまって利用できた統計書(及び年報)は、次の通りである。

- ① 明治30年度台湾総督府第1統計書~昭和16年度台湾総督府第45統計書。
- ② 明治41年度台湾総督府学事第6年報~昭和12年度学事第36年報。
- ③ 明治43年度朝鮮総督府統計年報~昭和15年度朝鮮総督府統計年報、但し、うち大正7年度は欠冊、大正10, 11, 12, 年度は教育の項が欠冊。
- ④ 昭和8年度朝鮮諸学校一覧~昭和16年度朝鮮諸学校一覧、但し、うち昭和10年度は欠冊。
- ⑤ 大正10年度朝鮮総督府施政年報、昭和5年度朝鮮総督府施政年報~昭和15年度朝鮮総督府施政年報、但し、うち昭和14年度朝鮮総督府施政年報は、欠冊。

2) 若干の本文の引用文のうち、公文書(及びそれに類するもの)は、台湾教育会「台湾教育沿革誌」昭和14年所収、その他は台湾については、鷲巢敦哉「台湾保甲皇民化読本」昭和16年、朝鮮については、大野謙一「朝鮮教育問題管見」昭和11年からである。

第2編

第1章 台湾における教育費令

1. 「本島人」対象の教育費令

台湾においては、「本島人」＝在台湾中国人の子弟対象の初等普通教育機関である公学校の前身は、1896(明治29)年3月、勅令第94号台湾総督府直轄諸学校官制によりつくられた国語伝習所であり、経費は国庫(総督府)負担であった。1898年7月、勅令第179号台湾公学校官制及び勅令第178号台湾公学校令が公布され、同年8月、府令第78号公学校規則が制定された。台湾公学校令によれば、街庄社¹⁾、または数街庄において、その設立維持の経費を負担し得ると認める場合に限り、知事庁長が設立を認可するものとし、教員の俸給、旅費以外に街庄負担に属する経費は、授業料、特定の収益(地方により、牛、馬、羊、豚売税を教育費に充用する)、寄附金、戸数割(協議費、滞納にたいする制裁力なし)、資産割、基本財産(田園、渡船賃、市場収入など)などで充用することとした。また弁務署長²⁾(後には庁長、支庁長)が公学校経費を管理した。

そのご、1907年2月、律令第1号により公学校令が発布され、これにより公学校の設立維持費用に関する、1920年にいたるまでの基本的な制度が確立するのである。公学校令によれば、在台湾日本人子弟対象の初等普通教育機関である小学校の場合とは全く異なり、公学校の設立維持費用は設立区域内街庄住民負担とすることとし、また公課として賦課し、その負担金及び授業料は租税滞納処分の例により徴収する、と滞納にたいする制裁力も明記されたのであった。さらに、基本財産収入、寄附金、授業料によって教育費を支弁することも継続された。なお、公学校教員の俸給、諸給与については、ひきつづ地方税の支弁とした(表1, 2, 3)。

表1 公学校令期の公学校数、生徒数、生徒一人当経常費

	公 学 校 数	生 徒 数	生徒一人当り経常費
1907	192	34,382	12 円 35 銭
1912	248	49,554	15 円 87 銭
1916	305	76,443	14 円 83 銭

表2 公 学 校 収 入 (決算)

(単位 円)

	前年度繰越	基本財産収入	寄 附 金	授 業 料	負 担 金	借入金その他	計
1907	67,280	26,223	79,175	25,811	222,910	75,872	497,271
1912	191,132	44,929	53,748	48,575	621,681	188,894	1,148,959
1916	181,478	69,877	44,121	105,850	860,030	419,414	1,680,770

表3 公 学 校 支 出 (決算)

(円)

	俸給及び諸給	維持費その他	計
1907	255,283	497,271	752,554
1912	462,062	1,148,955	1,611,017
1916	629,948	1,680,770	2,310,718

表1, 2, 3は

「台湾総督府学事第10年報」

「台湾総督府学事第15年報」による

また、教育費の負担区分をみると、国語学校(1919年からは師範学校となる)、附属小学校、附属公学校、附属高等女学校、中学校(1921年より公立)、高等女学校、工業講習所は国庫支弁である(1916年現在)。そのうち、国語学校の公学師範部、国語部、附属公学校、附属女学校、工業講習所は、「本島人」を対象としているが、その他は、日本人対象である。

なお、1919年から、公学校に簡易実業学校が附設されたが、その設立維持費も公学校令によった。「本島人」初等教育機関のみは、政府財政とは別の区域内住民の負担となり、財政上困難な条件のもとにおかれていたことが、この期の教育費のひとつの大きな特徴である。

1920年7月、律令第3号台湾州制、律令第5号台湾市制及び律令第6号台湾街庄制などによる地方制度の政革があり、地方公共団体制度の創設にともなう、小学校と同様、同年10月1日より、公学校の所管は、市街庄、市街庄地域以外では、州、庁に移され、職員俸給は州費、その他経費は市街庄費をもって支弁されることになり、1921年4月、台湾公学校令は廃止された。この後、行政区域の変更、また、州市街庄制の改正が幾度か行なわれ、また、1941年には、公学校、小学校は国民学校と名称は変ったが、教育費負担の基本的方法は変わらなかった。こうして、1920年以後は、それ以前とはことなり、公学校が小学校と同程度の地位におかれ、財政上の困難な条件も、形式上はとりはらわれたかにみえるにもかかわらず、就学率は小学校と比較してきわめて低水準にあり、生徒一人当り経費にもあらわれるとおり、学校経費は少なく、そして義務教育制度がしかれるのは、1943年度に入ってからである³⁾(表4)。またそれは、1922年以降の高等教育機関の拡充と、日本人子弟の高等教育機関の独占と比較して、著しい対照をなしているといえよう⁴⁾(表5)。

2. 在台湾日本人対象の教育費令

他方、在台湾日本人子弟を対象とする初等普通教育機関である小学校に関しては、1898年7月、勅令第180号台湾総督府小学校官制により官立小学校が設置されたが、1902年5月勅令第152号台湾小学校官制により、地方税経済経営に移管された。そして、台湾小学校規則により義務教育制度をとらぬほかは、日本本国の教育制度と同様のものとしたのである。また1905年より小学校派遣教授の制度を採っていたが、これは1919年まで持続した。

前述の公学校の場合と同様、小学校も1920年より市街庄立となった。

こうして、教育費は、国庫、州

表4 初等学校就学率及び生徒一人当り経費

	日本人 (%)	本島人 (%)	日本人 (円)	本島人 (円)
1923	97.31	28.6	61	26
1933	99.06	35.87	53	25
1940	99.54	52.97	50	26

表5 各級学校生徒学生数

	1922	1932	1940
小学校	日本人 22,427	38,388	48,087
公学校	本島人 200,608	298,844	632,782
中学校	{日 1,451 本 569	{ 3,079 2,051	{ 5,644 5,500
高等女学校	{日 1,454 本 599	{ 3,794 1,466	{ 5,756 3,250
師範学校	{日 135 本 1,533	{ 733 482	{ 611 437
実業学校	{日 627 本 596	{ 1,514 1,526	{ 3,848 3,738
高等学校	{日 79 本 2	{ 458 137	{ 495 113
専門学校	{日 284 本 274	{ 563 243	{ 923 173
大学	{日 — 本 —	{ 160 22	{ 238 83

表4、5「台湾総督府学事第26年報」「台湾総督府学事第31年報」「台湾の学校教育」昭和15年度版、台湾総督府文教局による
「蕃人」をのぞく

表6 官公立小学校、公学校経費(円)

		学 校 数	経 費			
			国 庫 支 弁	地方税(州・ 庁費) 支 弁	市街庄費支弁	合 計
小学校	1906	17	—	68,213	—	68,213
	1916	11	—	527,402	—	527,402
	1927	133	—	1,054,073	463,776	1,517,749
	1933	135	36,034	1,241,319	875,118	2,152,471
公学校	1906	180	賦課金その他による			621,531
	1916	305	—	639,897	1,107,201	1,747,098
	1927	744	—	4,669,877	2,239,078	6,908,955
	1933	769	137,687	5,250,223	2,566,927	7,954,837

1933の学校数は4月末現在

「台湾総督府学事第10年報」「台湾総督府学事第15年報」「台湾総督府学事第26年報」

「台湾の学校教育」台湾総督府、昭和8年度版、昭和16年度版による

又は地方費、市街庄費負担であるが、初等教育に関しては、公学校、小学校ともに、州費が最も多く、街庄費、市費、庁費、国庫などが、これに続いている(表6)。

また、教育費の負担区分をみると、高等学校、専門学校、師範学校及び大学の経費は、国庫負担、公立中学校、高等女学校及び実業学校の職員俸給は国庫負担、その他の経費は設立者である州、あるいは庁地方費負担であり、公立幼稚園、盲聾学校、小学校、公学校及び実業補習学校の職員俸給と諸給与は、州あるいは庁地方費負担、その他の経費は設立者である州、庁地方費、市、街、庄、市街庄組合負担となっている。

第2章 朝鮮における教育費令

1. 朝鮮人対象の教育費令

つぎに朝鮮における教育費についてはどのようなになっているか、のべてみよう。まず、朝鮮人子弟対象の初等教育費に関して考察しよう。

朝鮮においては、日本人学校、朝鮮人学校と学校の体系が厳密に区別され、教育費も別体系となっていた。また、日本の統治期間を通じて、初等教育の義務制が施行されることはなかった。初等教育費は、国庫及び地方財政負担とはならず、別個の賦課体系から捻出された。

1911(明治44)年、第一次朝鮮教育令にもとづき、同年10月28日、制令第12号公立普通学校費用令、および府令第125号、公立普通学校費用令施行規則によって、その財源が確保された。すなわち、公立普通学校に基本財産を設けることができ、学校の設立維持に要する費用は、臨時恩賜金利子⁵⁾、郷校財産収入⁶⁾、基本財産収入、授業料、寄附金、国庫補助金及び地方費補助金でもって支弁することとした。さらに不足な時は、学校設立区域内朝鮮人に公課することとした。その負担金は、戸税、家屋税及び地税中のひとつ、またはふたつ以上に附加し、戸税及び家屋税に附加するものは本税の1/10、地税に附加するものは、平安南道、平安北道、成鏡南道、成鏡北道、の四道は本税の2/100、その他の各道は本税の1/100を越えることができぬ、という制限を有していた。負担金課目、賦課率、徴収方法に関しては、朝鮮総督の認可を受けて、府尹⁷⁾、郡守⁸⁾が定めることとした。負担金は国税滞納処分の例により徴収することができ、公立普通学校附設簡易実業学校費用⁹⁾も、この普通学校費より支弁した。府尹、郡守、

嶋司¹⁰⁾が道長官の監督を受けて学校の設立維持を管掌し、1919年までは、民意を図る自治体的機関はいささかも具備されていなかった。

「併合」以来、統治の初期は、公立普通学校に入学することを拒否する朝鮮人は圧倒的に多く、また、すでにあきらかなように¹¹⁾私立学校への干渉と圧迫がきびしかったにもかかわらず、なお広汎に私立学校は存在していた(表7)。そして、この時期は財政事情も悪化しており、そのような状況のもとで、寺内総督の「短年限、軽費、実用主義」にもとづく低廉な教育制度を確立するには、授業料、賦課金などを徴収することは困難であった。そこで、資産ある私立学校の公立普通学校への強制的吸収や、府郡臨時恩賜金利子、基本財産などにより維持する方向をたどらざるを得なかったのである(表8)。

表7 朝鮮人生徒数

	官公立普通学校	私立各種学校	書 堂
1910	17,234	?	?
1912	41,509	55,313	169,077
1915	59,224	51,724	229,550
1918	76,412	35,197	260,075

(統計の不備により、学齢児童総数をみることはできない。なお、1942年5月末現在にいたっても、私立各種学校は、専門程度7校、朝鮮人学生729名、中等程度36校、11,360名、初等程度のうち一般135校、34,402名、宗教系81校、19,921名、書堂数3,504、生徒数150,184名である)

表8 公立普通学校歳入(予算)(円)

	学校数	基本財産・その他 財産収入	授業料 使用料	賦課金	国庫・地方 費補助金	恩賜金利子	郷校財産	その他	合 計
1912	336	65,743	2,113	13,254	385,341	260,493	81,699	124,259	911,956
1915	400	75,286	43,857	53,568	502,469	261,435	109,827	109,219	1,150,661
1918	466	85,421	103,147	195,326	1,047,720	—	126,683	277,379	1,835,676

表7, 8「朝鮮総督府統計年報」大正6年度版、大正14年度版、「朝鮮諸学校一覧」朝鮮総督府、昭和17年度編纂による

1920年からは大きな変化が生じる。弾圧による私立学校の減少と、植民地化の一層の進行による社会生活上の変化にともなう要求として、1910年代末より入学志願者が増加していたし、また、1919年の反日独立をめざして、挙国的規模で展開された三・一運動を契機に実施された総督府のいわゆる「文化政治」に対応する教育政策の展開にそって、教育制度の再編と、教育機関の拡充がはかられた¹²⁾。その際、従来の財源規模では、これを行なうことが不可能なために、公立普通学校費用令は廃止となり、1919年7月29日、制令第14号により朝鮮学校費令が、および府令第104号、朝鮮学校費施行規則があらたに制定された。

これによると、普通学校その他の朝鮮人教育に要する費用を支弁するため「学校費」を設け、府郡島における朝鮮人教育費に関する事務を処理することとし、初等普通教育費の他には、実業補習学校の費用支弁も義務づけられた。また、「学校費」による女子高等普通学校、中等実業学校の設立も可とされた。

財源は主として、賦課金夫役現品の賦課、使用料徴収、起債、財産収入、補助金に求めら

れ、郷校財産は、文廟祭祀と地方教化振興費に転用された。徴収金については、道地方費に属する徴収金につぐ先取特権を有し、その追徴及び還付については国税の例に依ることとした。その他、「学校費」に関する諮問機関として、学校費評議会を置き、その評議会員は、府においては府住民中より選挙し、郡島においては、面¹³⁾協議会員の選挙した候補者中、郡守、嶋司が任命することとした。評議会員の資格は、年齢25歳以上、学校費賦課金年5円以上納税の男子であり、任期は三年である。賦課金は、地税又は市街地税の附加金、本税の30/100以下、戸税附加金納入義務者平均一人につき40銭、家屋税の附加金平均一戸につき40銭である。なお、課目、課率、徴収方法はその後の変更がある。

この「教育費」を従来のそれと比較した場合の相違は、賦課金のいちじるしい増加である。この負担金の増加によって、普通学校三面一校計画¹⁴⁾などの学校増設に着手することができた(表9)。

補助金について考察してみるならば、国庫地方費補助金の公立普通学校経費にしめる割合は、1912年度42%、1917年度63%であるが、1920年度は24%、1924年度、1925年度にいたっては、13%、11%と減少する。特に国庫補助金は、1922年度には3,075円となり、同年度地方費補助金は2,724,019円であった¹⁵⁾。

この後、昭和期に入って、農村恐慌によって教育費の住民負担がきわめて困難になるとともに、国庫補助金は増加する。

なお付言すれば、1925年度からは、朝鮮人子弟の機関である高等普通学校とともに、日本人子弟の機関である中学校も、官立学校はすべて道地方費負担設立の公立学校に移管されたのである(表10)。

表9 朝鮮人一戸当り平均教育費負担額(円)

	府	郡 島
1918	0.063	
1919	0.168	0.254
1920	1.065	1.275
1921	1.502	1.378
1922	2.871	1.920
1923	3.029	1.979
1924	3.110	1.953

1918年は「朝鮮教育問題管見」1936、大野謙一、p.155による
1919～1924は「朝鮮總督府統計年報」大正14年度版による。(1920年度の急増は、物価騰貴などによる)

表10 中学校、高等普通学校の校数、生徒数、経費

	1924				1925			
	学 校 数	生 徒 数		経 費 (円)	学 校 数	生 徒 数		経 費 (円)
		日	鮮			日	鮮	
中 学 校	官立 9	3,723	140	912,270	公立 10	4,461	174	671,996
	公立 1	90	4					
高等普通学校	官立 14	63	4,324	1,225,248	公立 15	71	4,937	932,695

この他、私立高等普通学校が8校あり、生徒数は1924年4,322名、1925年4,181名。

また、国庫地方費負担設立の中等以上各級学校在籍生徒学生数は表11のとおりである。

表 11 官公立各級学校生徒学生数

	1912	1922	1932	1940
官公立高等普通学校	朝 456	日 30 朝 3,053	日 83 (1933. 5月末現在) 朝 7,357	日 10,230 朝 13,568 (1941. 5月末現在)
官公立中学校	日 456	日 2,850 朝 73	日 6,024 (1933. 5月末現在) 朝 322	
実業学校	日 295 朝 1,074	日 1,384 (官は 148) 朝 3,286 (官は 64)	日 4,187 (官は 132) 朝 7,462 (官は 44)	日 6,442 朝 18,190
師範学校	—	日 303 朝 303	日 712 朝 1,060	日 2,281 朝 4,410
専門学校	朝 294	日 468 朝 423	日 1,162 (官 837) (1933. 5月末現在) 朝 553 (官 351)	日 1,529 (官 1,139) 朝 830 (官 630)
大学予科	—	—	日 214 朝 110	日 336 朝 205
大学	—	—	日 407 朝 191	日 384 朝 250

表 10, 11 「朝鮮総督府統計年報」大正 6 年度版, 大正 14 年度版, 昭和 5 年度版, 昭和 15 年度版
「朝鮮諸学校一覧」昭和 8 年度編纂, 昭和 17 年度編纂

1930 年には「学校費」に関する改正がおこなわれ、府においては、後に述べる「学校組合」に対応して「学校費」を廃止し、府第二部特別経済となる。その他の地域は従来どおり「学校費」によることとした (表 12, 13, 14)。また学校費評議会組織については、より詳細に規定された。

表 12 府第二部特別経済歳入歳出予算 (円)

	歳 入				歳 出		
	府 税	補 助 金	そ の 他	合 計	教 育 費	そ の 他	合 計
1933	687,185	396,217	868,341	1,951,743	1,598,541	353,202	1,951,743
1937	1,112,605	851,089	3,221,562	5,185,256	4,145,643	1,079,613	5,185,256
1941	3,449,674	1,338,122	7,309,817	12,090,613	10,051,137	2,039,476	12,090,613

表 13 学校費歳入歳出予算 (円)

	歳 入				歳 出			
	賦 課 金	補 助 金 寄 附 金	財産収入 そ の 他	合 計	公立普通学校 実業補習学校	新 営 費	そ の 他	合 計
1933	3,246,190	7,125,203	4,090,977	14,462,370	11,559,993	1,621,933	1,280,444	14,462,370
1937	5,395,364	11,713,534	7,131,533	24,240,431	14,819,266	5,603,869	3,817,296	24,240,431
1941	14,170,982	19,221,677	18,221,453	51,614,112	27,593,753	15,646,877	9,373,482	51,614,112

表 12, 13 「朝鮮総督府統計年報」昭和 15 年度版による

表 14 学校組合, 学校費, 府第一部特別経済, 府第二特別経済の補助割合 (%)

	1913	1923	1933	1940
学 校 組 合	21	16	36	47
学 校 費	41	14	49 (寄附金を含む)	43
府第一部特別経済	—	—	15	25
府第二部特別経済	—	—	20	11

「朝鮮総督府統計年報」大正6年度版, 大正14年度版, 昭和15年度版による

地方行政の変化にともなう, 学校名称や賦課金に関しての変更はあるが, 朝鮮人教育費支弁機関には, そのご, 基本的にその変化はなかった。

朝鮮人普通教育の拡充は, 常に課題とされて, その拡充計画が三面一校計画にひきつづき, 1929年からの一面一校計画, さらに1937年以降の二年制簡易学校増設による就学率の上昇を図った計画と, 三次にわたって計画, 実行に移された¹⁶⁾。

しかし, これらの計画は, また常に直接に人民に教育費負担増を強いるものであった。そしてまた, 1920年末以来の大恐慌と極度の農村疲弊状態, 中国大陸侵略の兵站基地化の進行にともなう朝鮮の財政の急激な一層の軍事的膨張と文教部門への支出の減少などにより¹⁷⁾, 正常な進展をみることはできなかった。

たとえば, 宇垣総督の時期より本格的に展開された農村振興運動に呼応した初等学校における職業科教育の強化策と普通学校卒業生指導施設の設置, 農村簡易学校制度の創設, および公立普通学校授業料低減策¹⁸⁾は, いずれも, 主として農村における教育がほとんど機能しないような窘窮状況のなかでとられた方策である。が, それらは, 単なる救済策ではなく, 「思想善導」によって, 労働者, 農民の階級意識の高揚, 民族運動の高揚にたいして対抗する策としてもとられた方策でもある。職業科は, 1929年山梨総督の時期に新たに設けられたもので, 適地適業主義をとって, 農業 (田, 畠などの普通農事, 養蚕, 畜産, 農業手工), 窯業, 水産業, 林業, 製薬林等の生産で得た収益を授業料, 「学校費」などに繰入れ, 普通学校卒業生指導は, 職業科教育に対応した農村中堅人物養成を図ったものである¹⁹⁾ (表15 a) b)。

表 15 公立普通学校職業科実習収益状況其他調

a)

	学校数	児童総数	職業科を課する児童数	実 習 収 益 額		
				総 額	小作料材料費 其 他 支 出	差 引 純 益
1932	1,903	458,688	224,784	134,996 円 68 銭	39,365 円 98 銭	95,630 円 70 銭
1933	1,982	532,657	244,151	86,059 円 42 銭	50,662 円 96 銭	135,396 円 46 銭
1934	2,120	630,110	264,154	231,704 円 84 銭	68,079 円 68 銭	162,995 円 16 銭

b)

	純 益 処 分 状 況				収 益 総 額 の 平 均		
	学 校 費 収入に繰入	授業料に充当	児童に分配	其 他	一 枚 宛	総児童に対 し 1 人 当り	授業料を課す児 童 対 し 1 人 当り
1932	36,621 円 71 銭	44,083 円 88 銭	5,079 円 1 銭	14,925 円 11 銭	70 円 94 銭	0 円 28 銭	0 円 60 銭
1933	46,794 円 43 銭	69,508 円 21 銭	9,161 円 68 銭	19,093 円 82 銭	93 円 87 銭	0 円 35 銭	0 円 76 銭
1934	50,256 円 62 銭	10,861 円 20 銭	73,785 円 51 銭	28,084 円 87 銭	109 円 29 銭	0 円 38 銭	0 円 88 銭

「朝鮮教育問題管見」1936, 大野謙一, p. 237 による

農村簡易学校、またおくれで都市簡易学校が普通学校に附設され、それは、入学児童年齢標準を10歳とし、上級学校への連絡はなく、二年で完結する一学級（平均70名）編成で、日本語と朝鮮語の簡単なよみかきと、修身、職業教育を主な目的としていた。

授業料に関しては、公立通学校では、1ヵ月1円以内の授業料を徴収しうることとなっていたが、1932、1933年当時で、平均児童1人当月額約60銭を徴収していた。そのうち学資負担の困難により中途退学するものは総在籍児童数の1割強に達していた²⁰⁾。授業料の低減策は国庫補助により1人当月平均月額20銭の低下を図った²¹⁾。そしてこれは1学年から4学年までとし、5、6学年児童には職業科の実習収益配分金をあてた²²⁾。

以上のべたように、実質的には、大正期の教育からは後退する教育状況となっていたが、形式的には、「軽費普及」を第一義として就学率の上昇をはからねばならなかった。こうして初等普通教育機関の畸型化の現象をうむにいたるのである。しかも、1940年にいたっても、朝鮮人の就学率は38%にすぎなかった。

2. 在朝鮮日本人対象の教育費令

朝鮮においては「併合」時、すでに在朝鮮日本人自身の手になる在朝鮮日本人子弟対象の初等普通教育機関が存在していた²³⁾。

1905年の居留民団法により、各地で居留民団設立と同時に民団立小学校が設立された。1909年統監府令により小学校規則が發布され、同時に学校組合令が公布されて、学校経営の自治的団体が作られた。当時、日本人会立小学校やその他の設立になる小学校も存在していたが、日本人会は法人ではなく、費用徴収強制力がないため、教育費財源を確保するため、学校組合がつくられた。統監府は学校組合にたいし、国庫補助金を支給し、1校につき建築設備費として臨時補助金150円（1919年より250円）、教員給与費として経常補助金480円を支給した。1920年より小学校にたいする補助金は増加し、年額1,200円とし、高等小学校補習科及び簡易実業専修学校にたいする補助金は、1919年度よりその財源を道地方費に移したのである²⁴⁾。

1912年3月、公立小学校官制、朝鮮公立小学校規則制定により、日本本国とほとんど同様の教育制度が確立し、居留民団立、学校組合立以外の公立小学校の設立が認められなくなり、日本人会立小学校は1912年度中に学校組合立となり、また日本人会も廃止となった。

そのご、1913年地方行政の整理統一によって同年10月学校組合改正令が公布され、1914年4月より実施に移された。これは、居留地制度および居留民団制度を撤廃し、民団の管掌していた教育を除く他の公共事務を府に継承したことによる。教育施設、経費負担、教育内容などを朝鮮人と同一水準に下げておこなうことが到底できなかったことによって、教育の部門のみは学校組合でおこなうことになったのである。この教育の実質的な朝鮮人、日本人の別体系は、統治の終焉まで貫徹する。

学校組合は、国庫補助を受け、日本人児童10名以上居るところは必ず設立されたという²⁵⁾。たとえば京城府などの日本人多数居住地の場合、1914年3月現在、学校組合の戸数1万7,732戸、人口7万3,548人、小学校7校、児童数は6,259名であり²⁶⁾、他方、地方では、たとえば咸鏡南道利原鉄山学校組合をみると、小学校1校、戸数は15戸、人口52名にすぎない²⁷⁾。

なお、1930年においても、小学校470校中、6割強は単級学校であり、学級数においては約2割6分、児童数においても約1割2分が単級あるいは準単級で、1校当り5、6人から30人をこえる学校は少なく、単級学校の平均児童数は21人弱であった²⁸⁾。都市部はもちろん、どんな僻地にも日本人小学校は設立されていた。（1911年にすでに就学率は95%をこえ、1921年

以降は99%をこえている)

学校組合は法人で、組合の区域内に住所を有する日本人を組合員とし、府区域を包含する組合については府尹が管理者となり、その組合の監督権は道長官および総督にあり、その他の組合にあっては、郡守、道長官及び総督が監督することとした。また組合費、基本財産、寄附金、国庫補助金、使用料等を収入源とした。組合は、学令簿、児童の入退学、学校職員傭人の進退、学校衛生、学校組合財産、営造物管理、授業料、負債、学事統計等の事務をおこない、公立小学校、高等女学校、幼稚園教育費を支弁した。また、組合会をおき、組合会が予算決定、財産管理处分、使用料、組合費(戸数割とする)等の賦課徴収等を議決することとした。賦課金徴収は、地方費の徴収金に次ぐ先取特権を有した。学校組合の歳入、歳出予算をみると以下の如くである(表16, 17)。

表 16 学校組合歳入予算(円)

	組 合 数	歳 入			
		組合費賦課金	国庫補助	その他収入	合 計
1913	196	220,048	118,162	212,896	551,106
1917	329	667,321	322,080	615,432	1,604,833
1921	394	2,049,611	784,079	1,585,059	4,418,749
1925	422	2,403,736	773,683	1,900,808	5,078,227
1929	436	2,628,310	939,000	2,495,508	6,062,818

表 17 学校組合歳出予算(円)

	組 合 数	歳 出				組合費1戸 当り平均額
		事務所費	教 育 費	其の他の支出	合 計	
1913	196	82,076	353,287	115,743	551,106	8.708
1917	329	126,766	1,108,304	369,763	1,604,833	8.482
1921	394	278,535	3,516,168	624,046	4,418,749	24.384
1925	422	314,934	3,910,237	853,056	5,078,227	24.593
1929	436	354,376	4,224,866	1,483,576	6,062,818	23

表 16, 17「朝鮮総督府統計年報」大正14年度版, 昭和5年度版による

1930年12月、道制、府制、邑面制の改正にともなうて、学校組合中改正がおこなわれ、府における学校組合及び「学校費」を廃し、その事務を府に統一して、特別経済として、日本人教育費は日本人に、朝鮮人教育費は朝鮮人に賦課することにし、第一教育部会を日本人府会議員により、第二教育部会を朝鮮人府会議員により組織した。両教育部会は府会とほとんど同様の権限をもち、特別経済に関する事件を議決した。府以外の地域は従来通り、学校組合が日本人教育機関の設立主体であった。これ以後日本人初等教育の費用を支弁し、事務を処理する機関は、基本的に、変更されることがなかった(表18, 19)。

表 18 学校組合歳入歳出予算 (円)

	学 校 組 合 歳 入					歳 出				組 合 費 1 戸 当 り 平 均 額
	組合数	組合費	補助金 寄附金	その他	合 計	事務費	教育費	その他	合 計	
1933	436	1,227,617	1,196,063	809,202	3,232,882	224,543	2,254,576	753,763	3,232,882	22.56
1937	450	946,822	1,968,627	1,240,596	4,156,045	256,695	2,521,339	1,378,011	4,156,045	15.79
1941	460	1,401,628	2,250,960	1,750,230	5,402,818	369,483	3,403,316	1,999,502	5,402,818	20.05

表 19 府第一特別経済歳入歳出予算 (円)

	歳 入				歳 出		
	府 税	補 助 金	そ の 他	合 計	教 育 費	そ の 他	合 計
1933	1,437,534	532,865	1,496,747	3,467,146	2,085,230	1,381,916	3,467,146
1937	1,251,120	1,383,710	2,491,298	5,126,128	2,686,849	2,439,279	5,126,128
1941	2,678,075	1,604,600	4,321,972	8,604,647	3,734,759	4,879,888	8,604,647

表 18, 19「朝鮮総督府統計年報」昭和 5 年度版, 昭和 15 年度版による

第 3 章 教育費よりみた両植民地教育の特徴

上述のように、両植民地において総督府は、日本の進出にともない一貫して在住日本人子弟の教育を日本本国のそれに準じておこなわなければならなかった。本国における教育制度および教育内容等の変化にそって、植民地においてもそれに対応して進めざるを得なかったのである。そして、この日本人子弟の教育のあり方が、植民地人民をして彼らの教育制度との対比を常になさしめ、日本の植民地教育により複雑さを与えることになったと指摘できよう。日本の「近代的教育制度」の恩恵の言辞にいろどられた扶植の過程を経て、特に 1922 年の教育改革以降志向された内地延長主義にもとづく「同化教育」は、形式においては、日本本国の、また従って台湾、朝鮮に在住する日本人子弟の教育と植民地人民の子弟の教育との同一性を標榜し、それは 1930 年代に入って、より一層強化される方向をたどった(たとえば、1938 年の教育令改正、1941 年の教育令改正など)。だが実際上は、日本と台湾および朝鮮民族間には、社会生活上におけると同様、教育上、厳然たる区別が存在し、日本人子弟を優遇することによって、日本民族の「優越性」を誇示しようと努めたことをみても、「内鮮一体」「内台一体」を唱えたにもかかわらず日本の「同化教育」は、列強の植民地教育と本質上、同水準のものであった。すなわち、国民的陶冶の基礎となるべき初等普通教育機関の別体系の貫徹(我々が民族の教育権を考えるならば、そのこと自体は当然のことであるが)とそこにおける教育費の捻出、配分において、日本人と植民地人民の民族的差別が貫かれていた。たとえば、上述の、負担区分の

表 20 生徒 1 人当り経費 (円)

	台 湾		朝 鮮	
	小学校 (日本人)	公学校 (「本島人」)	小学校 (日本人)	普通学校 (朝鮮人)
1912	28.8	15.9	26	21
1927	49	28	52	24
1940	50	26	52 (1941)	20 (1941)

「台湾総督府学事年報」大正元年度版, 昭和 2 年度版, 昭和 15 年度版

「台湾の学校教育」昭和 15 年度版

「朝鮮総督府統計年報」大正元年度版, 昭和 2 年度版, 昭和 15 年度版

「朝鮮諸学校一覧」昭和 17 年度版による

問題や、上級学校進学生徒数の他、1学級生徒数²⁹⁾、生徒1人当り経費の相違を比較しただけでも明白である(表20)。

さらに、義務教育制度が施行されなかったこと(台湾においては統治終焉2年前まで)、および教育費の地方負担、特に朝鮮における賦課金制度は、植民地人民の教育費用負担を重くし、教育の不平等と教育機会の不均等をはなはだしいものにした³⁰⁾。

植民地としてのあらゆる収奪、それをささえる統治のなかに、露骨に教育も位置づけられ、したがって、きわめて低廉、かつ限定され、歪曲され、民族の言語、歴史をうばわれた、まさに植民地「奴隸的」教育³¹⁾であったが、そのなかからも植民地人民の、知識の習得、国家の独立と新しい世代の養成をめざす闘争が展開された。この植民地人民の教育をめぐる闘争の歴史を考察する課題は今後にゆずる。

最後に、日本人子弟の教育についてふれるならば、たとえば朝鮮においては、日本人にも学校組合による賦課金制度が施行されていたために、日本本国より重い教育費負担となったのであるが、それは全体としてみれば、地方税負担の軽さや、補助金制度、中等高等教育費の朝鮮人負担への転嫁等によって、一定の軽減がはかられたのである。台湾に関しては、より明瞭にそれがあらわれている。

日本人子弟の教育のこのような教育費の植民地人民への転嫁とともに、また極端な都市部への学校の集中と農村におけるきわめて小規模な学校の存在、ひんぱんな入退学者、教師の資質の悪さ(特に初期)、および生徒の支配民族としての優越心の増長と精神的退廃など³²⁾の現象からみて、植民地在住日本人教育は、本国に比して不正常な、まさに植民地主義的教育機能を果たしたということが言えよう。

〈註〉

- 1) 台湾の第三次地方行政組織、日本の町村にあたる。
- 2) 台湾の県、庁下の須要の地に弁務署が置かれた。その行政官庁。
- 3) 朝鮮近代史料(1)、「太平洋戦争下の朝鮮及台湾」近藤劬一編、p.18。
- 4) 本来の学力の差によるのではなく、日本語を教授用語とすることや、教育費負担能力、その他不利な教育条件による。
- 5) 「併合」の際明治天皇の下賜した臨時恩賜金1,700余万円の利子5分の1.5を普通学校経費に充当する。年額約27万円。
- 6) 官給学田の外、地方人民より徴収又は地方儒林の任意の鳩財を以て買取附属せしめた田。
- 7) 朝鮮の第一次の地方行政組織は道であり、府、郡、島は第二次の地方行政組織である。その行政官庁を府尹、郡守、島司という。
- 8) 7) 参照。
- 9) 1917年現在で75校、経費は17,714円である。
- 10) 7) 参照。
- 11) 「教育学研究」第39巻第1号、p.58 参照。
- 12) 弘谷論文及び前掲書11)を参照。
- 13) 第三次の地方行政組織。日本の村に相当する。
- 14) 1920~1922年の3年間に普通学校を400校増設する計画。実際は259校にとどまった。
- 15) 「朝鮮総督府統計年報」昭和5年度版による。
- 16) 一面一校計画は、1929~1936年の8年間に普通学校1,074校を増設する計画。修業年限を4年とし2学級編成。1校当り経常費を年2,600円とし、そのうち平均1,200円を国庫補助、不足分は増徴する。臨時費年額8,400円とし、それは道地方費助成、地元民寄附金によって充当するという方針であった。実際

は、797校増設にとどまった。二年制簡易学校増設計画は、初等普通教育を普通学校増設により普及するより、むしろ「輕費」による普及をはかって、1934年より創設。1934年440校、その後年毎に約220校ずつ増設した。1942年5月末現在で、1,680校をかぞえた。

- 17) 細川嘉六「植民史」(1941)によれば、たとえば1937年度、交通、通信、官業、勸業、国債諸費が歳出の約70%をしめ、警務、中央、地方行政、法務費が11.6%、文教(3.5%)、福利施設、医務、衛生費はわずかに4.4%である。p.319。
- 18) 朝鮮の全人口の8割を占める朝鮮人農家の金銭経済(租税公課、酒煙草、授業料、学用品、医薬品などに支出する金)は1戸当り年額50円内外。普通学校に在学する子供の年間経費は全朝鮮平均して約15~20円(教育賦課金を除く)。1936年、教育費賦課金は府で1戸当り3円11銭、郡部で1円4銭。1933年、総世帯数約344万中、極貧免税者13万7,000世帯、収入100円未満130万7,000世帯、100円以上200円未満95万世帯で、年収200円未満世帯が総世帯数の約7割である。
「朝鮮教育問題管見」1936、大野謙一、p.440参照。教育費賦課金の統計は「朝鮮総督府統計年報」昭和15年度版参照。
- 19) 「朝鮮教育大鑑」第二編、各説第七章、各学校細説に、詳細な報告がなされている。1930年度版。
- 20) 「朝鮮教育問題管見」1936、大野謙一、p.260参照。
- 21) 前掲書20)、p.261。
- 22) 前掲書20)、p.262。
- 23) 「併合」前後の小学校数

1908	79校
1909	102
1910	128
1911	180(私立3)。
- 24) 「朝鮮」朝鮮総督府、大正11年3月号『朝鮮教育沿革略史』高橋浜吉、p.326-327。
- 25) 「朝鮮独立運動の血史」1.朴殷植、1972、p.105。
- 26) 「京城府史」第三卷、京城府、p.94。
- 27) 「咸鏡南道誌」咸鏡南道、p.913。
- 28) 前掲書19)第三編、朝鮮教育に関する諸家の意見、第三章、教育實際家の意見、p.34-35。
- 29) 朝鮮では、1940年度において、職員1人につき生徒数は、朝鮮人対象小学校では74.53人、日本人対象小学校では35.33人。「朝鮮総督府統計年報」昭和15年度版。台湾においては1937年度で、公学校で61.54人、小学校で39.59人である。「台湾総督府学事第36年報」による。
- 30) a. 拙論の本文中の指摘のほか、都市の男子就学率7割9分8厘、女子就学率4割3分、邑面では男子3割8分3厘、女子は0割9分1厘。「鮮満事情、文部省推選派遣教育家のみたる」1937年、p.74参照。
b. 朝鮮総督府松村松盛学務課長、総督府主催第一回地方改良講習会での「朝鮮教育の過去現在及将来」演述中、『……加え教育費を地主が小作人に転化する場合が少なくないように思ふ。よし地主小作人共同負担とするも教育費の著しい増加は全戸数の約8割を占めている小作人を窘める所の施設となるであろう』前掲書20)、p.157-158。また地租、公課も地主から小作人に転嫁されていた。前掲書17)、p.343-344を参照。
- 31) 祖国光復会十大綱領
- 32) 1920年10月30日、光州-羅州間の日本人汽車通学生の朝鮮人女子学生にたいする侮辱に端を発した光州学生事件に典型的にうかがえるような朝鮮人学生への蔑視をみよ。

教育費令に関する資料としては、台湾総督府学事年報、台湾の学校教育、朝鮮総督府統計年報、朝鮮諸学校一覧のほか、外地法令制度の概要(「外地法制誌」第二部)昭和32年外務省条約局第三課、律令総覧(「外地法制誌」第三部の二)昭和35年条約局法規課、日本統治下五十年の台湾(「外地法制誌」第三部の三)昭和39年条約局法規課、制令(「外地法制誌」第四部の一)前編(昭和35年)、後編(昭和36年)、条約局法規課、日本統治時代の朝鮮(「外地法制誌」第四部の二)昭和46年条約局法規課、官報(明治35年5月、明治40年4月、明治44年2月、大正2年11月、大正9年8月)、明治以降教育制度発達史、第10巻、第11巻、第12巻、等を参照した。

おわりに一本論文の分析の留意点

日本帝国主義は、1895年の台湾領有をはじめとして、南樺太、関東州、朝鮮、南満州鉄道附属地、南洋群島を植民地として獲得したが、わけても台湾、朝鮮は、日本帝国主義の展開にとって、政治上、軍事上、経済上にきわめて重要な位置にあった。日本は、これら両地域のはげしい反日抵抗運動を武力弾圧することによって植民地支配を貫徹した。その統治は、たえることのない民族運動に当面し、苛酷さをきわめた。それは若干の形態の相違はあれ、日本の植民地支配の全期間を貫く基本的特徴である。

そこでは、暴力的な強制装置と表裏一体のものとして、民族的伝統、民族の特性のいっさいを破壊し、日本の忠僕となることを強要する「同化教育」政策が、内地延長主義にもとづいて採用された。

本論文は、この日本帝国主義の台湾、朝鮮両植民地における天皇制教育政策について分析したものである。

第1編では、台湾、朝鮮で成立した全ての教育機関にわたる政策史の事実について概観してある。そこでは次の様な点に留意した。

日本帝国主義が台湾と朝鮮に対して行った教育政策を各教育機関についての諸統計を通して実証的に検討し、一方では少なくともその範囲で確定できる教育の政策史の事実が、他の政治、経済、文化政策とどの様に関連して説明されるのか、他方では、その教育政策と他の植民地政策がもつ本質をどう説明するのか、ということである。

次に、台湾や朝鮮に対して行われた政策について、個々に比較検討し、それによって明らかになった諸関連や本質を、更に台湾、朝鮮の歴史展開の中に引きもどしてどう叙述するのか、ということである。

その際、これら両植民地を包摂して展開する日本帝国主義の歴史的過程との統一的な把握を仮説的に行った。この点は、まさにそうすることによって、植民地教育史研究が近代日本の歴史と教育史の研究に、不可欠の一環として切り込んでいける接点となりうるからである。

第2編では、特に、教育を成立せしめていた基本的条件のひとつである、経済的基礎たる教育費の問題を取り出して、主として初等普通教育を中心に検討し、それとの関連において高等教育等についてもふれて論じてある。そこでは次の様な点に留意した。

日本が進出していった時期が、台湾と朝鮮ではことになったこと、また両植民地の在来の教育形態が相違していたこと、すなわち、台湾においては、外国宣教師開設の諸学校、および書房などが存在していたが、朝鮮においては旧韓国時代の官・公立学校機関、およびそれと併存して、キリスト教宣教師設立学校を含む近代的教育を志向する私立教育機関が書堂とともに広汎に存在したこと、そしてそれらの多くは、朝鮮の愛国的文化啓蒙運動の主要な一翼をになっていたこと、また両植民地において、それぞれ在住している日本人子弟の教育も同時に、ともに行わなければならないこと、これらによって、おのおのの教育費の捻出方法や、配分の方法は当然にもことになっている。しかし、そのような相違と同時に、その中に貫かれている本質的な同一性は、どのようなものなのか、ということである。

なお、第1編は弘谷が、第2編は広川がそれぞれ分担して執筆した。

最後に、我々の個別研究及びこの共同研究を指導して下さった鈴木先生及び竹田先生をはじめとする研究室員に心から感謝を捧げる。